

平成25年1月調査

裁判員制度の運用に関する意識調査

平成25年3月

最高裁判所

目 次

本報告書を読む際の注意	3
I 調査の概要	5
II 調査結果の概要	7
1 裁判員制度の周知状況	7
(a) 裁判員制度の実施について	7
(b) 裁判員制度の内容	8
(c) 裁判員に選ばれる可能性	9
2 裁判員制度の周知媒体	10
3 裁判や司法への関心度	12
4 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象	13
(a) 公正中立である	14
(b) 信頼できる	15
(c) 裁判所や司法は近づき難い印象がある	16
(d) 納得できる裁判（判断）が行われている	17
(e) 国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている	18
(f) 事件の真相が解明されている	19
(g) 裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい	20
(h) 裁判に時間がかかる	21
(i) 国民の関心が高く自分の問題として考えている	22
5 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ4の印象を持つことになった原因	23
6 裁判員制度の実施により期待すること	25
(a) 裁判がより公正中立なものになる	26
(b) 裁判がより信頼できるものになる	27
(c) 裁判所や司法が身近になる	28
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる	29
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる	30
(f) 事件の真相がより解明される	31
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなる	32
(h) 裁判が迅速になる	33
(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる	34

7	現在実施されている裁判員制度の印象	35
	(a) 裁判がより公正中立なものになった	36
	(b) 裁判がより信頼できるものになった	37
	(c) 裁判所や司法が身近になった	38
	(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになった	39
	(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった	40
	(f) 事件の真相がより解明されている	41
	(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなった	42
	(h) 裁判が迅速になった	43
	(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった	44
8	裁判員制度についてQ7の印象を持つことになった原因	45
9	裁判に参加する場合の心配や支障となるもの	47
10	裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）	49
11	裁判員として刑事裁判に参加したいか	51
12	刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか	52
13	制度開始前・実施への期待・実施後の変化	53
III	調査票（付：単純集計結果）	57
	標本抽出方法	65

〔本報告書を読む際の注意〕

- 1 nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。

- 2 質問の種類を示す記号は次のとおりである。
M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問 (Multiple Answers の略)。
このとき回答計およびM. T. (Multiple Total の略) は回答数の合計を回答者数 (n) で割った比率であり、通常その値は100%を超える。
〔回答票〕 : 回答の選択肢を列記した「回答票」を示して、その中から回答を選ばせる質問

- 3 結果数値 (%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。

- 4 統計表等に用いた符号は次のとおりである。
0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの
- : 回答者がいないもの

- 5 職業別の分析で、「その他」は回答数が少なく誤差が大きいため、分析の対象としていない。

- 6 小計の値は、各選択肢の表章されたものを合算しているため、回答数を合算したものから算出した場合と一致しないことがある。

I 調査の概要

- 1 調査目的 裁判員制度に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
- 2 調査項目 (1) 裁判員制度の周知状況
(2) 裁判員制度の周知媒体
(3) 裁判や司法への関心度
(4) 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象
(5) 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についての印象を持つことになった原因
(6) 裁判員制度の実施により期待すること
(7) 現在実施されている裁判員制度の印象
(8) 裁判員制度についての印象を持つことになった原因
(9) 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの
(10) 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）
(11) 裁判員として刑事裁判に参加したいか
(12) 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか
- 3 調査対象 (1) 母集団 全国20歳以上の者
(2) 回収数 2,005人
(3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法
- 4 調査時期 平成25年1月17日(木)～2月3日(日)
- 5 調査方法 調査員による個別面接聴取
- 6 調査実施機関 社団法人 新情報センター
- 7 性・年齢別回収数

	男性	女性	合計
20～29歳	130(6.5%)	124(6.2%)	254(12.7%)
30～39歳	177(8.8%)	163(8.1%)	340(17.0%)
40～49歳	171(8.5%)	155(7.7%)	326(16.3%)
50～59歳	151(7.5%)	151(7.5%)	302(15.1%)
60～69歳	169(8.4%)	192(9.6%)	361(18.0%)
70歳以上	178(8.9%)	244(12.2%)	422(21.0%)
計	976(48.7%)	1,029(51.3%)	2,005(100.0%)

Ⅱ 調査結果の概要

Ⅱ 調査結果の概要

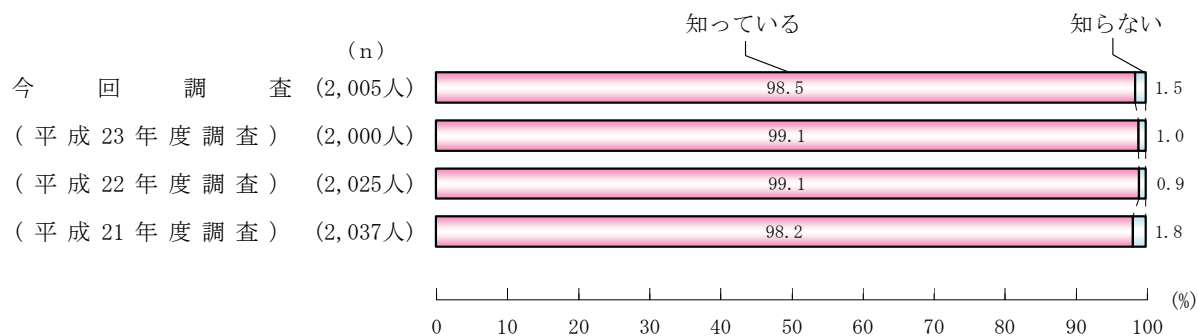
1 裁判員制度の周知状況

(a) 裁判員制度の実施について

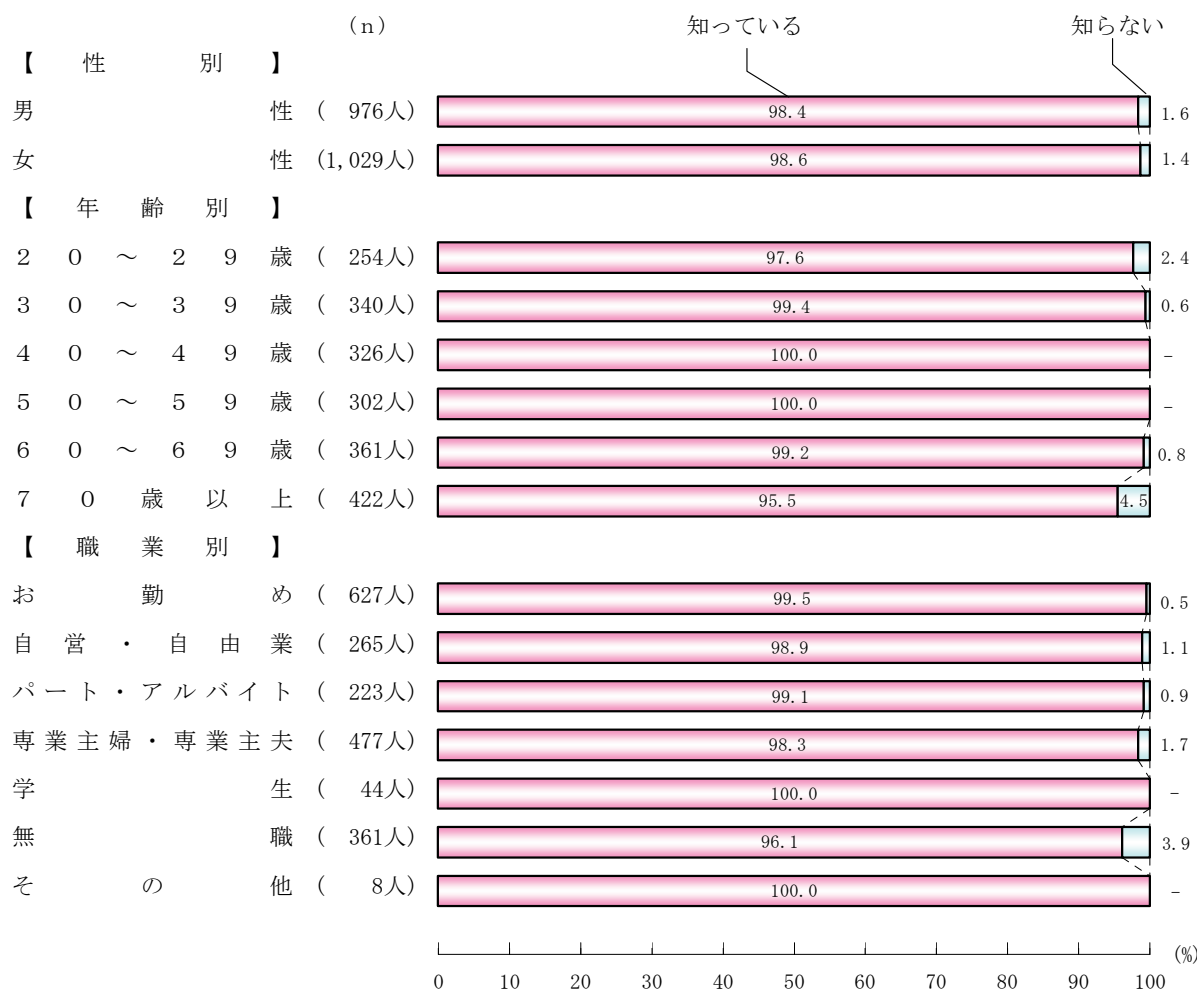
Q1 [回答票1] あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

(a)～(c)の各項目ごとに「知っている」、「知らない」のいずれかをお答えください。

(a) 裁判員制度が実施されている



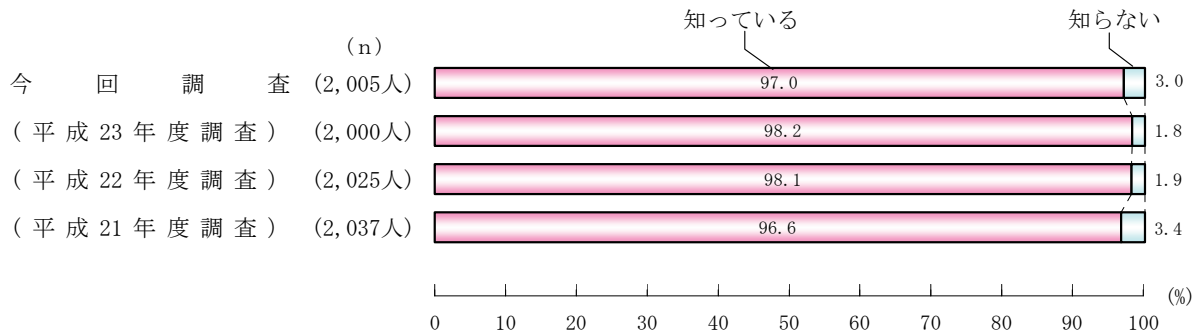
「裁判員制度が実施されている」ことを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が98.5%、「知らない」と答えた者は1.5%であった。



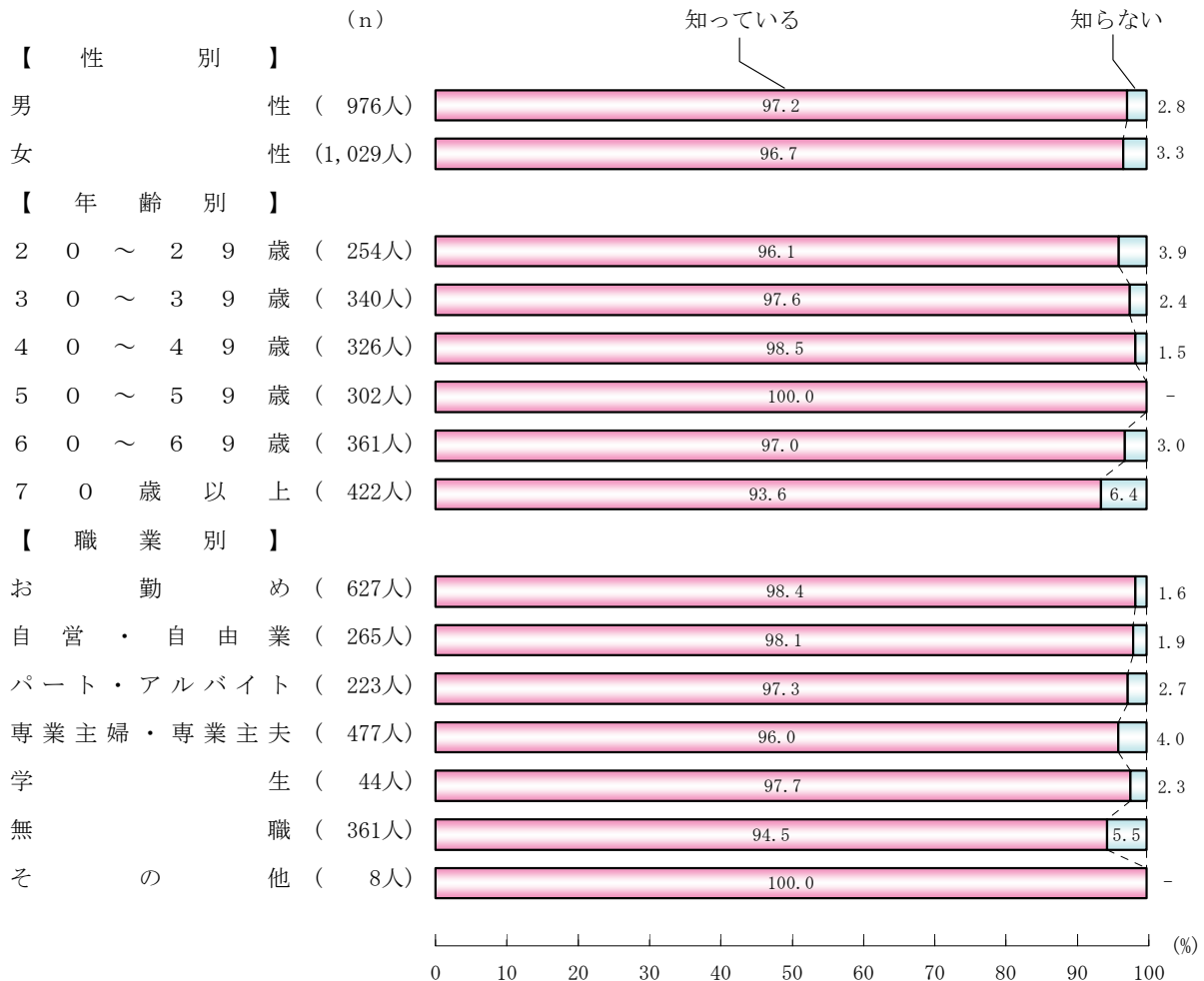
「知っている」と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も低く、職業別では、無職が最も低くなっている。

(b) 裁判員制度の内容

(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である



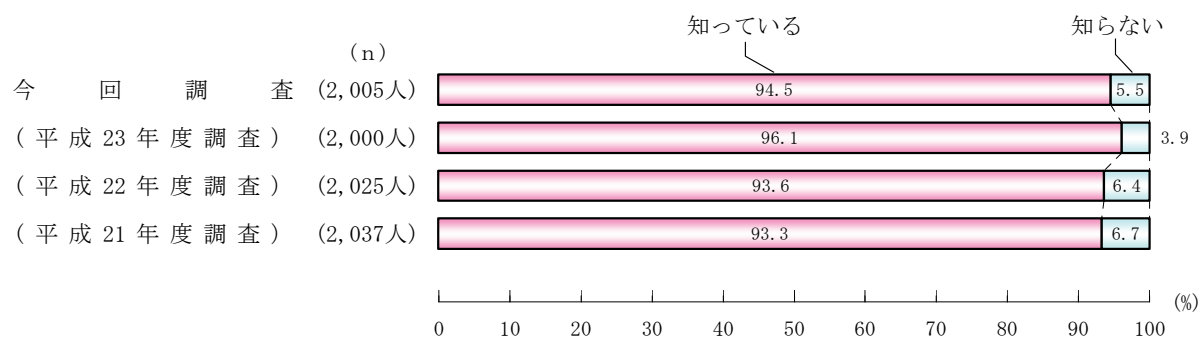
裁判官と一緒に有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度であることを「知っている」と答えた者が97.0%、「知らない」と答えた者は3.0%であった。



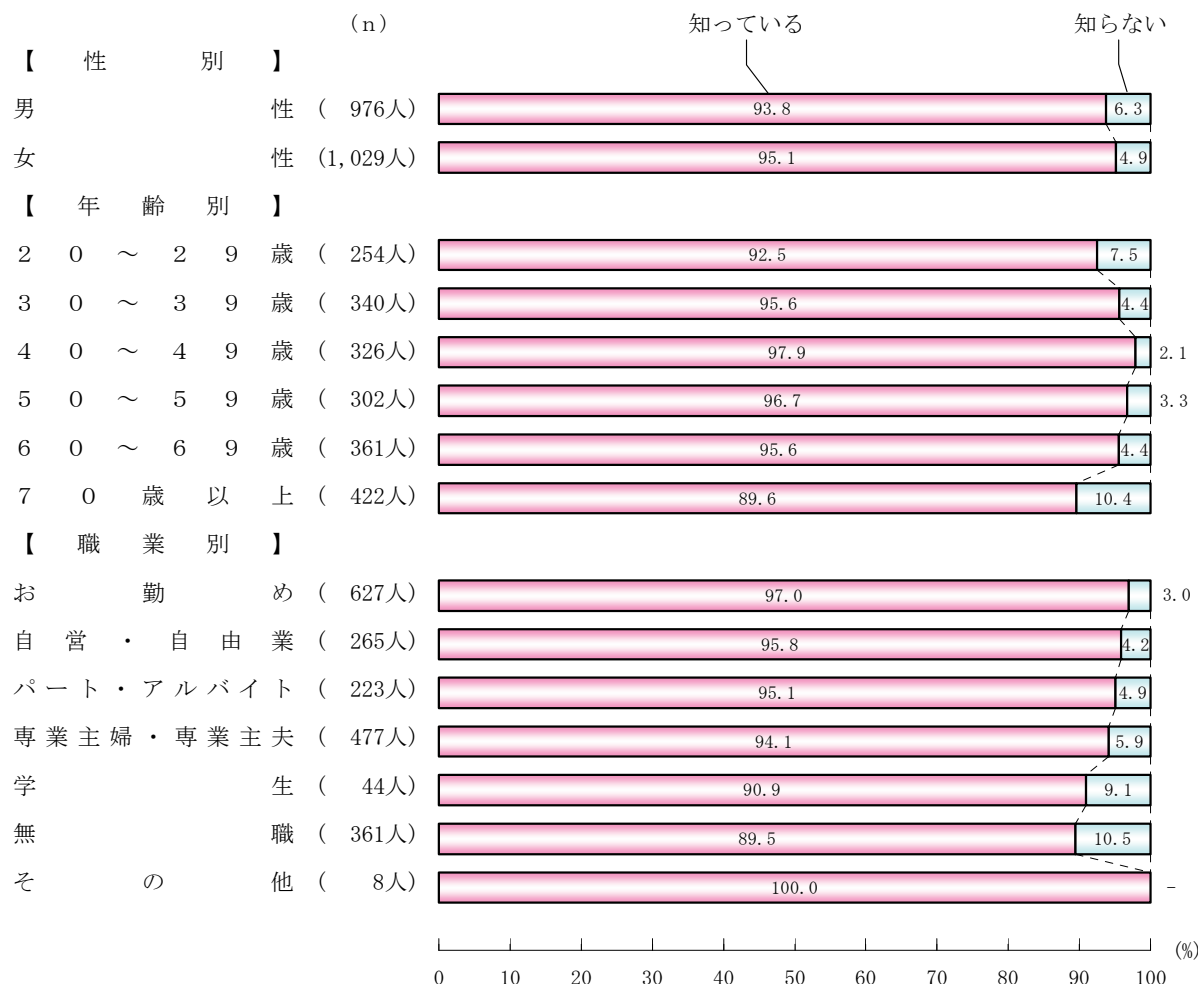
「知っている」と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も低く、職業別では、無職が最も低くなっている。

(c) 裁判員に選ばれる可能性

(c) 選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある



有権者であれば、原則として誰でも選ばれる可能性があることを「知っている」と答えた者が94.5%、「知らない」と答えた者は5.5%であった。周知状況を聞いた3項目((a)~(c))の中では、「知らない」と答えた者の割合が一番高かった。

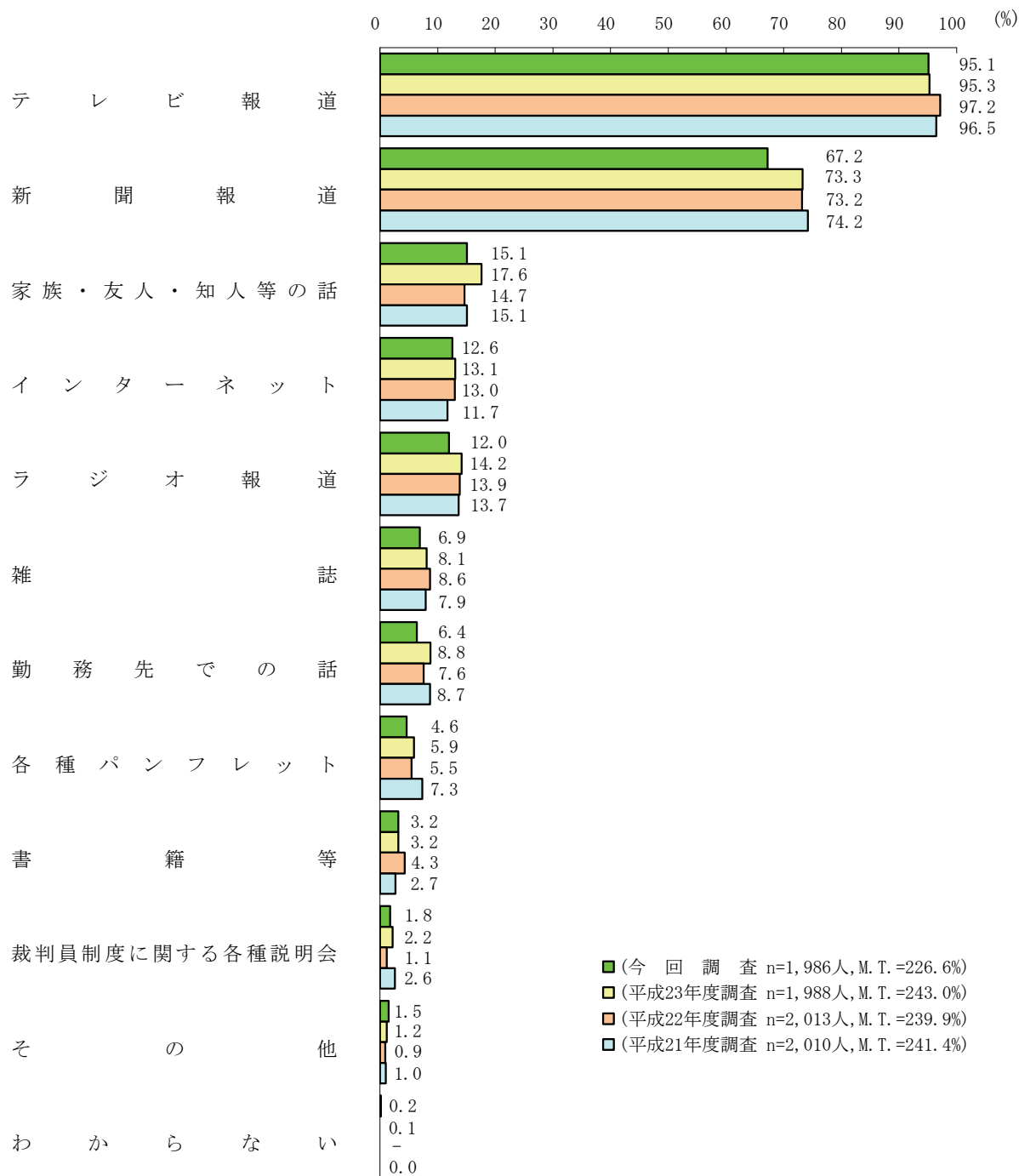


「知っている」と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も低く、職業別では、無職が最も低くなっている。

2 裁判員制度の周知媒体

【Q1でひとつでも「1知っている」と回答した人にQ2～Q10を聞く】

Q2 〔回答票2〕では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



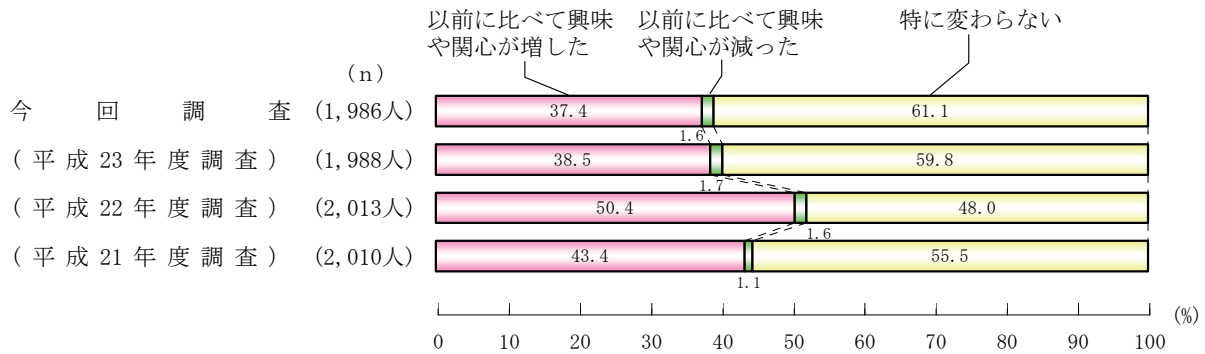
裁判員制度を知っている人に、何から知ったかをたずねたところ、「テレビ報道」をあげた者の割合が最も高く 95.1%、次いで「新聞報道」が 67.2%であった。以下、「家族・友人・知人等の話」(15.1%)、「インターネット」(12.6%)、「ラジオ報道」(12.0%)となっている。

	該当数 (n)	新聞報道	雑誌	書籍等	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	各種パンフレット	家族・友人・知人等の話	勤務先での話	裁判員制度に関する各種説明会	その他	わからない	回答計
【性別】														
男性	968	70.9	8.3	4.0	92.9	13.8	19.1	5.1	12.0	9.0	2.4	1.4	0.1	238.9
女性	1018	63.8	5.7	2.4	97.2	10.2	6.5	4.2	18.1	4.0	1.2	1.5	0.2	214.8
【年齢別】														
20～29歳	251	37.1	3.6	1.2	92.8	2.0	23.5	1.6	17.5	3.2	0.4	5.6	0.8	189.2
30～39歳	339	54.3	5.9	2.9	95.6	9.1	20.9	3.2	12.1	9.4	0.9	0.9	-	215.3
40～49歳	326	67.8	8.0	2.5	93.6	10.4	16.9	5.8	14.7	11.3	1.5	0.3	0.3	233.1
50～59歳	302	75.8	10.3	3.6	97.4	16.2	11.6	4.3	17.5	6.6	1.7	1.0	-	246.0
60～69歳	359	83.0	7.8	4.5	96.7	16.7	6.1	7.2	17.5	7.5	2.5	0.6	-	250.1
70歳以上	409	75.8	5.9	3.7	94.1	14.4	2.2	4.6	12.5	1.0	2.9	1.5	-	218.6
【職業別】														
お勤め	625	64.8	9.0	3.5	93.4	11.0	21.3	5.8	13.4	13.8	1.9	1.0	-	238.9
自営・自由業	265	70.9	9.4	3.8	96.2	18.5	11.3	1.9	14.3	2.3	1.5	0.4	-	230.6
パート・アルバイト	221	64.7	5.0	1.4	98.2	10.4	9.0	6.8	19.5	5.9	0.9	1.8	-	223.5
専業主婦・専業主夫	471	65.8	4.9	2.8	96.6	9.8	5.9	4.0	17.2	1.3	1.7	0.4	0.4	210.8
学生	44	54.5	6.8	2.3	88.6	-	38.6	-	22.7	2.3	-	20.5	-	236.4
無職	352	73.9	5.4	3.4	93.8	13.6	5.7	4.3	11.6	4.5	2.3	2.0	0.3	220.7
その他	8	62.5	12.5	25.0	100.0	37.5	37.5	25.0	37.5	-	12.5	-	-	350.0

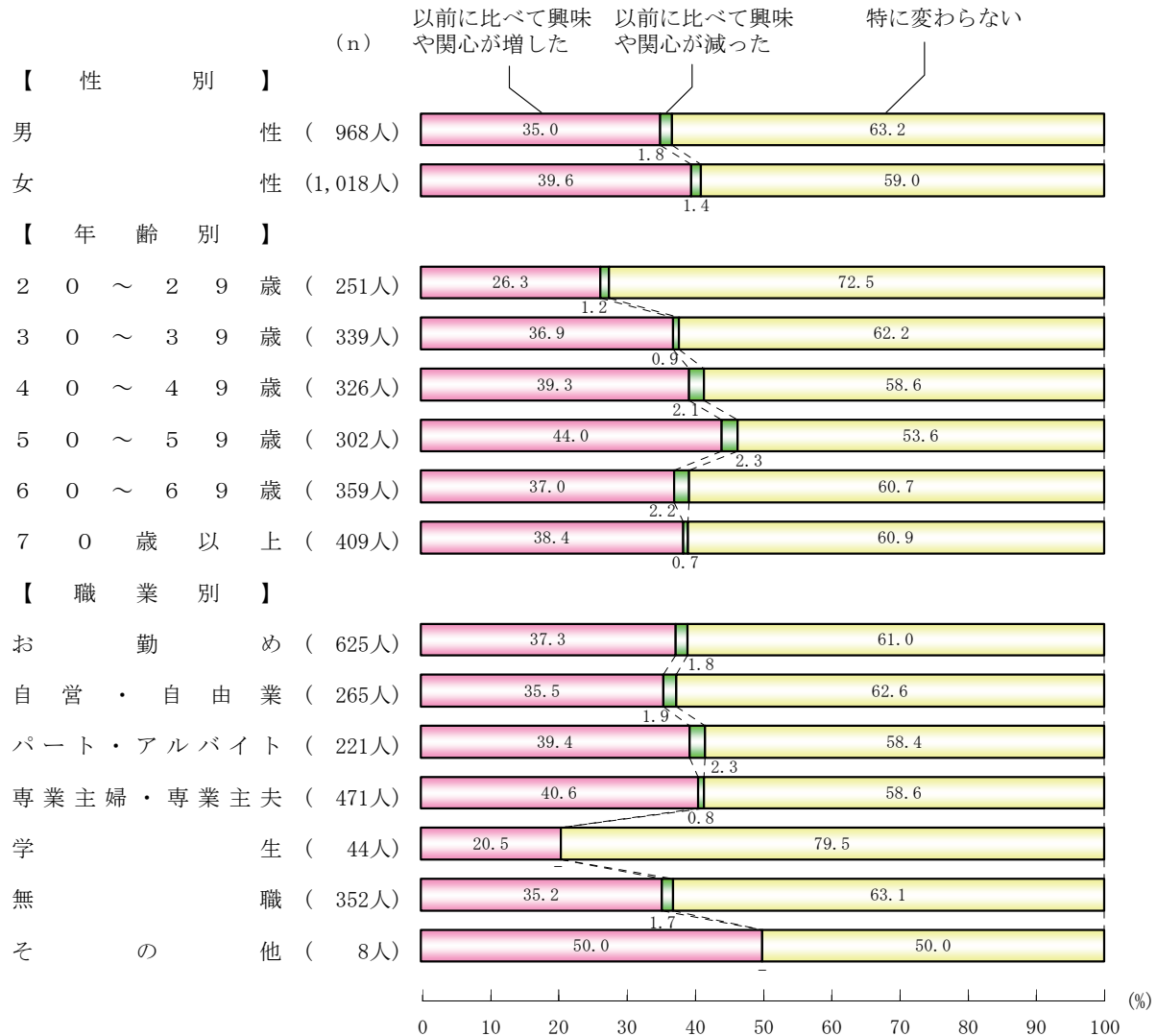
男女別にみると、「新聞報道」、「ラジオ報道」、「インターネット」、「勤務先での話」から知ったと答えた者の割合は、男性で高く、「テレビ報道」、「家族・友人・知人等の話」は女性で高くなっている。年齢別にみると、「新聞報道」は50代以上で高く、「ラジオ報道」は50代、60代で、「インターネット」は20代、30代で高くなっている。

3 裁判や司法への関心度

Q3 「回答票3」裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。



裁判員制度が開始されてから、裁判や司法に対する興味や関心が変わったかをたずねたところ、「以前に比べて興味や関心が増した」と答えた者の割合は37.4%、「特に変わらない」は61.1%、「以前に比べて興味や関心が減った」は1.6%であった。

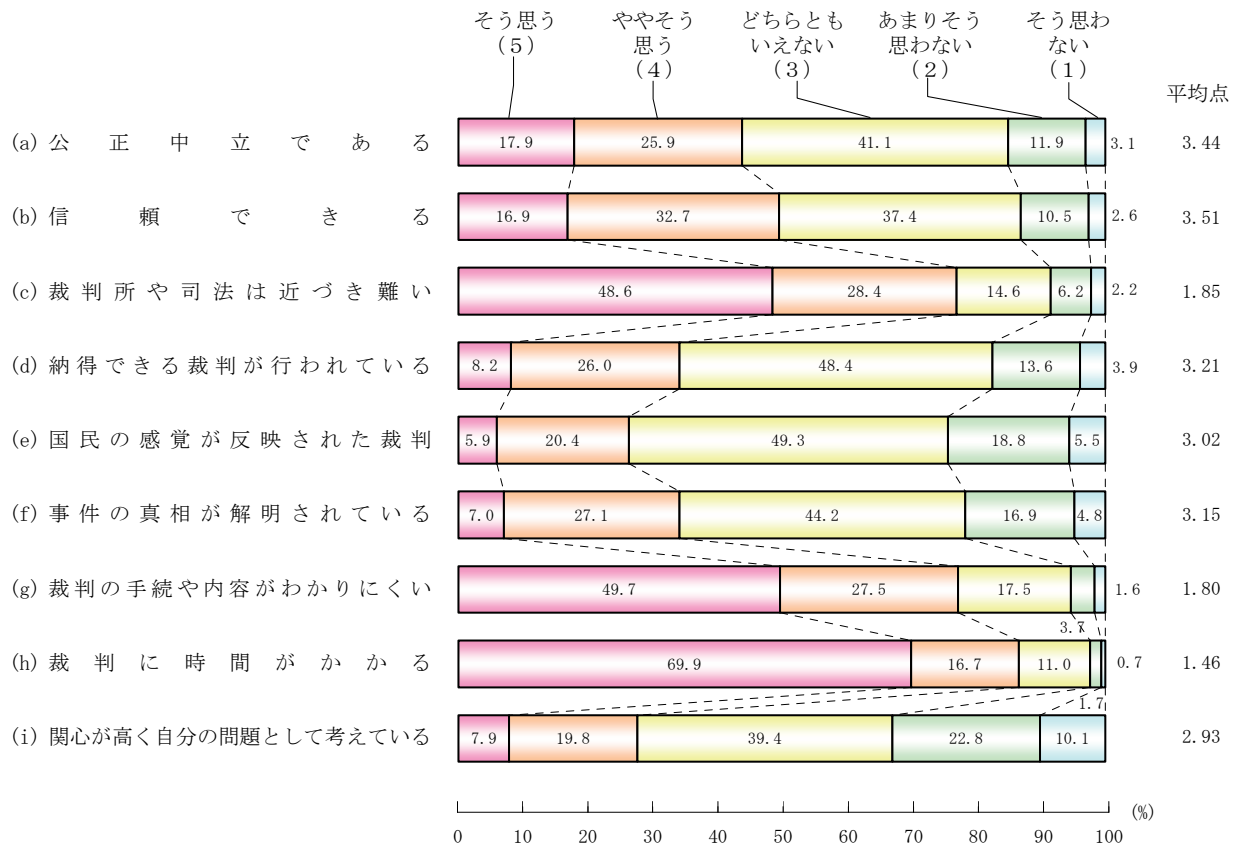


「以前に比べて興味や関心が増した」と答えた者の割合は、男女別にみると、女性が高くなっている。年齢別では、50代が最も高く、職業別では、学生が最も低くなっている。

4 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象

Q 4 [回答票 4] あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の (a) ~ (i) の項目について、次の中から最も当てはまるものを 1 つ選んでください。

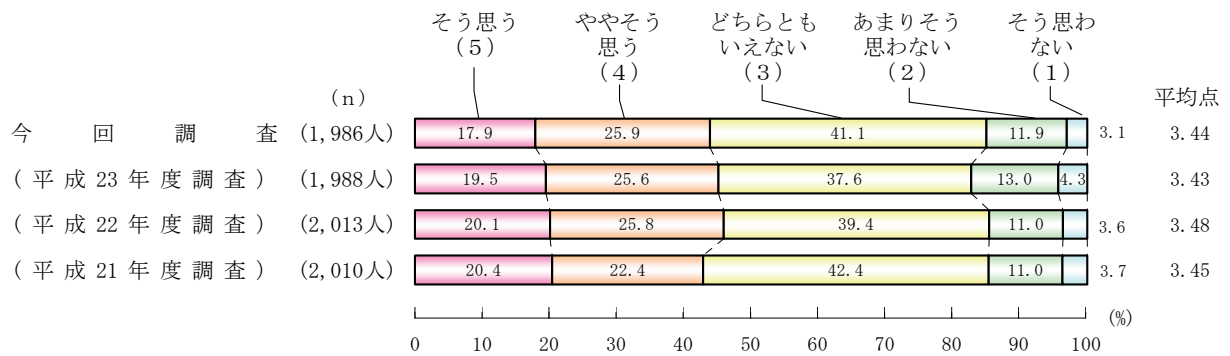
(n=1,986 人)



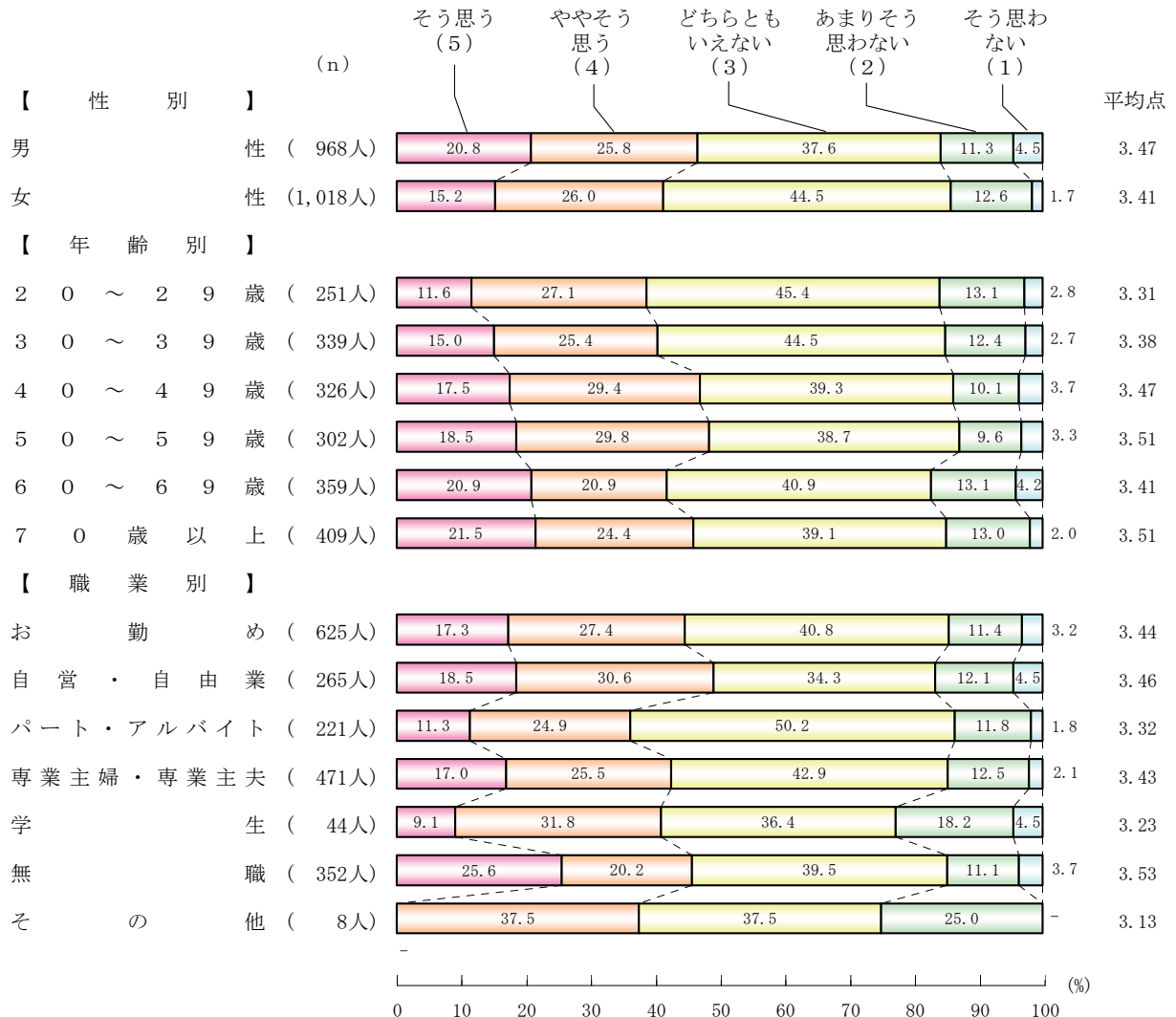
* 平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。ただし、(c)(g)(h)は点数の順が逆になっている。

裁判員制度が始まる前に、刑事裁判に対してどのような印象を持っていたか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かったのが『信頼できる』(3.51点)、以下、『公正中立である』(3.44点)、『納得できる裁判(判断)が行われている』(3.21点)、『事件の真相が解明されている』(3.15点)、『国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている』(3.02点)、『刑事裁判や司法などの公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている』(2.93点)となっており、『裁判所や司法は近づき難い印象がある』(1.85点)、『裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい』(1.80点)、『裁判に時間がかかる』(1.46点)の項目は平均点が低くなっている。

Q4(a)公正中立である

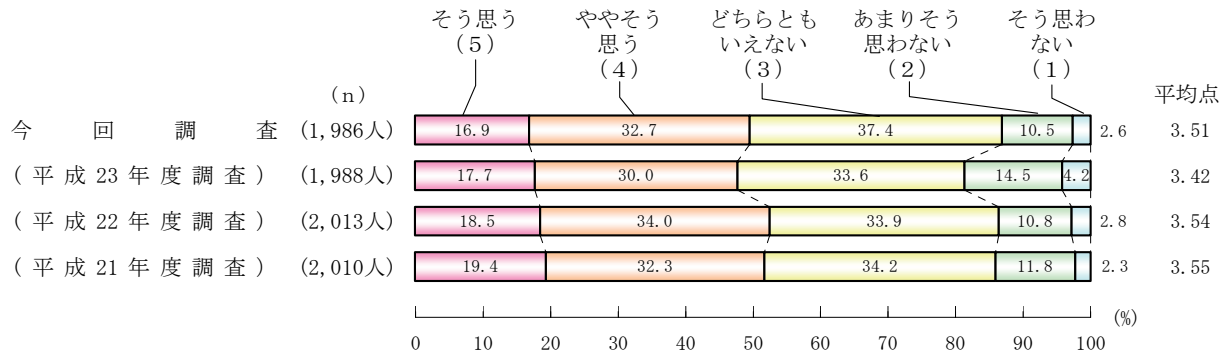


裁判員制度が始まる前の『公正中立である』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は43.9%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は15.0%である。

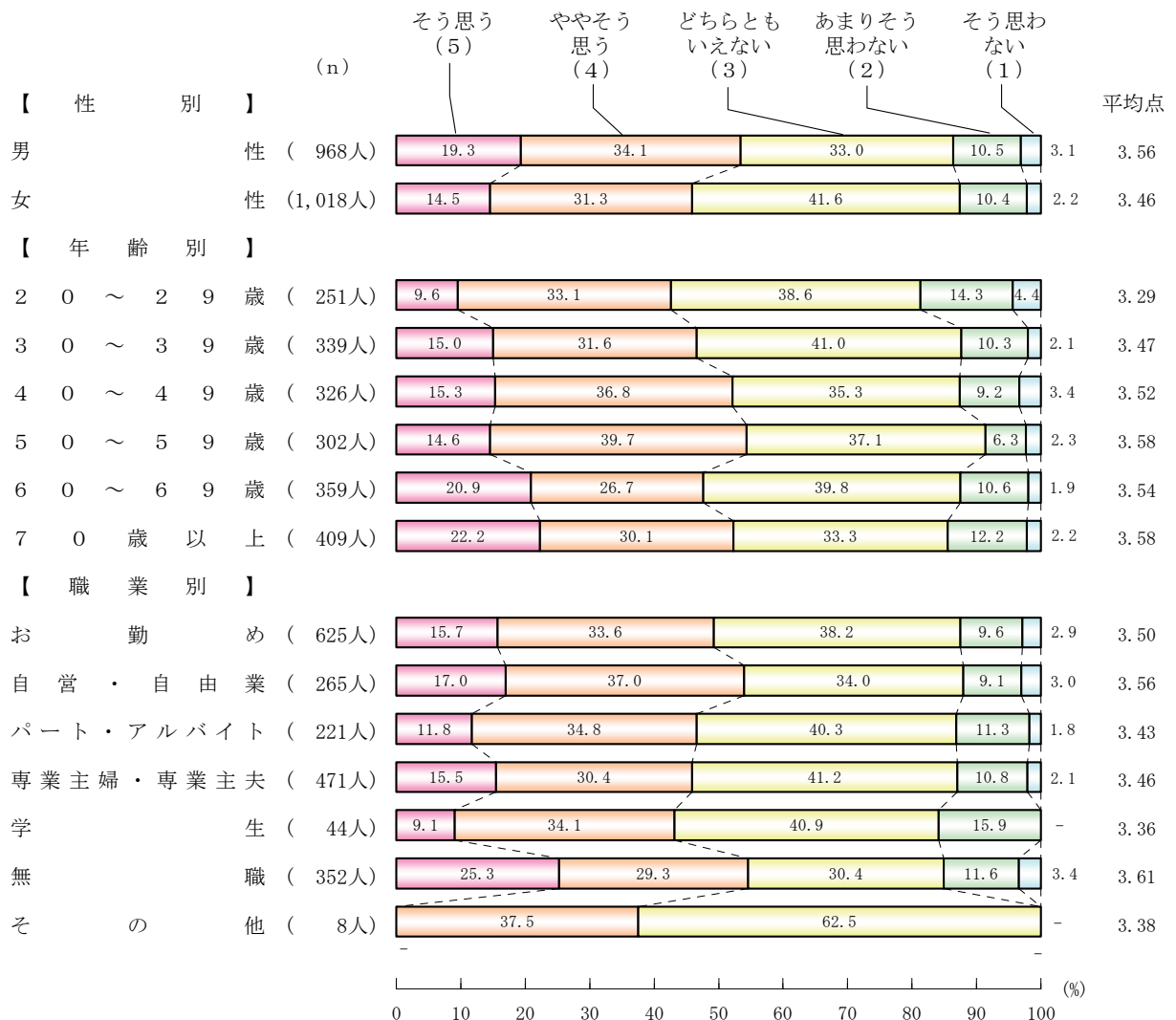


『公正中立である』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、大きな差はみられないが、職業別では、パート・アルバイトが最も低くなっている。

Q4 (b) 信頼できる

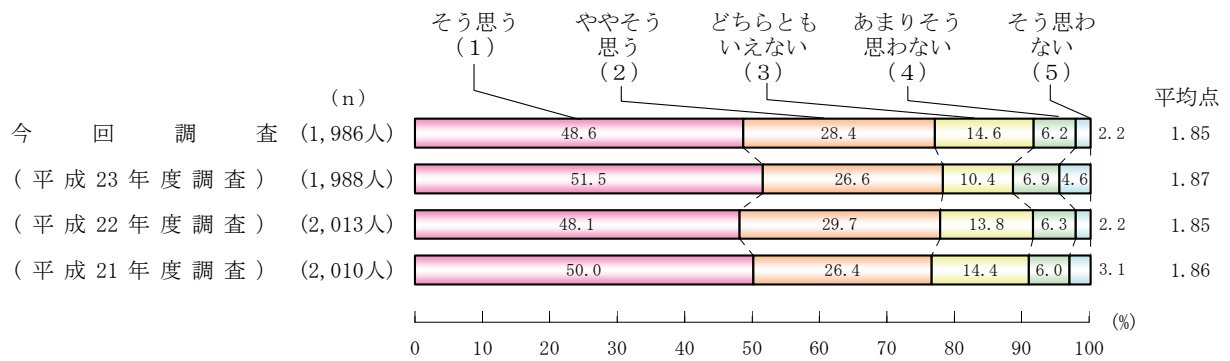


裁判員制度が始まる前の『信頼できる』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は49.5%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は13.1%である。

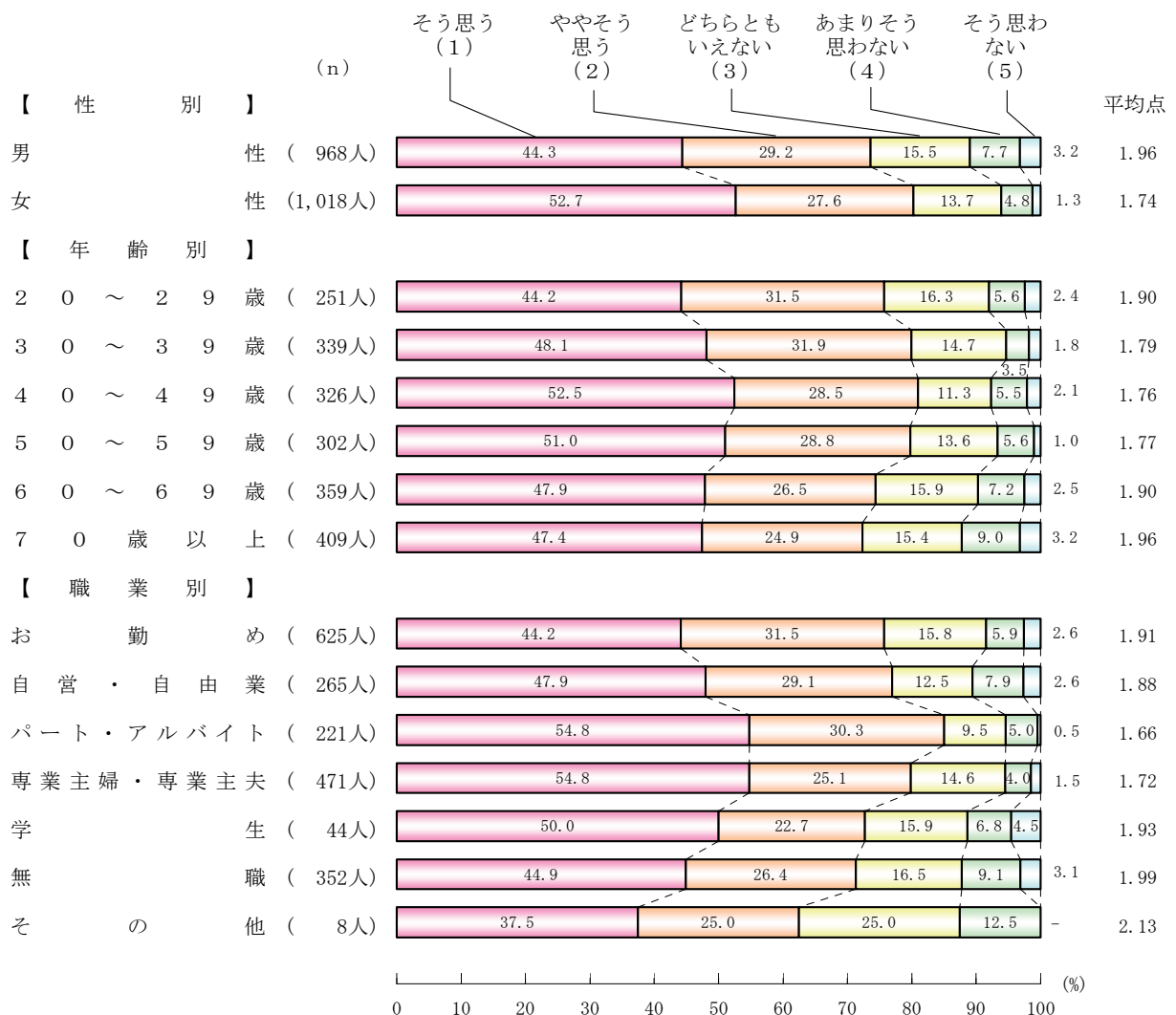


『信頼できる』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、20代が最も低く、職業別では、無職が最も高くなっている。

Q 4 (c) 裁判所や司法は近づき難い印象がある

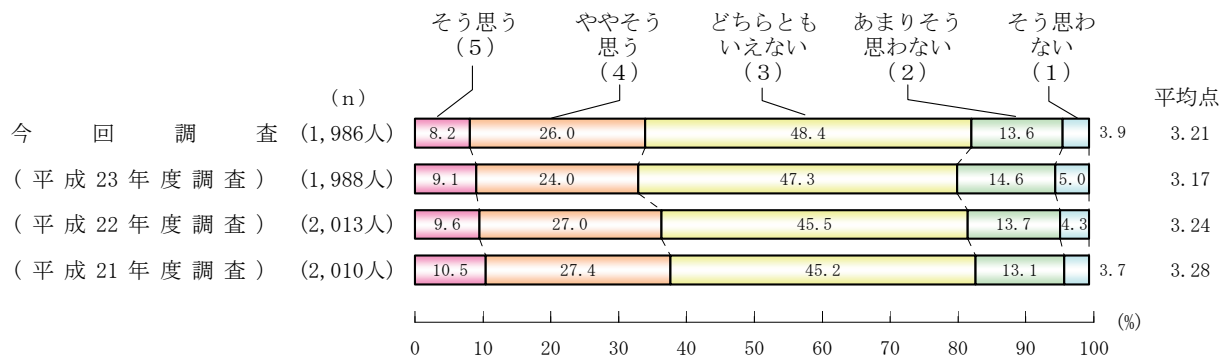


裁判員制度が始まる前の『裁判所や司法は近づき難い印象がある』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は77.0%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は8.5%である。

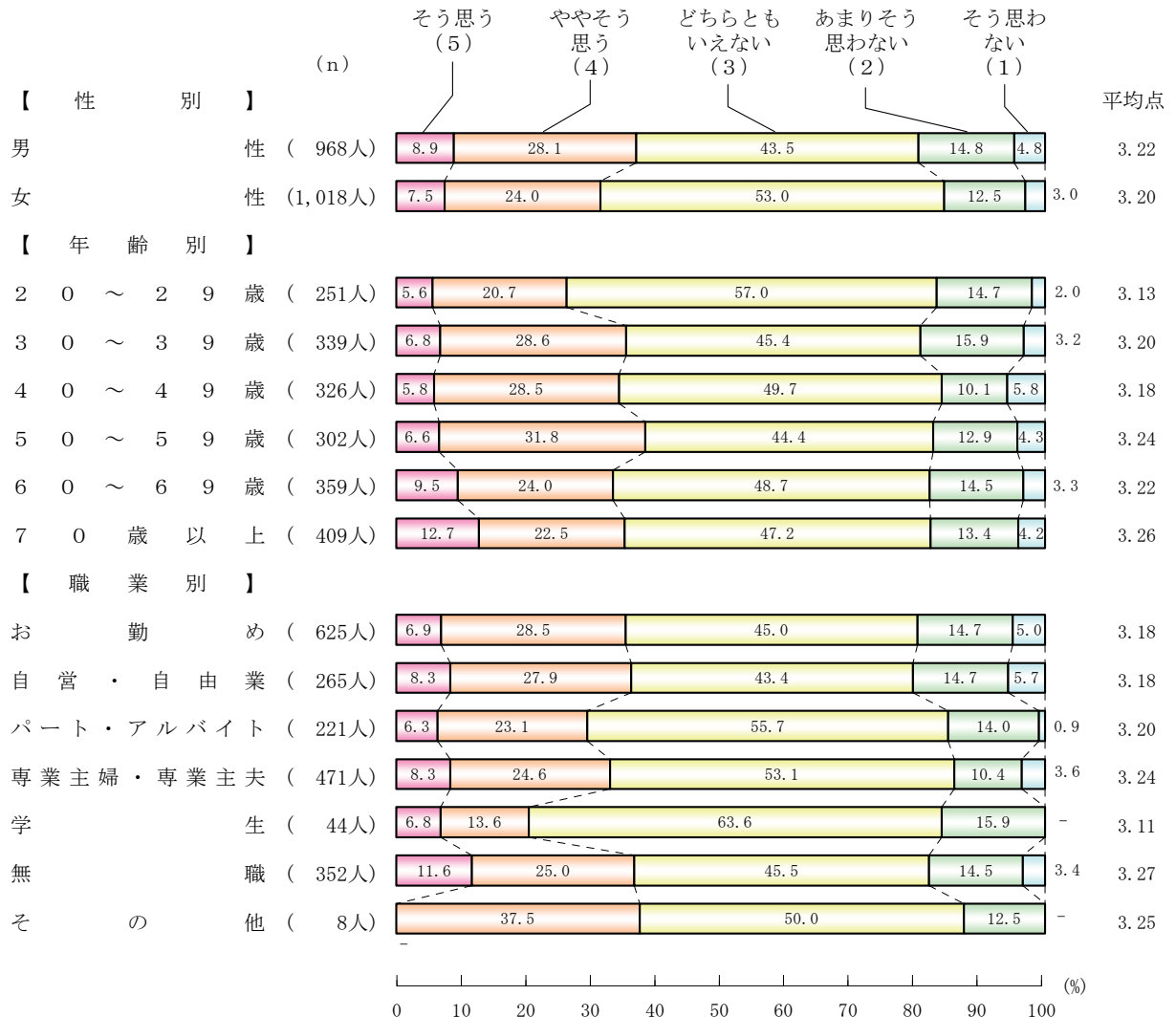


『裁判所や司法は近づき難い印象がある』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、女性が高くなっている。年齢別では、70歳以上が最も低く、職業別では、パート・アルバイトが最も高く、無職が最も低くなっている。

Q4 (d) 納得できる裁判(判断)が行われている

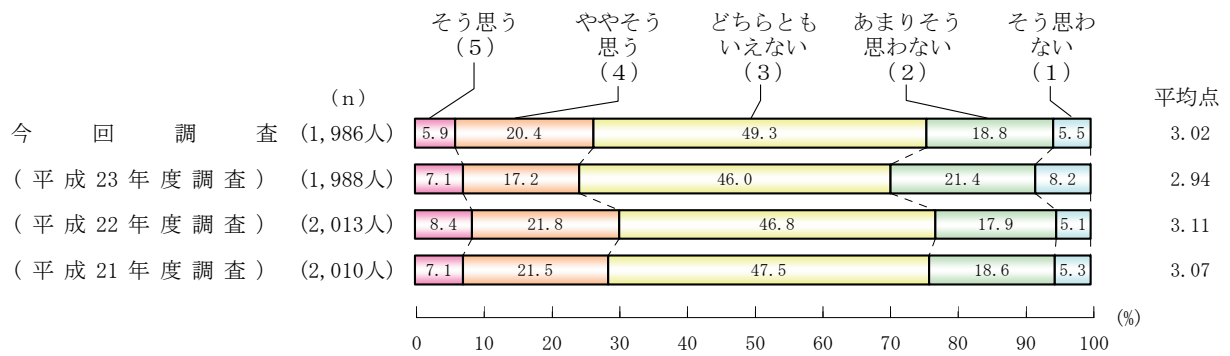


裁判員制度が始まる前の『納得できる裁判(判断)が行われている』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は34.1%、『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は17.5%である。

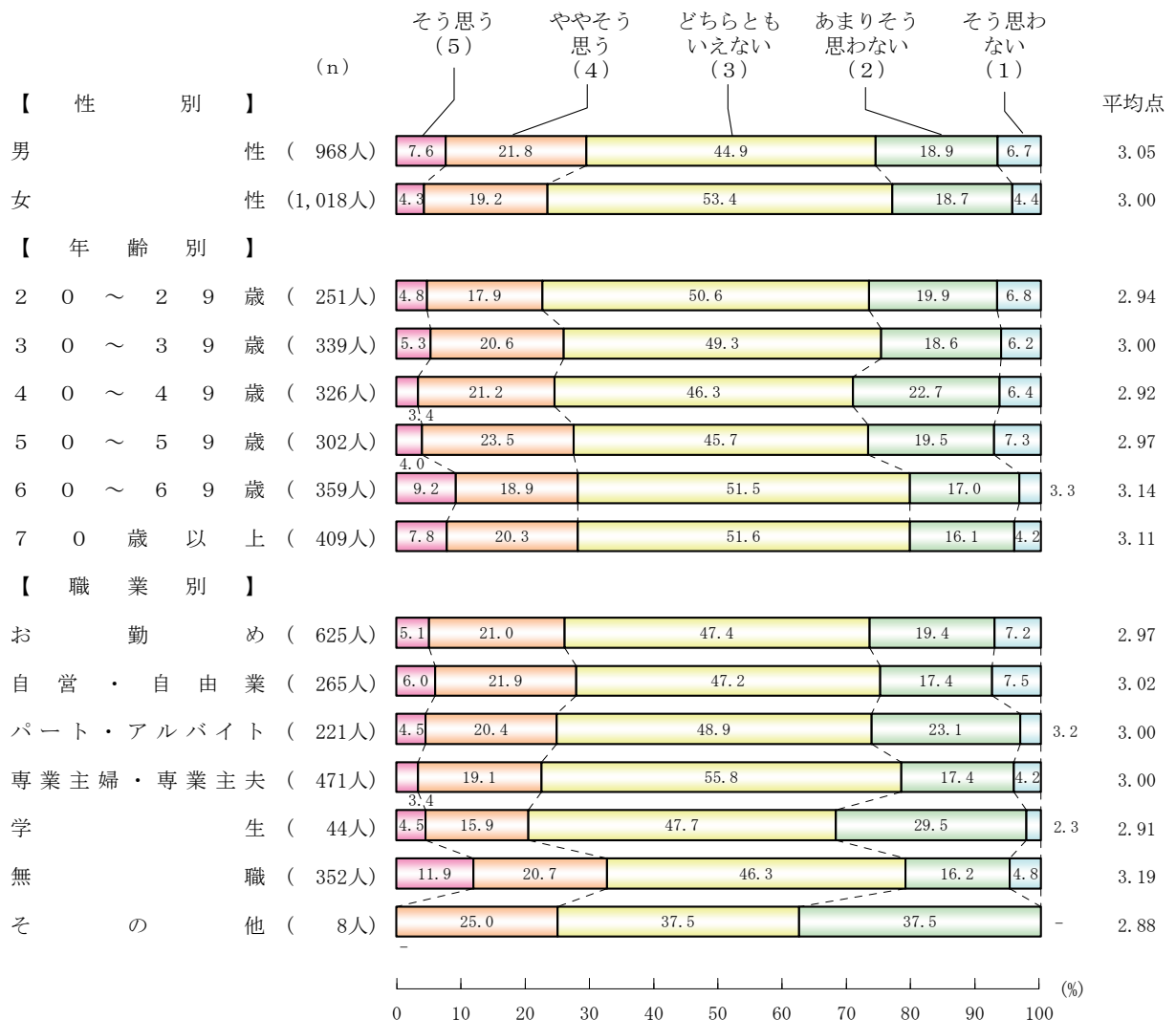


『納得できる裁判(判断)が行われている』という印象について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、20代が最も低く、職業別では、学生が最も低くなっている。

Q4 (e) 国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている

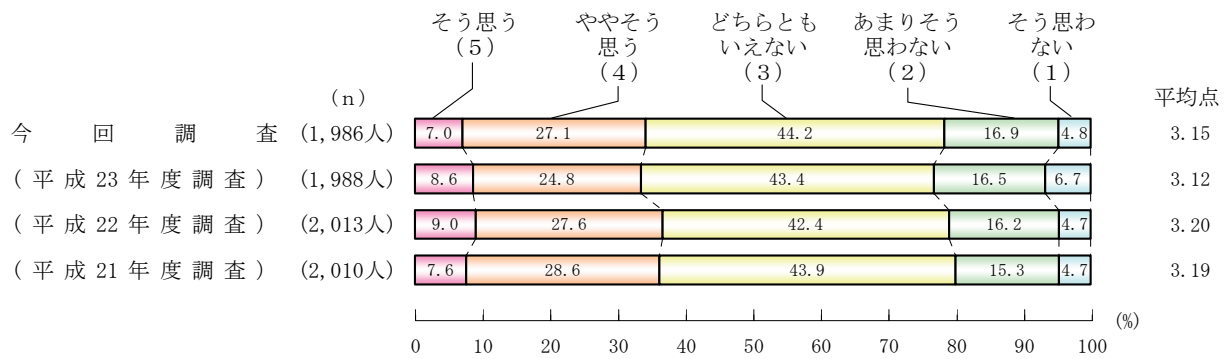


裁判員制度が始まる前の『国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は26.4%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は24.3%である。

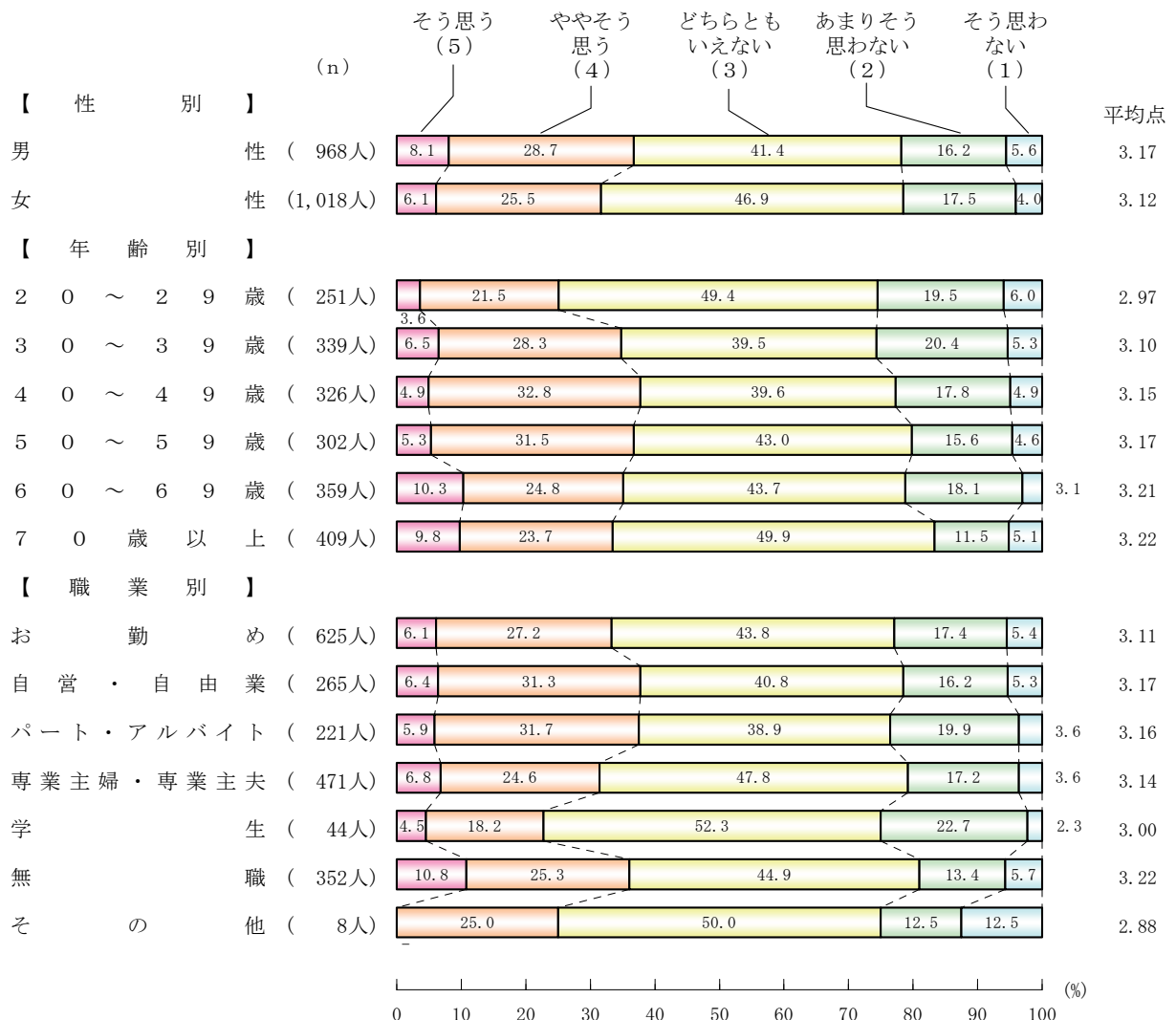


『国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、大きな差はみられないが、職業別では、無職が最も高くなっている。

Q4 (f) 事件の真相が解明されている

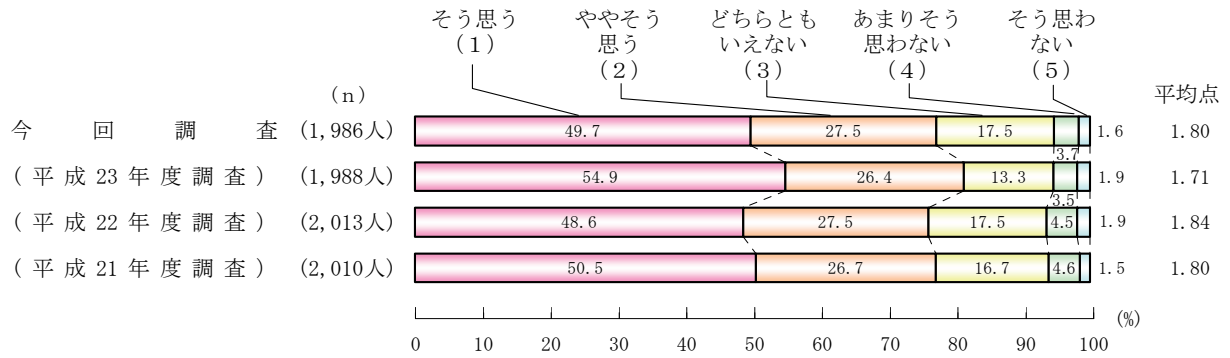


裁判員制度が始まる前の『事件の真相が解明されている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は34.1%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は21.7%である。

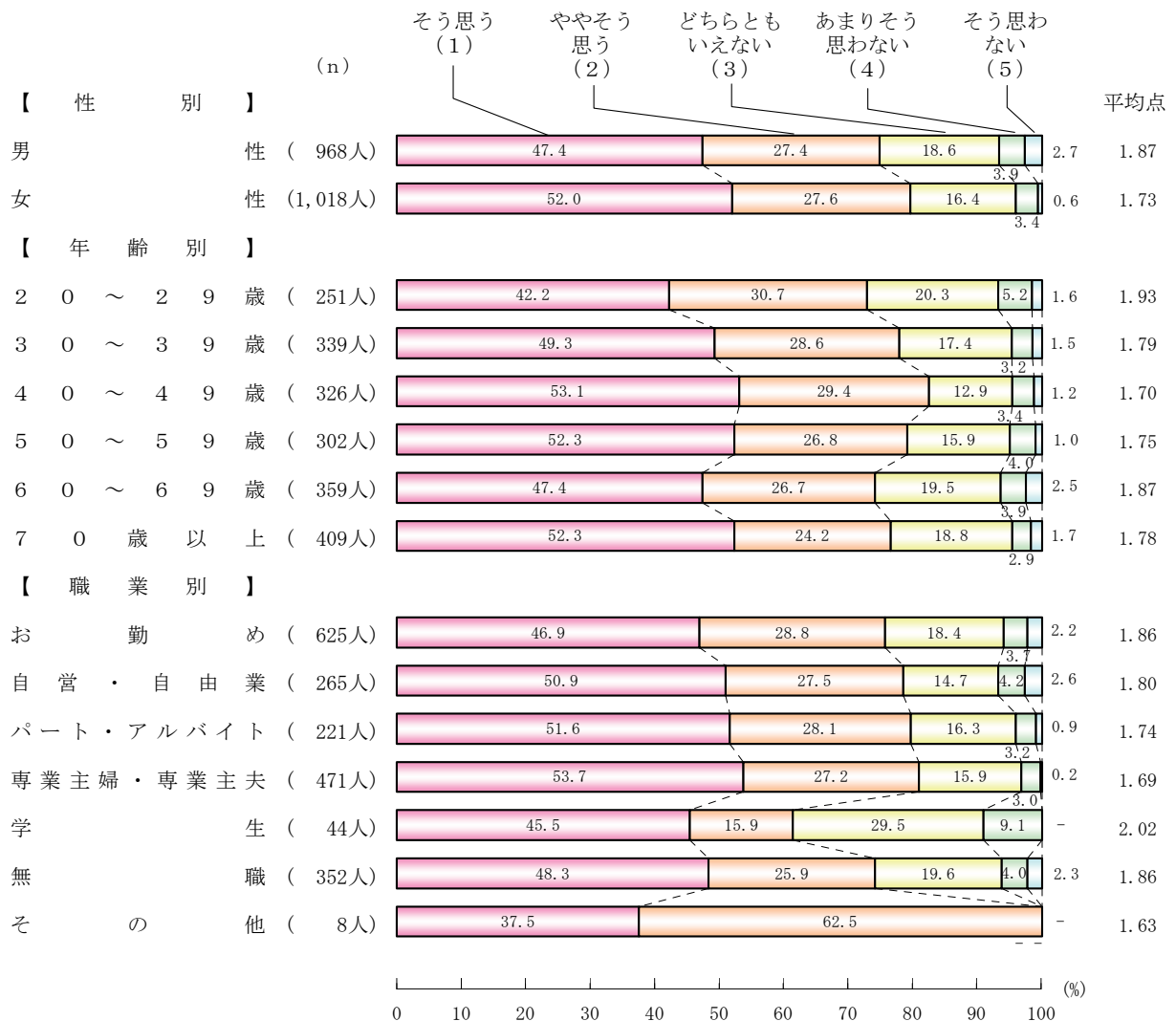


『事件の真相が解明されている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、20代が最も低く、職業別では、学生が最も低くなっている。

Q4 (g) 裁判の手續や内容が難しい, わかりにくい

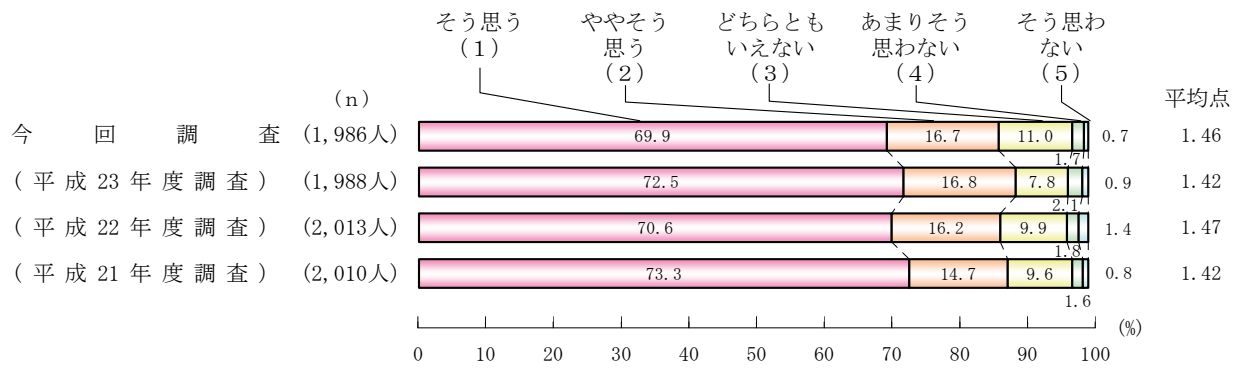


裁判員制度が始まる前の『裁判の手續や内容が難しい, わかりにくい』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は77.2%, 『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は5.3%である。

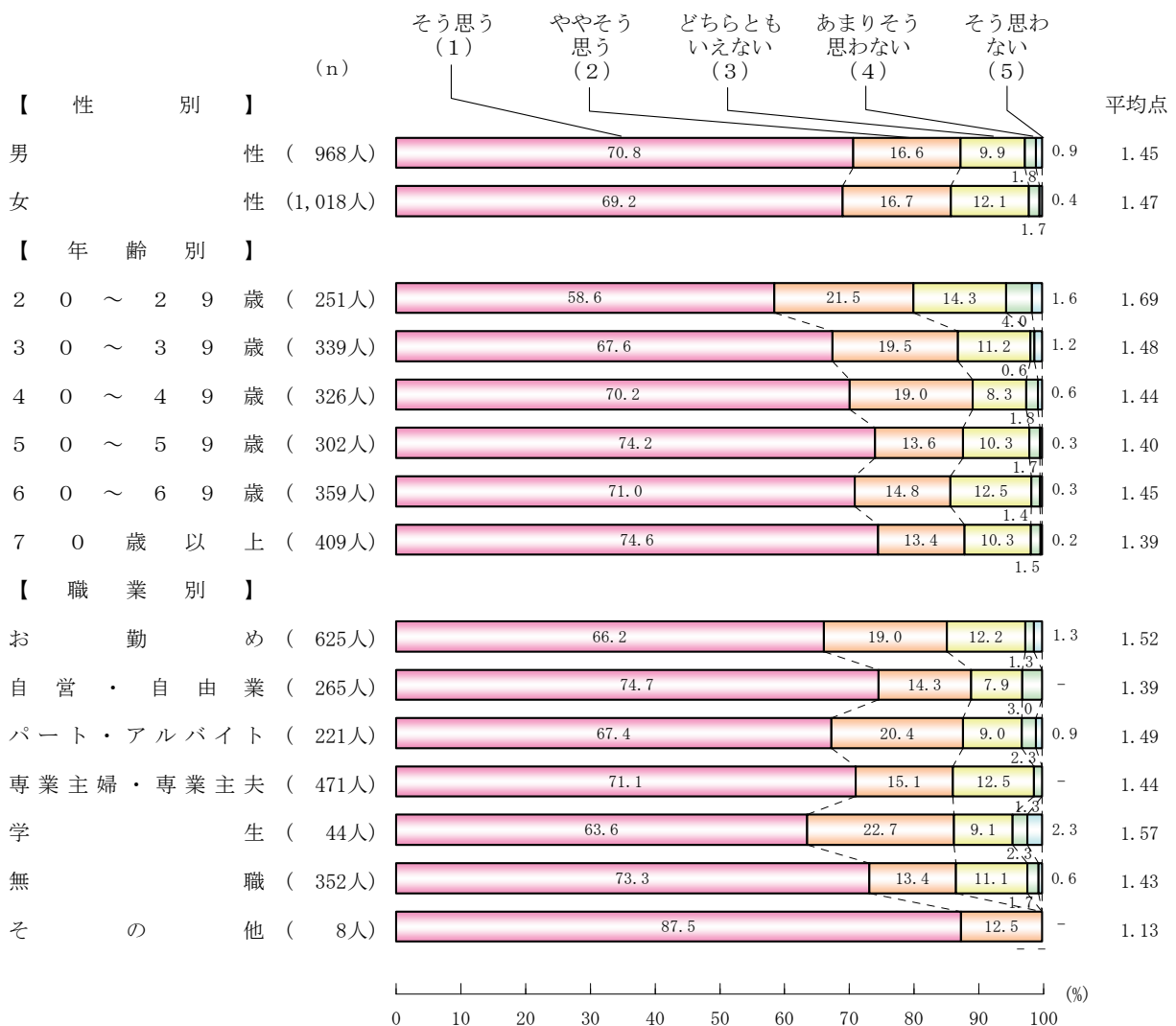


『裁判の手續や内容が難しい, わかりにくい』という印象について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は, 男女別にみると, 女性が高くなっている。年齢別では, 40代が最も高く, 職業別では, 専業主婦・専業主夫が最も高くなっている。

Q 4 (h) 裁判に時間がかかる

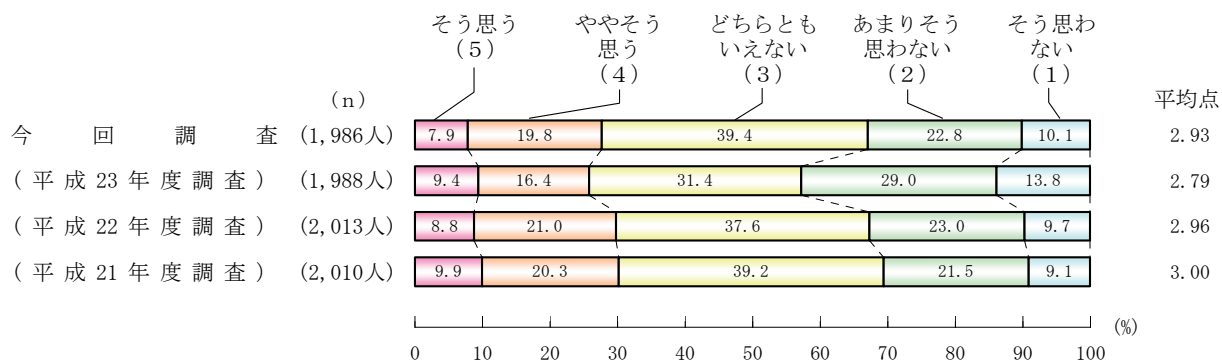


裁判員制度が始まる前の『裁判に時間がかかる』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は86.6%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は2.4%である。

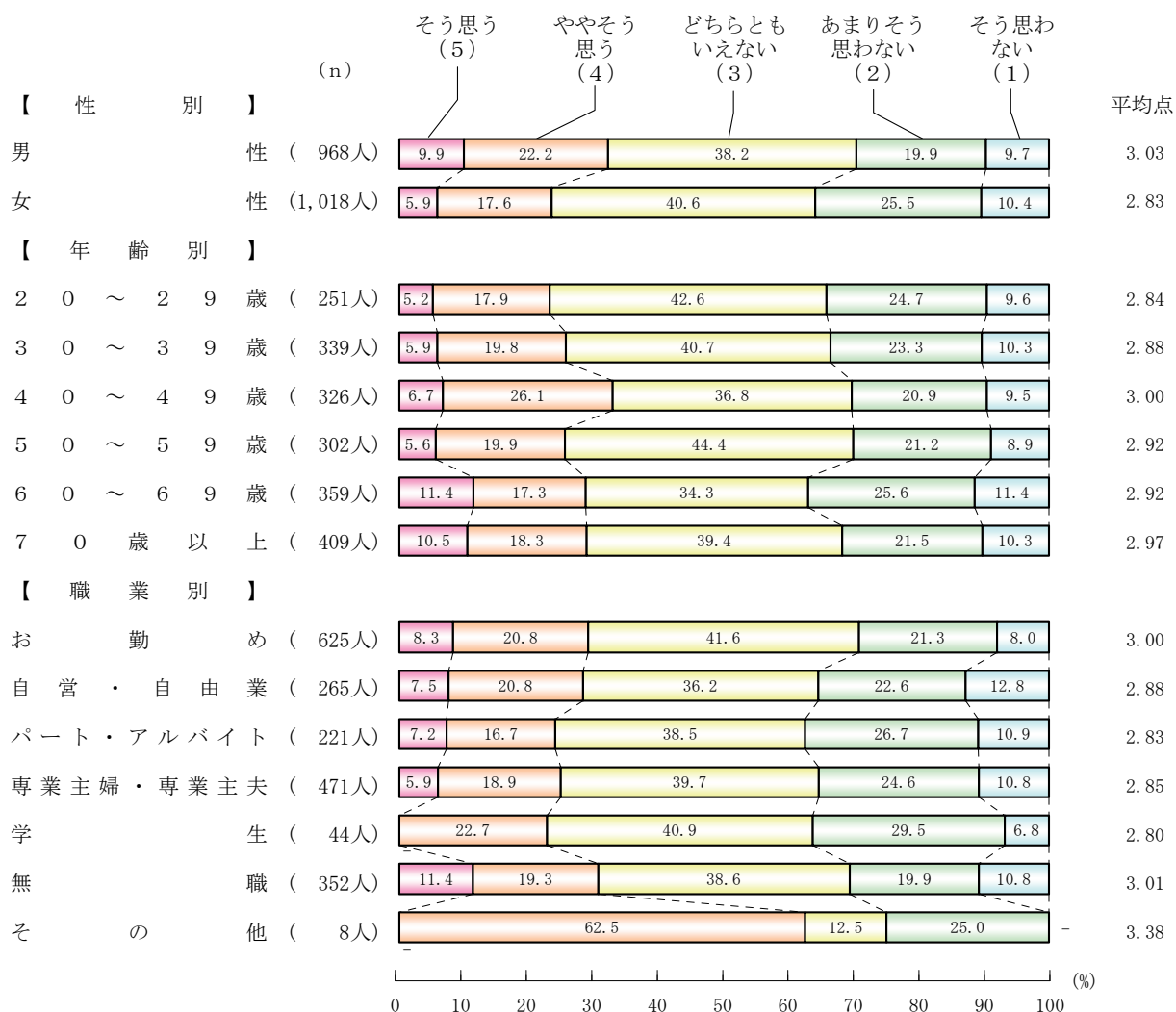


『裁判に時間がかかる』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も低くなっているが、職業別では、大きな差はみられない。

Q4 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている



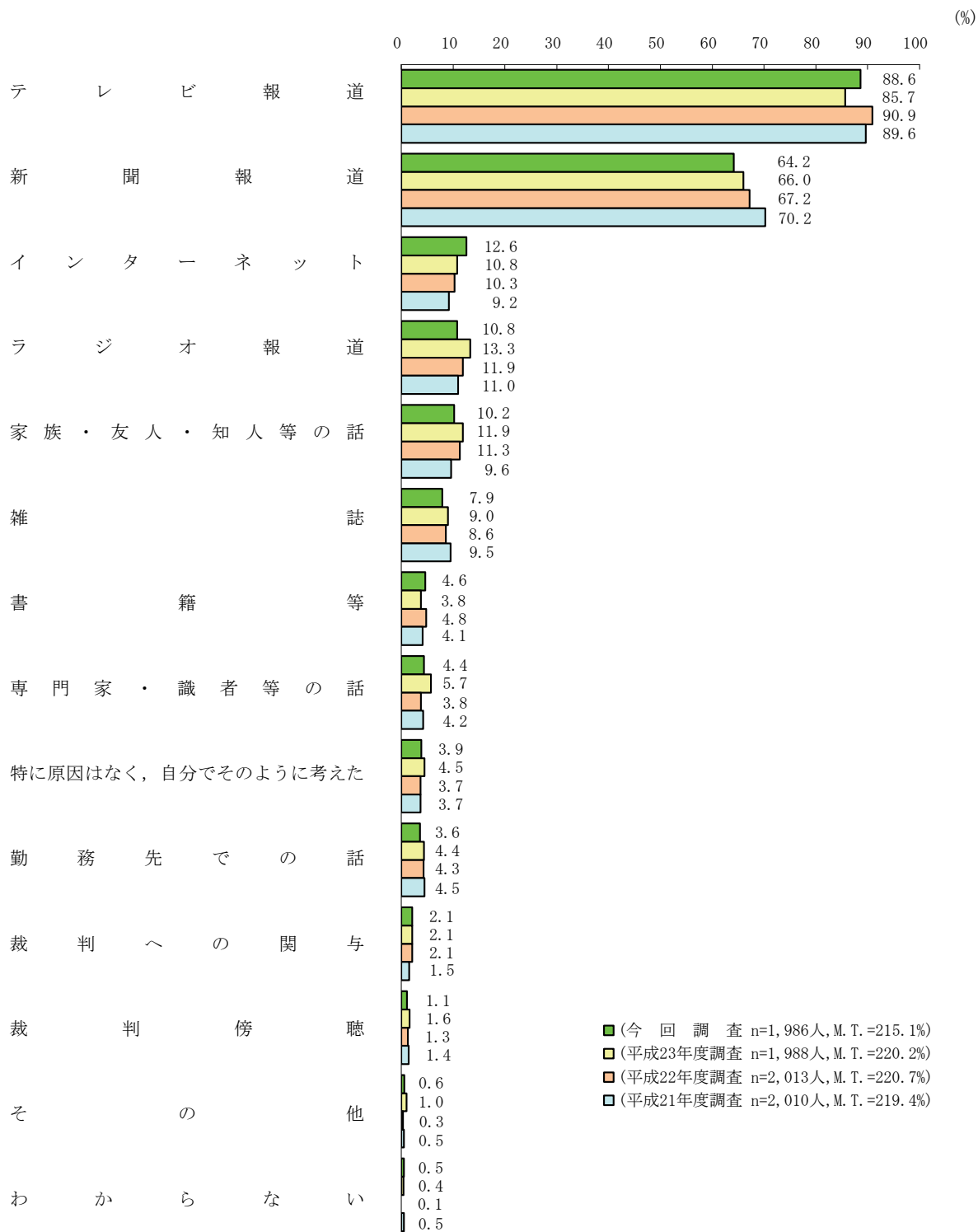
裁判員制度が始まる前の『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は27.7%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は32.9%である。



『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、40代が最も高く、職業別では、大きな差はみられない。

5 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ4の印象を持つことになった原因

Q5 [回答票5] あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ4の印象を持つことになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が88.6%と最も高く、次いで「新聞報道」が64.2%であった。以下、「インターネット」(12.6%)、「ラジオ報道」(10.8%)、「家族・友人・知人等の話」(10.2%)となっている。

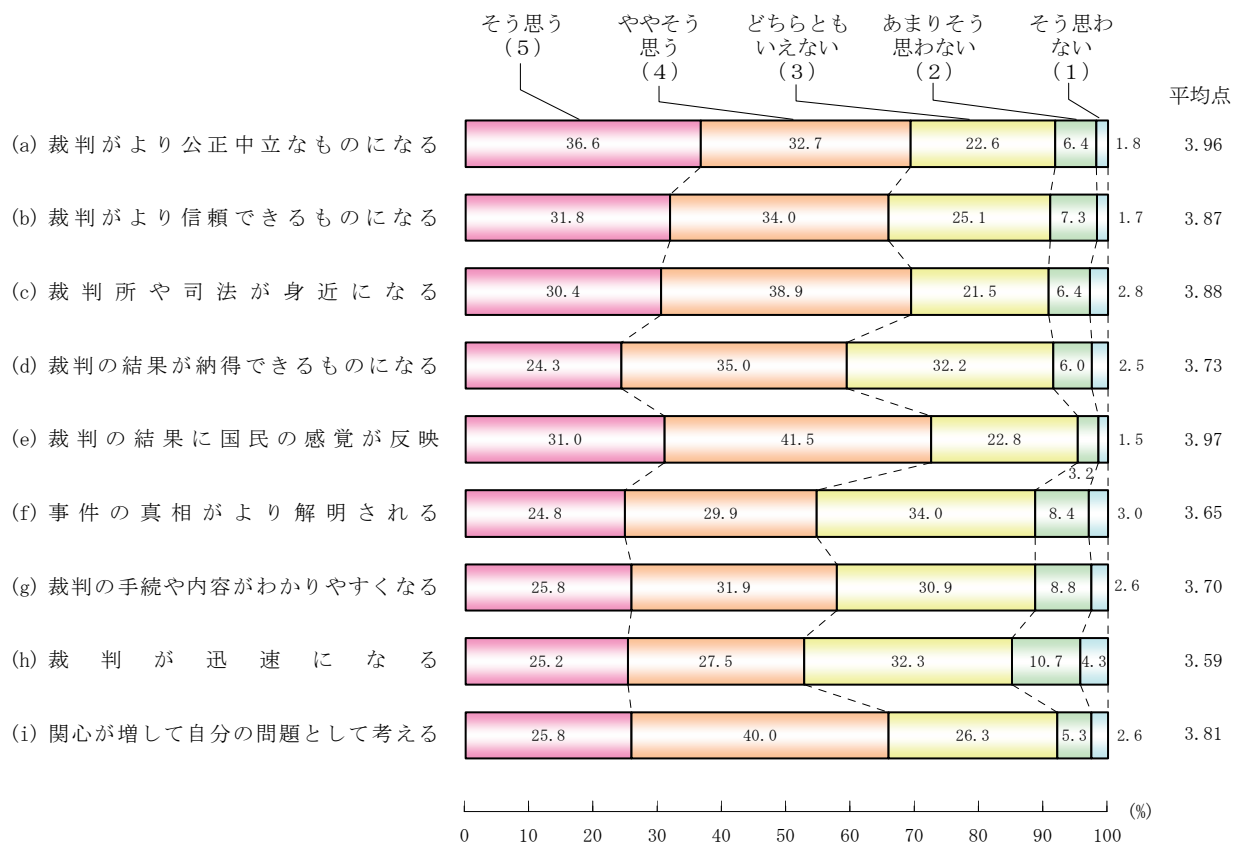
	該当数 (n)	新聞報道	雑誌	書籍等	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	裁判への関与	裁判傍聴	家族・友人・知人等の話	勤務先での話	専門家・識者等の話	特に原因はなく、自分で そう考えた	その他	わからない	回答計
F 1 【性】																
男性	968	69.2	10.4	6.2	86.9	13.1	17.8	3.5	1.9	9.1	5.2	5.5	3.7	0.8	0.2	233.5
女性	1018	59.5	5.5	3.0	90.3	8.6	7.7	0.8	0.4	11.2	2.1	3.4	4.0	0.3	0.8	197.6
F 2 【年齢】																
20～29歳	251	31.5	3.6	2.8	82.9	3.2	24.3	0.8	0.4	8.8	2.4	2.4	7.6	2.4	0.8	173.7
30～39歳	339	52.2	6.8	4.4	86.4	8.3	19.5	2.4	1.2	8.6	5.0	4.1	4.1	-	-	202.9
40～49歳	326	69.6	10.1	6.1	90.2	9.2	16.6	2.1	0.9	11.3	4.3	3.1	2.5	0.3	-	226.4
50～59歳	302	75.8	7.6	4.0	91.7	14.2	12.3	2.6	1.3	11.3	2.6	8.3	2.6	-	0.7	235.1
60～69歳	359	77.4	12.3	6.4	88.6	16.7	7.2	2.5	1.7	10.6	5.3	5.6	4.5	0.8	0.8	240.4
70歳以上	409	69.9	6.1	3.4	90.5	11.2	1.5	2.0	1.0	10.3	1.7	3.2	2.9	0.2	0.7	204.6
F 3 【職業】																
お勤め	625	62.6	9.8	5.4	85.8	9.3	21.4	2.7	1.4	9.0	6.7	5.6	4.0	0.3	0.2	224.2
自営・自由業	265	68.3	8.7	6.4	88.3	18.1	12.8	3.4	1.1	13.6	0.8	5.3	4.2	0.8	0.4	232.1
パート・アルバイト	221	57.0	7.7	4.1	92.8	10.0	8.1	1.4	0.9	12.7	4.1	3.2	2.3	0.5	-	204.5
専業主婦・専業主夫	471	63.5	5.3	2.5	90.7	8.3	6.4	0.8	0.8	10.6	0.6	3.6	4.0	0.2	0.8	198.3
学生	44	40.9	6.8	4.5	72.7	-	27.3	4.5	-	4.5	2.3	4.5	18.2	4.5	2.3	193.2
無職	352	72.4	7.7	4.3	90.3	13.4	6.3	2.0	0.9	8.2	4.0	3.7	2.6	0.9	0.9	217.3
その他	8	75.0	12.5	25.0	100.0	12.5	-	-	12.5	12.5	-	-	-	-	-	250.0

男女別にみると、「新聞報道」、「ラジオ報道」、「インターネット」は男性で高く、「テレビ報道」は女性で高くなっている。年齢別では、「新聞報道」は50代以上で、「インターネット」は30代以下でそれぞれ高くなっている。

6 裁判員制度の実施により期待すること

Q6 [回答票6] あなたが裁判員制度の実施により期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。

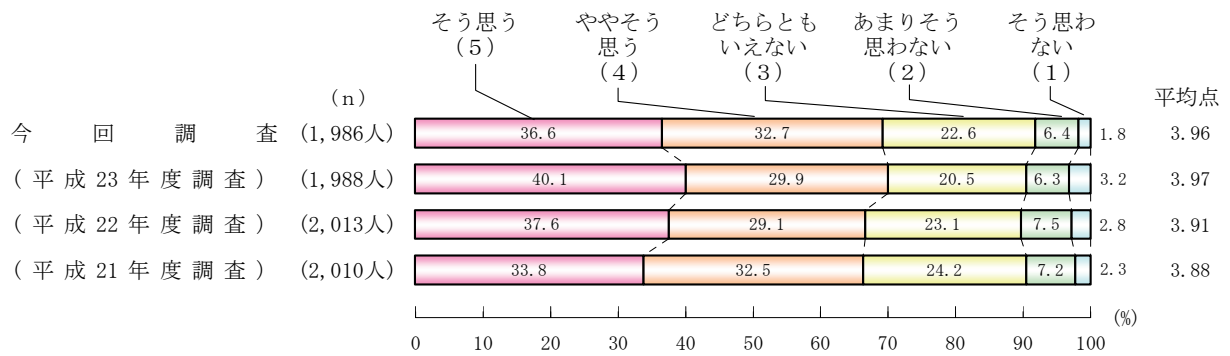
(n=1,986人)



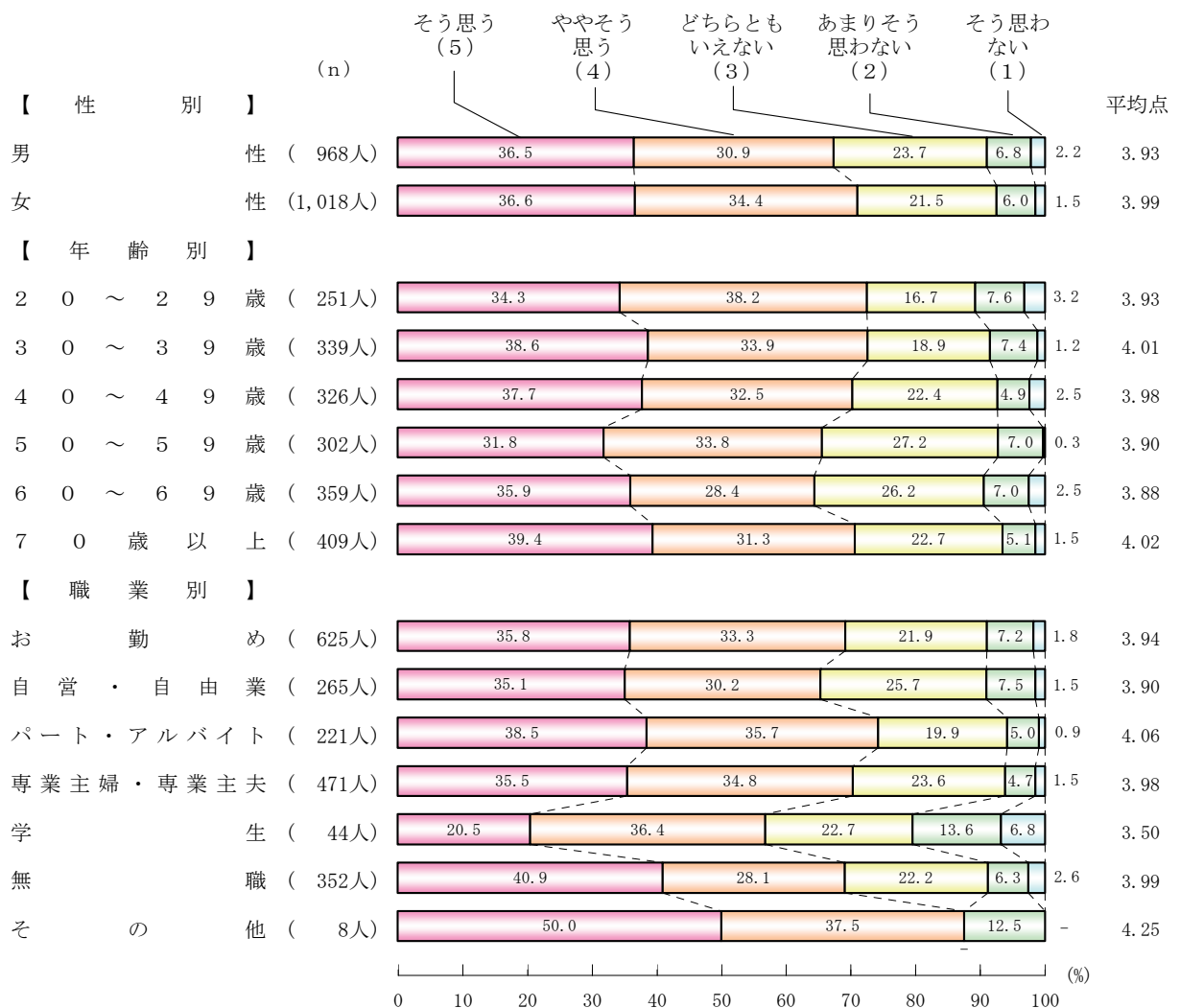
* 平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

裁判員制度の実施により期待することを、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かったのが『裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなる』(3.97点)、以下、『裁判がより公正中立なものになる』(3.96点)、『裁判所や司法が身近になる』(3.88点)、『裁判がより信頼できるものになる』(3.87点)、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる』(3.81点)、『裁判の結果(判断)がより納得できるものになる』(3.73点)、『裁判の手續や内容がわかりやすくなる』(3.70点)、『事件の真相がより解明される』(3.65点)、『裁判が迅速になる』(3.59点)となっている。

Q6 (a) 裁判がより公正中立なものになる

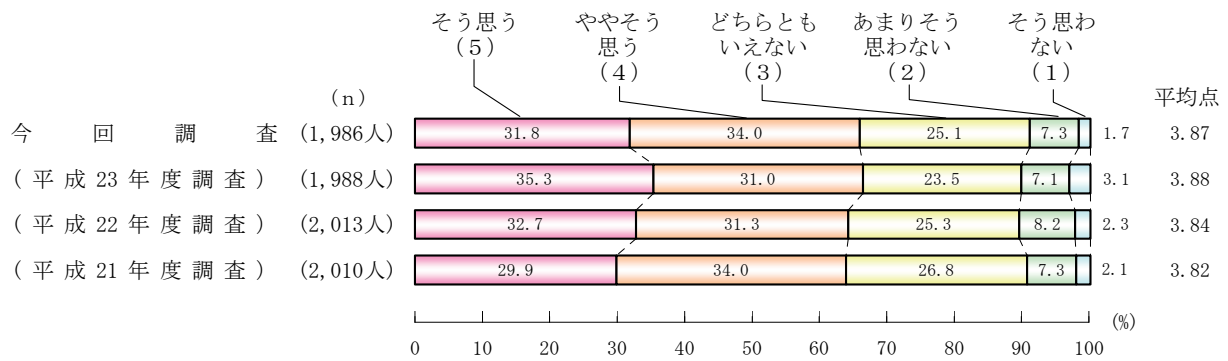


裁判員制度の実施により『裁判がより公正中立なものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 69.2%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 8.2%である。

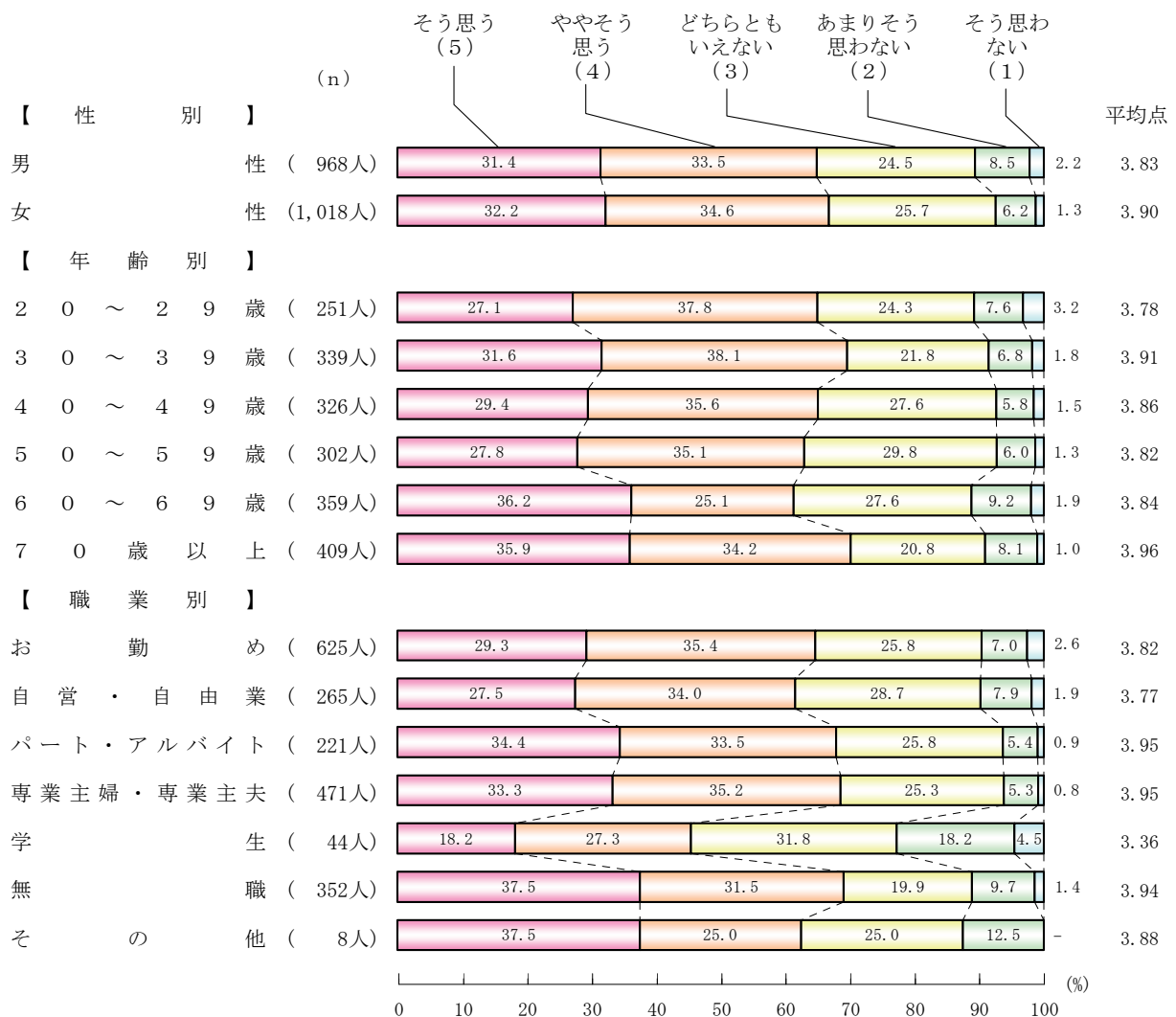


『裁判がより公正中立なものになる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、60代が最も低く、職業別では、学生が最も低くなっている。

Q6 (b) 裁判がより信頼できるものになる

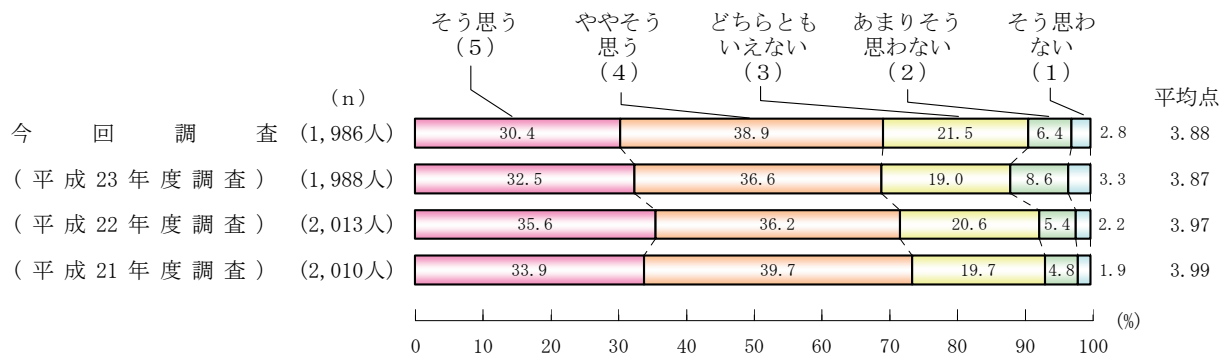


裁判員制度の実施により『裁判がより信頼できるものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は65.9%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は9.0%である。

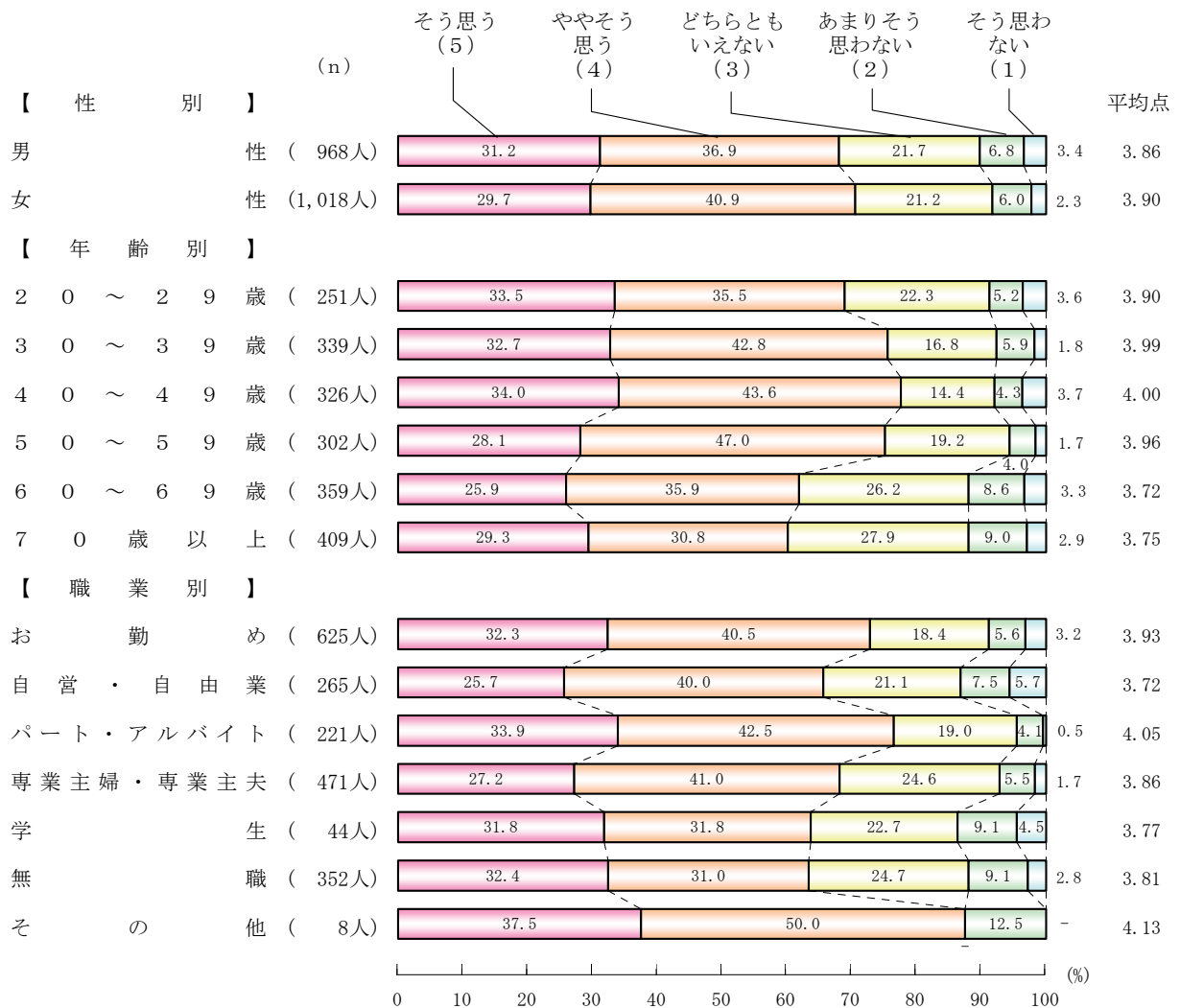


『裁判がより信頼できるものになる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、60代が最も低く、70歳以上が最も高くなっている。職業別では、学生が最も低くなっている。

Q6 (c) 裁判所や司法が身近になる

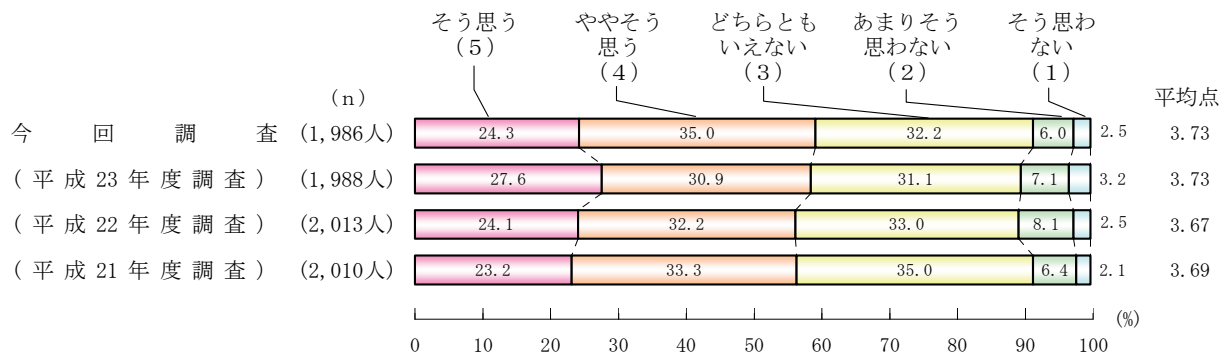


裁判員制度の実施により『裁判所や司法が身近になる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は69.3%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は9.2%である。

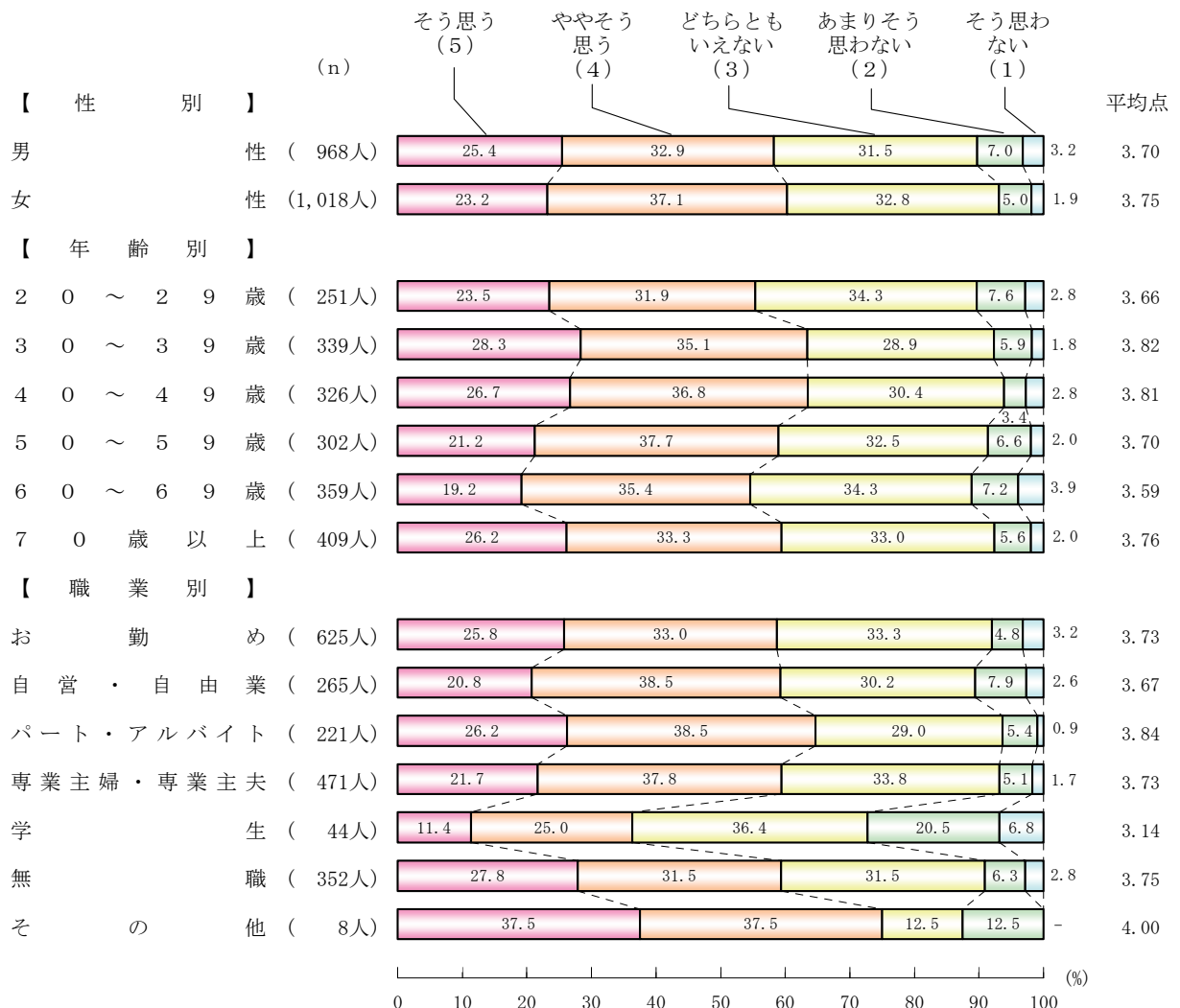


『裁判所や司法が身近になる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、40代が最も高く、70歳以上が最も低くなっている。職業別では、パート・アルバイトが最も高く、無職が最も低くなっている。

Q6 (d) 裁判の結果(判断)がより納得できるものになる

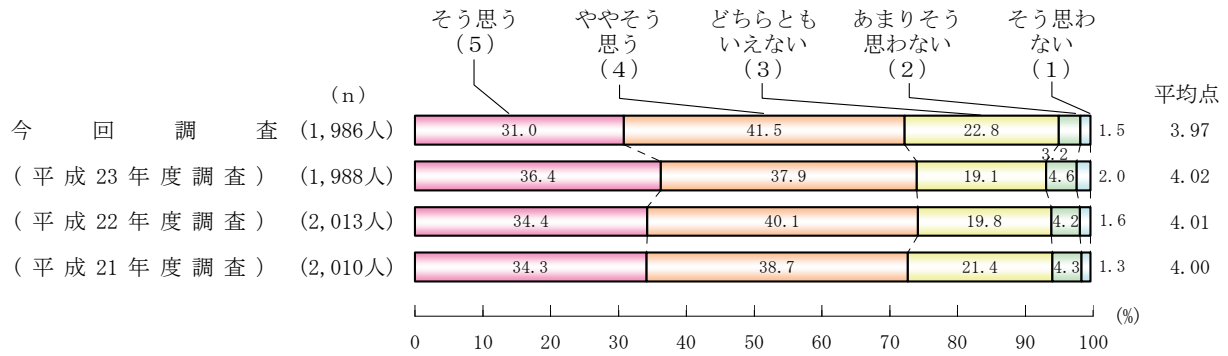


裁判員制度の実施により『裁判の結果(判断)がより納得できるものになる』ことに対する期待では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は59.3%、『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は8.5%である。

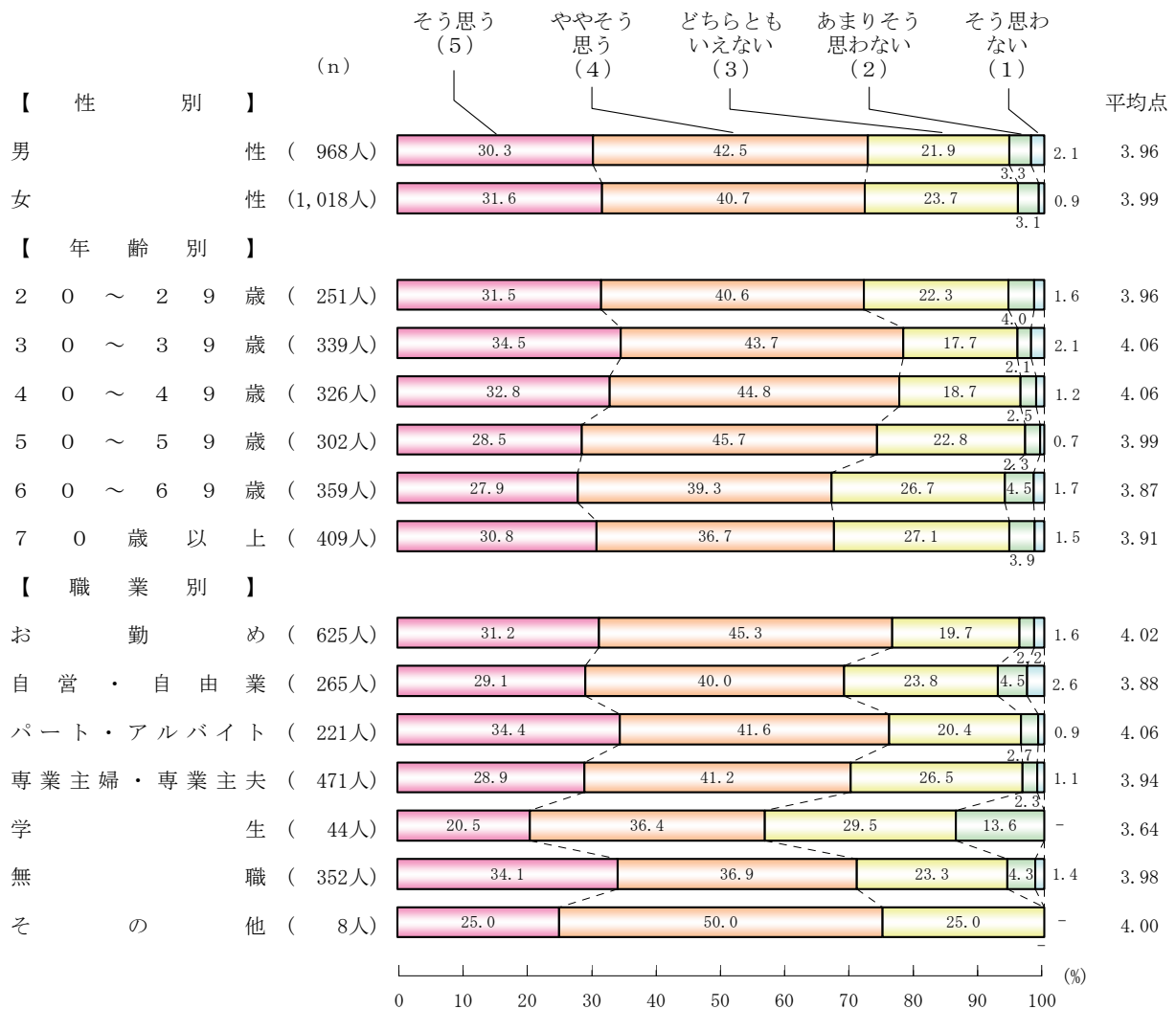


『裁判の結果(判断)がより納得できるものになる』ことに対する期待について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、60代が最も低く、職業別では、学生が最も低くなっている。

Q6 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる

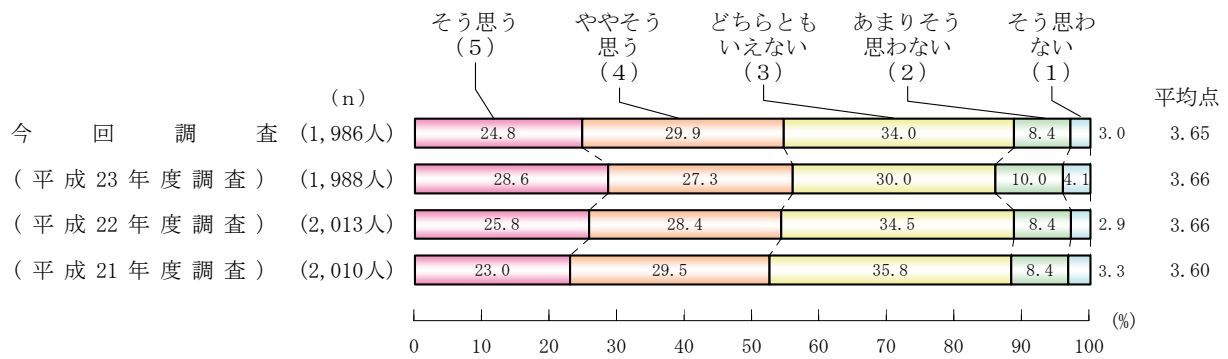


裁判員制度の実施により『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は72.5%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は4.7%である。

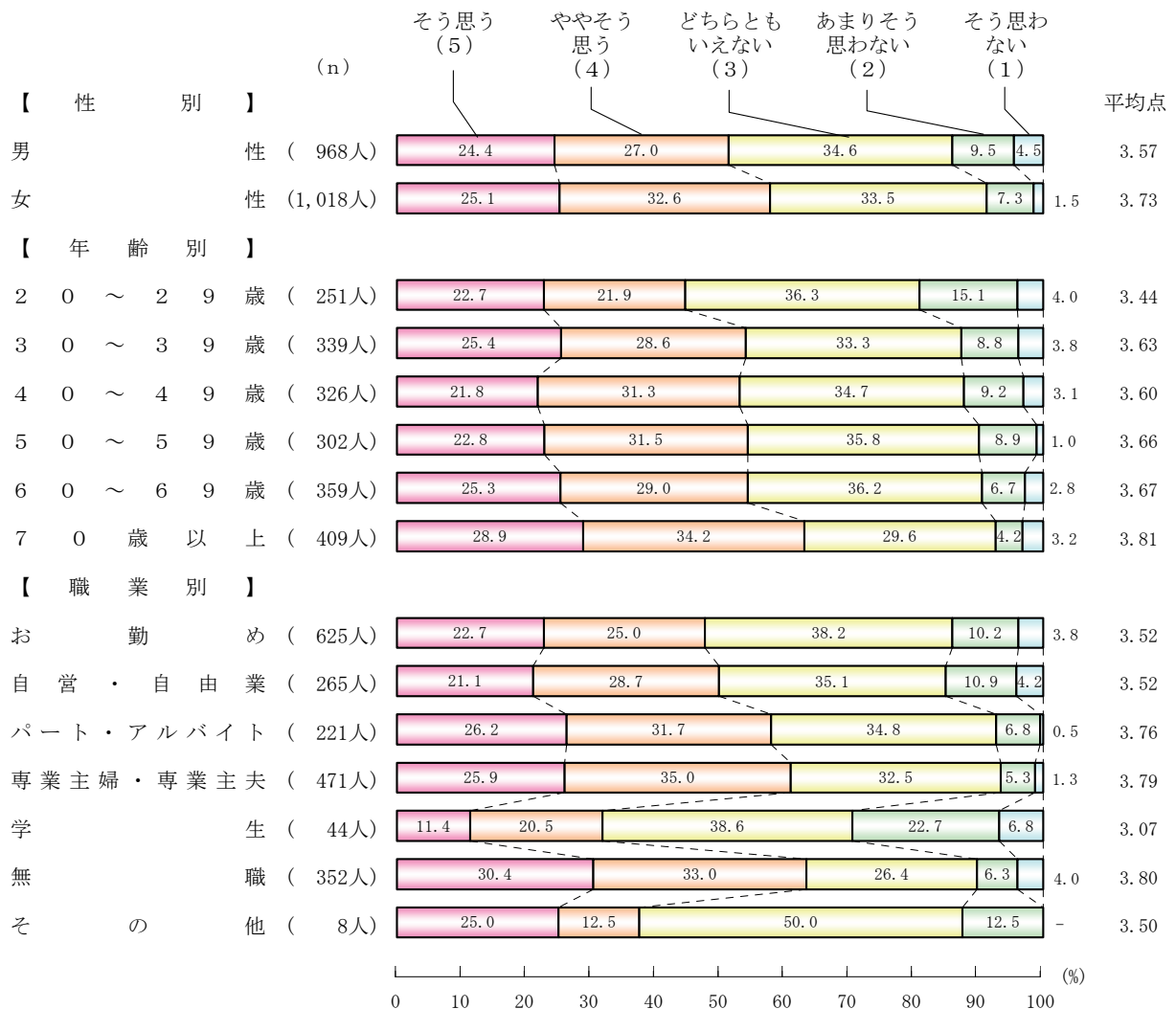


『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、30代が最も高く、60代が最も低くなっている。職業別では、お勤めが最も高く、学生が最も低くなっている。

Q6 (f) 事件の真相がより解明される

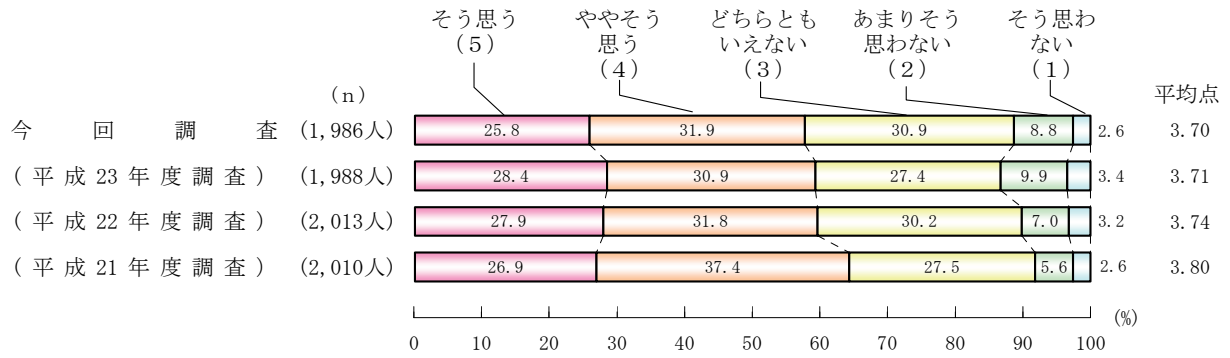


裁判員制度の実施により『事件の真相がより解明される』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は54.6％、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は11.3％である。

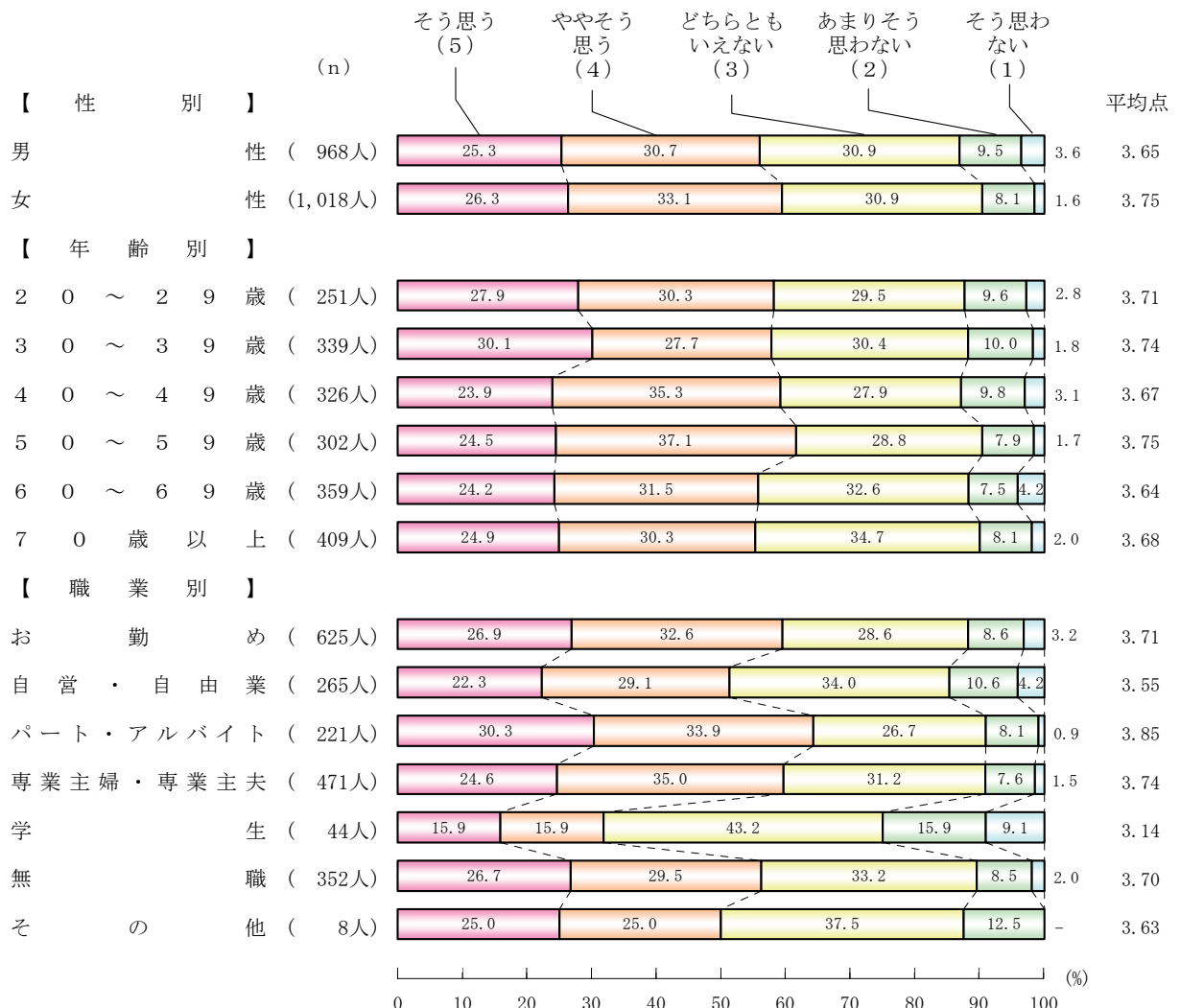


『事件の真相がより解明される』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、女性が高くなっている。年齢別では、70歳以上が最も高く、20代が最も低くなっている。職業別では、無職が最も高く、学生が最も低くなっている。

Q6 (g) 裁判の手續や内容がわかりやすくなる

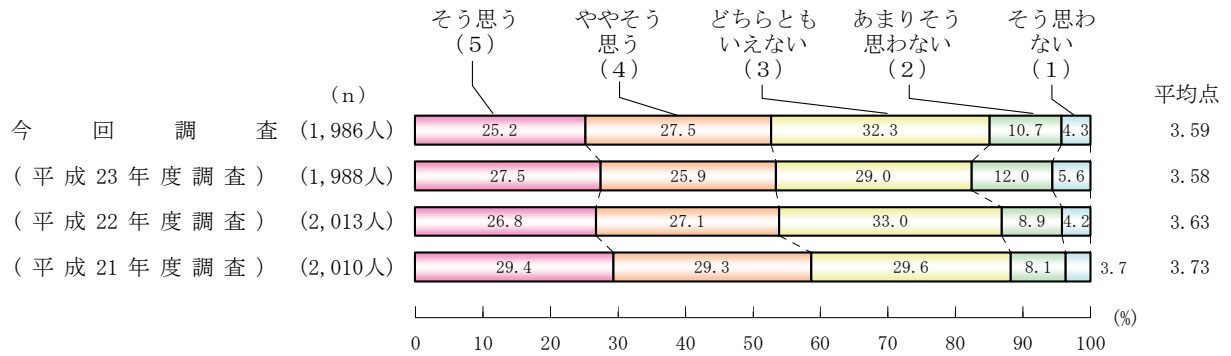


裁判員制度の実施により『裁判の手續や内容がわかりやすくなる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は57.8%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は11.3%であった。

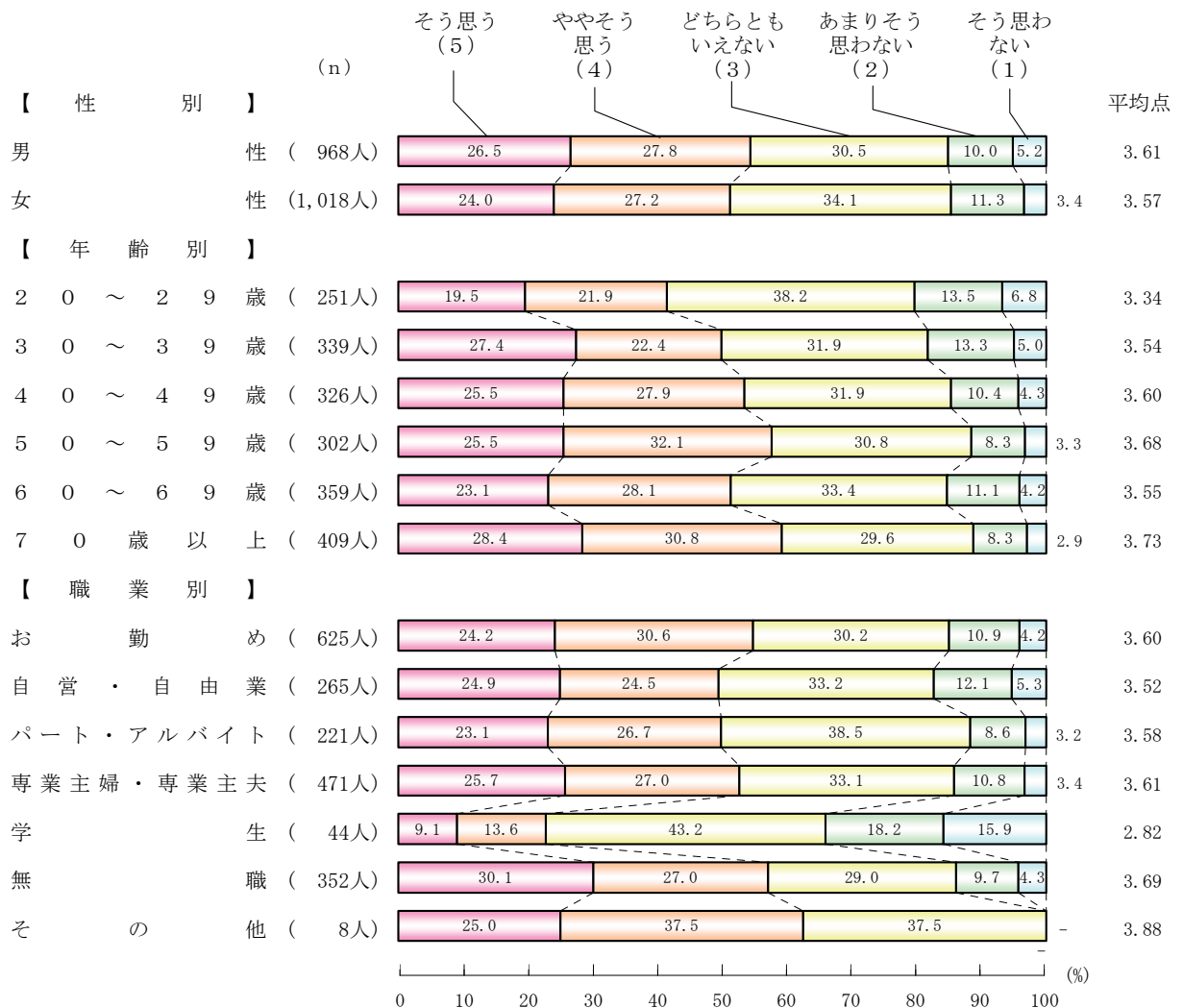


『裁判の手續や内容がわかりやすくなる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別・年齢別では、大きな差はみられない。職業別では、パート・アルバイトが最も高く、学生が最も低くなっている。

Q 6 (h) 裁判が迅速になる

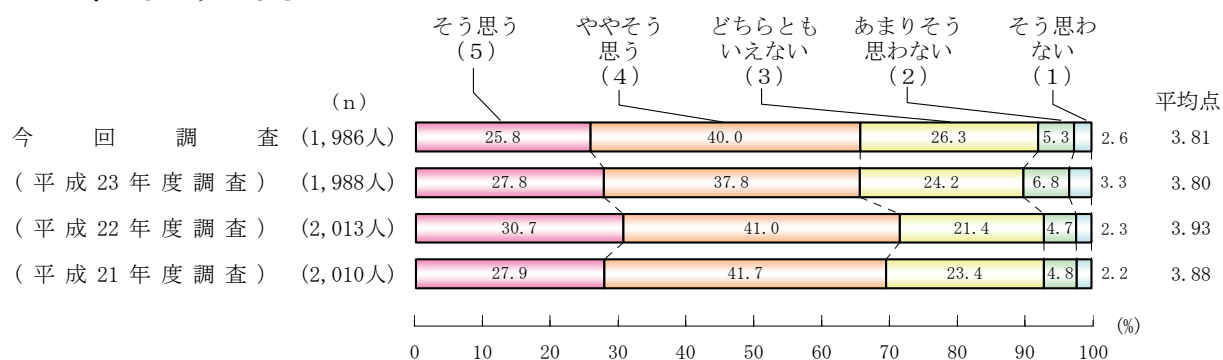


裁判員制度の実施により『裁判が迅速になる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 52.7%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 15.0%であった。

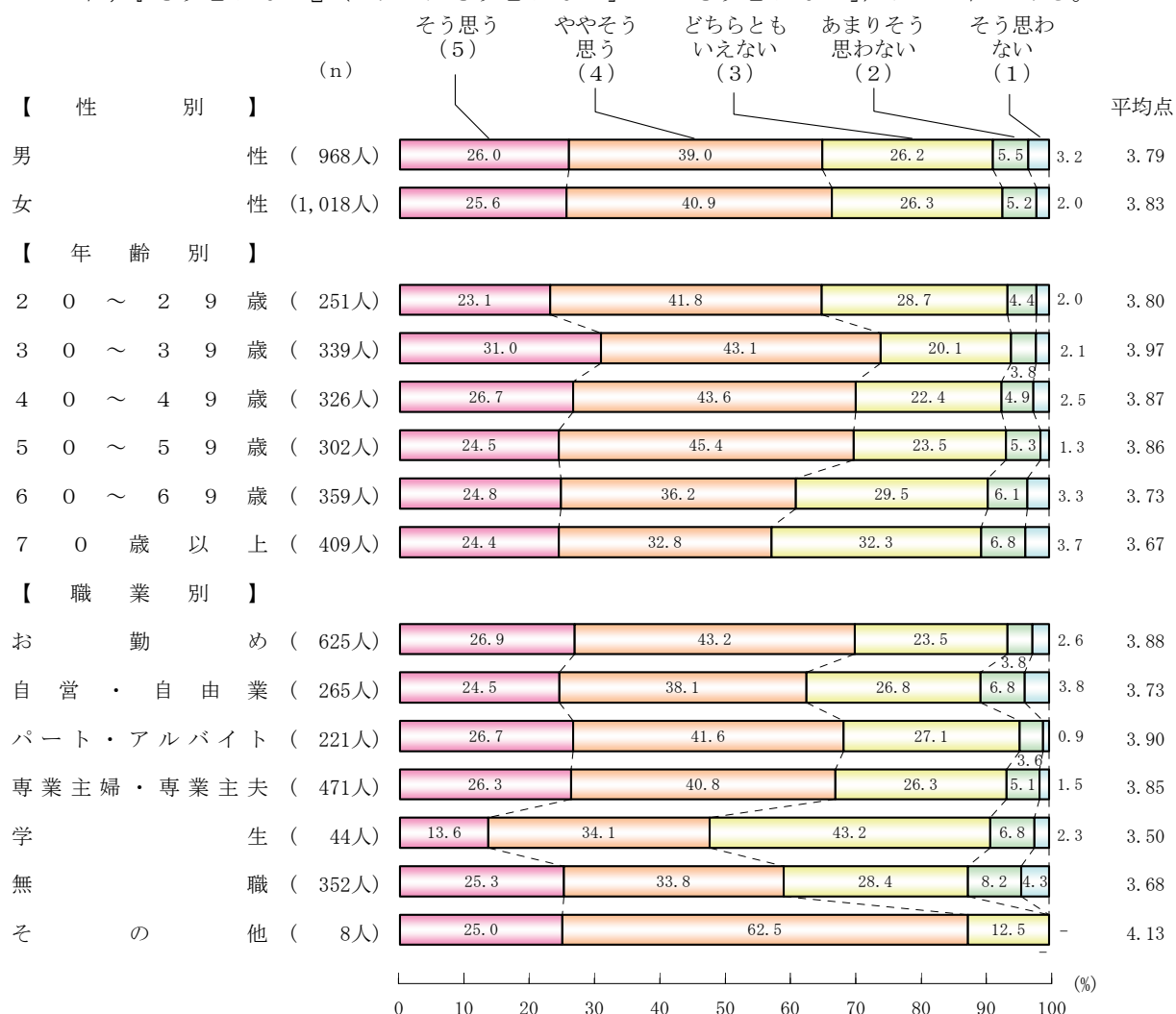


『裁判が迅速になる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も低く、70歳以上が最も高くなっている。職業別では、学生が最も低くなっている。

Q6 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる



裁判員制度の実施により『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は65.8%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は7.9%である。

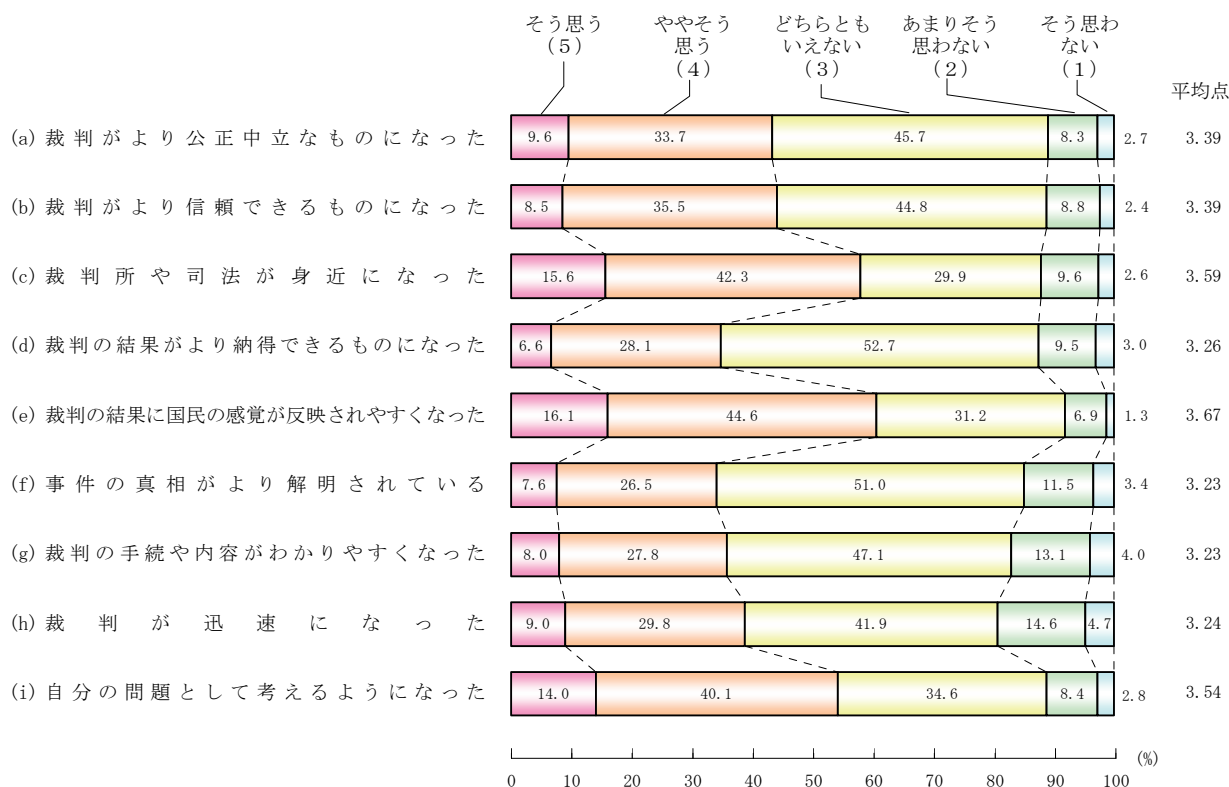


『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、30代が最も高く、70歳以上が最も低くなっている。職業別ではお勤めが最も高く、学生が最も低くなっている。

7 現在実施されている裁判員制度の印象

Q7 [回答票7] あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。

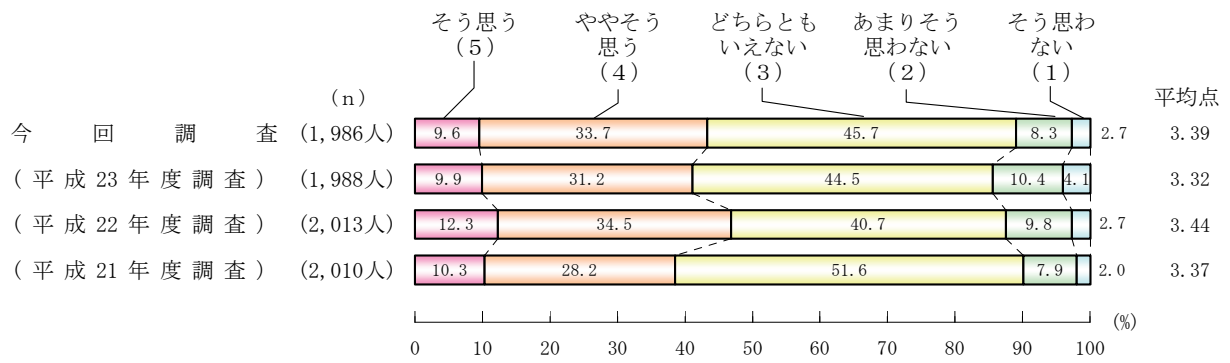
(n=1,986人)



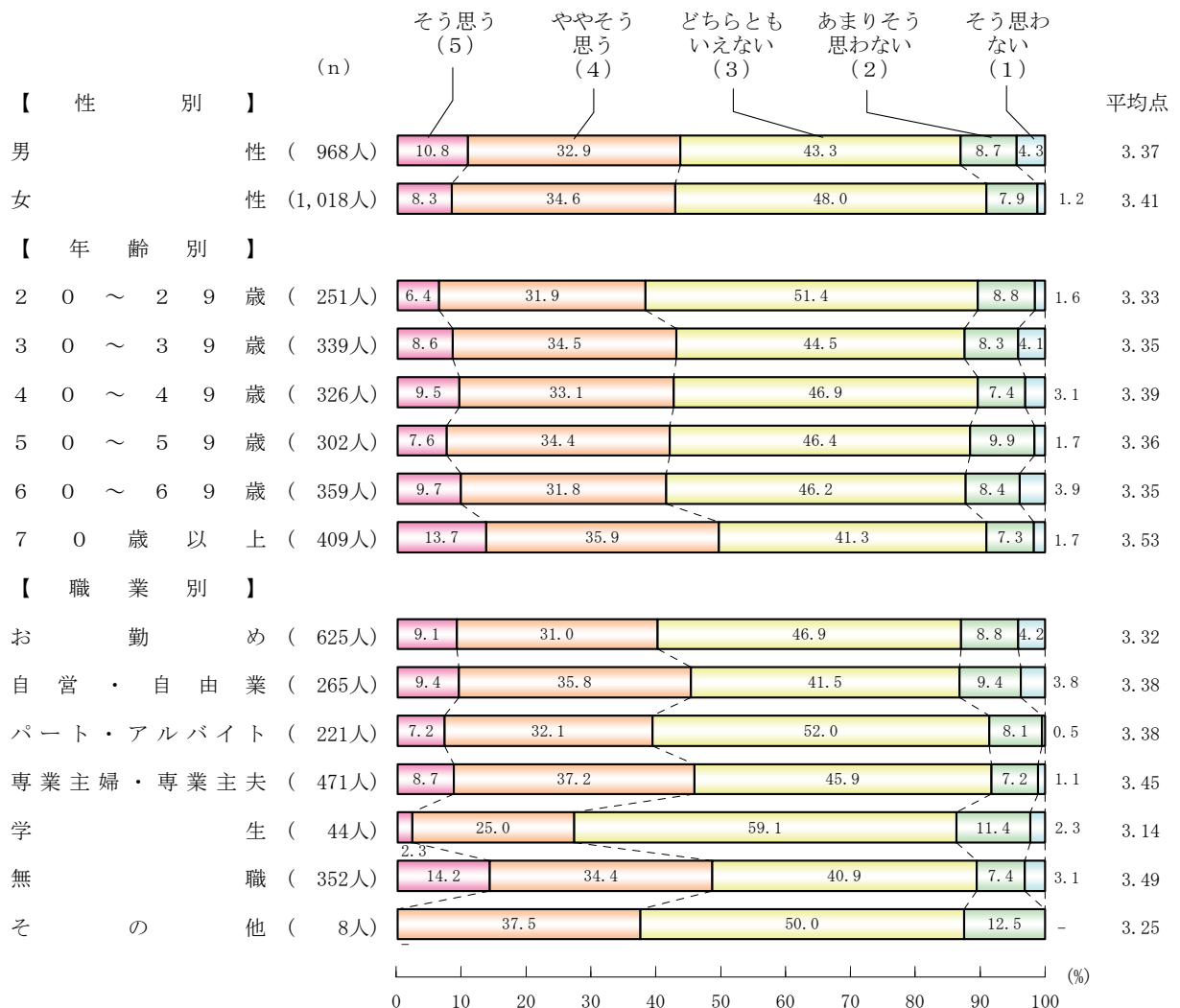
* 平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っているか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かったのが『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった』（3.67点）、以下、『裁判所や司法が身近になった』（3.59点）、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』（3.54点）、『裁判がより公正中立なものになった』（3.39点）、『裁判がより信頼できるものになった』（3.39点）、『裁判の結果（判断）がより納得できるものになった』（3.26点）、『裁判が迅速になった』（3.24点）、『事件の真相がより解明されている』（3.23点）、『裁判の手続や内容がわかりやすくなった』（3.23点）となっている。

Q7 (a) 裁判がより公正中立なものになった

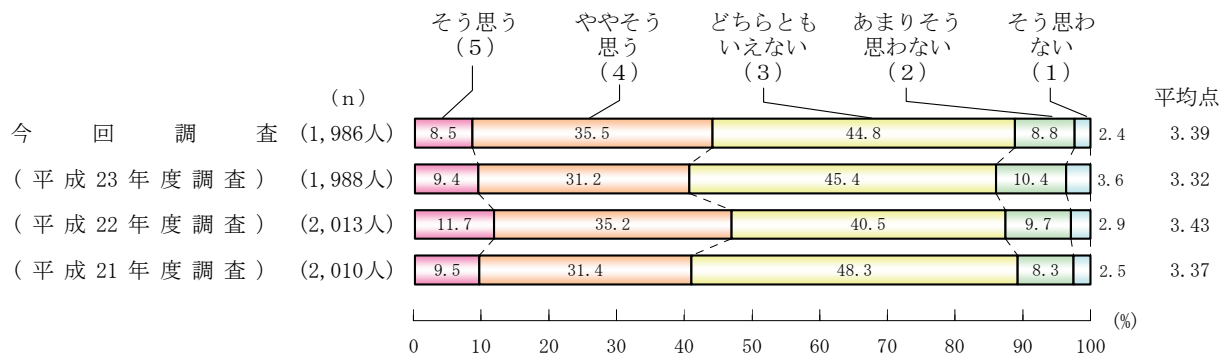


裁判員制度実施後の変化として『裁判がより公正中立なものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は43.3%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は11.0%である。

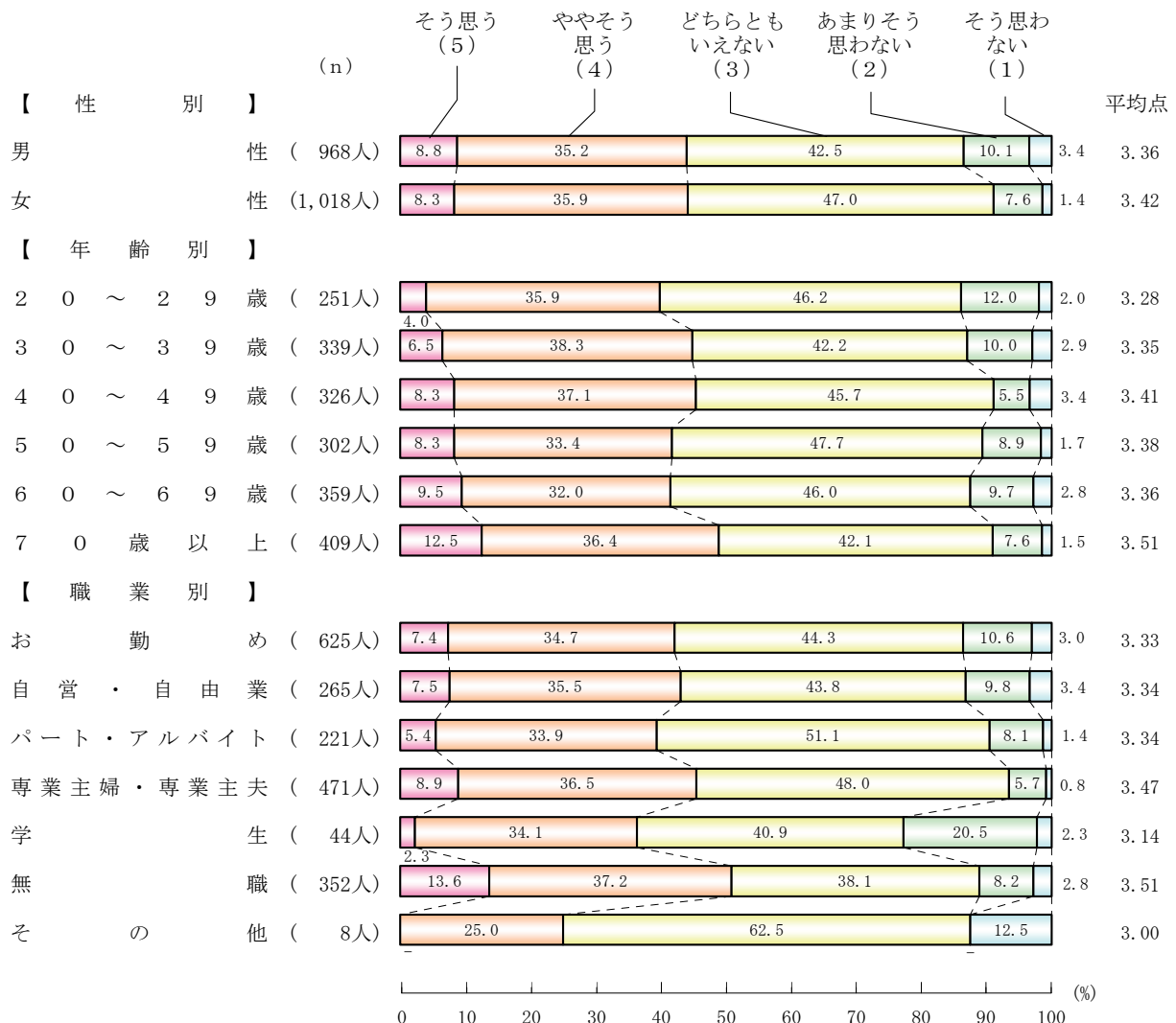


『裁判がより公正中立なものになった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も高く、職業別では、学生が最も低く、無職が最も高くなっている。

Q7 (b) 裁判がより信頼できるものになった

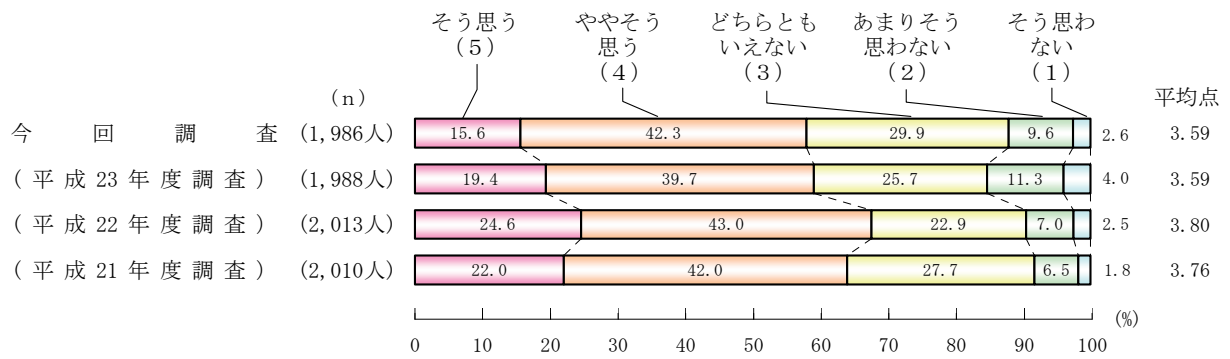


裁判員制度実施後の変化として『裁判がより信頼できるものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は44.1%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は11.2%である。

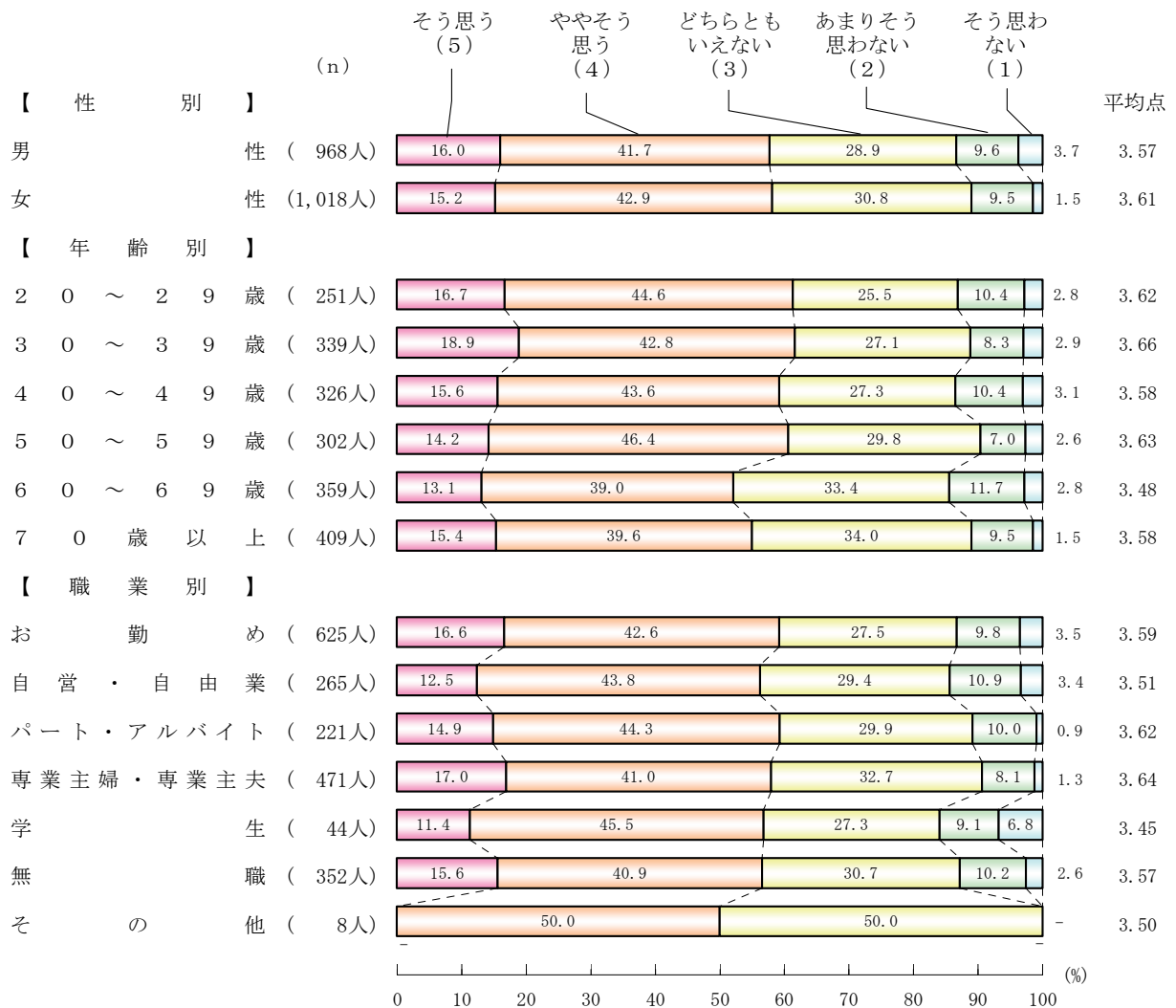


『裁判がより信頼できるものになった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も高く、職業別では、無職が最も高くなっている。

Q7 (c) 裁判所や司法が身近になった

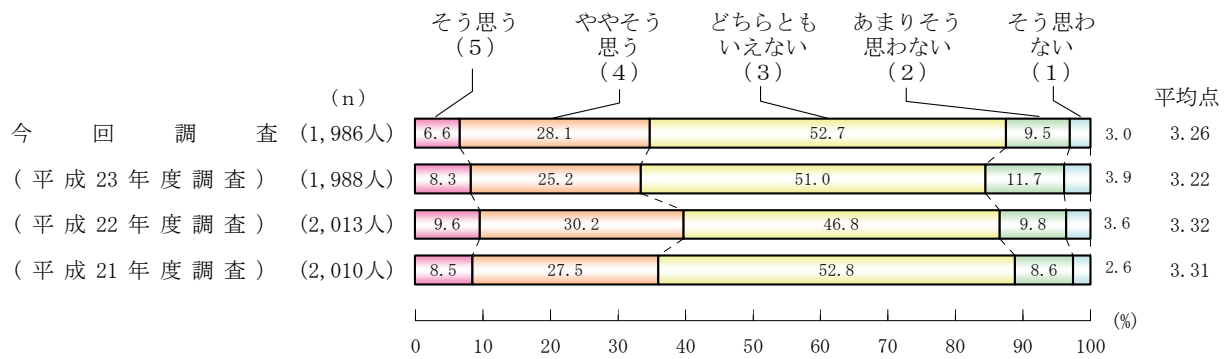


裁判員制度実施後の変化として『裁判所や司法が身近になった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は58.0%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は12.1%である。

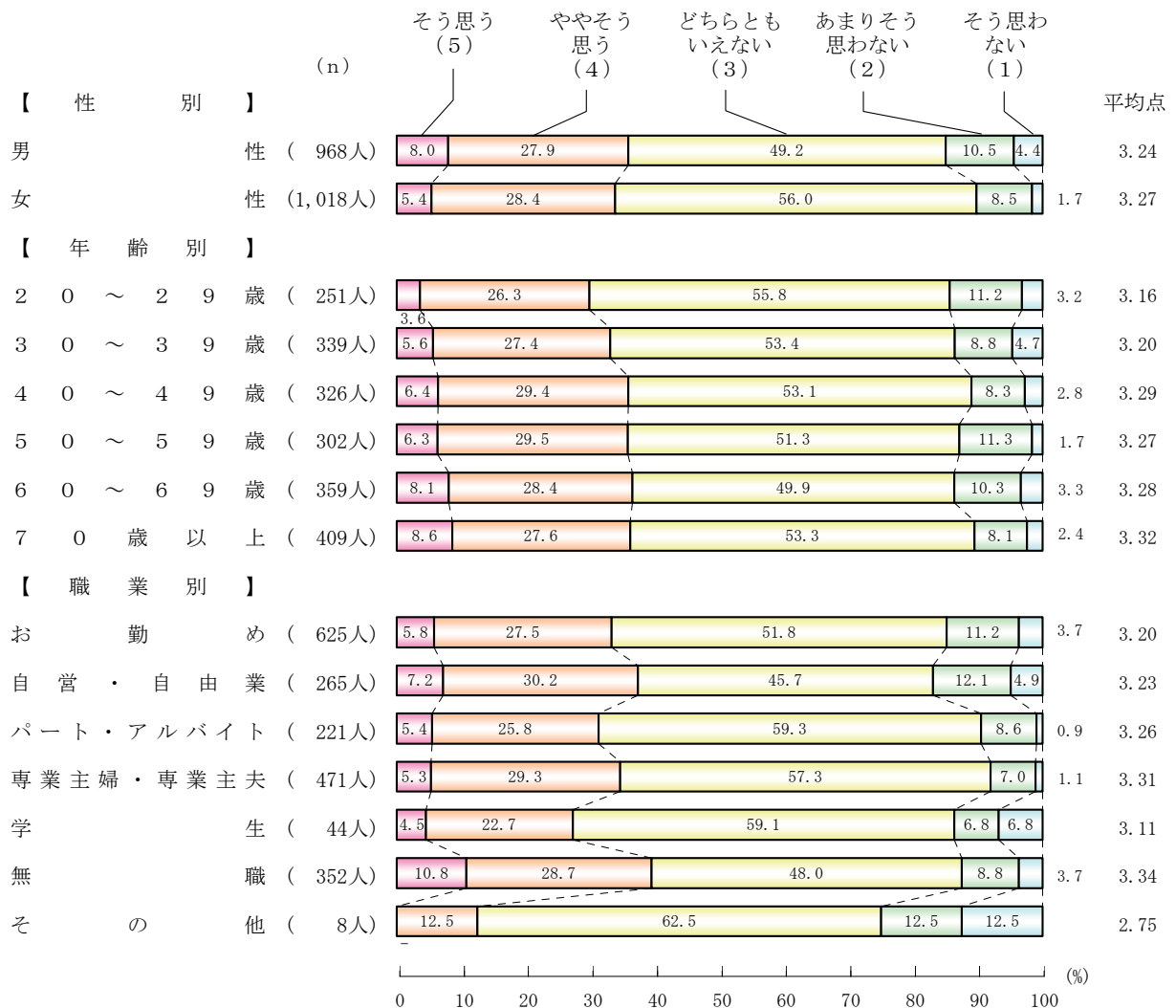


『裁判所や司法が身近になった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、60代が最も低く、職業別では、大きな差はみられない。

Q7 (d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになった

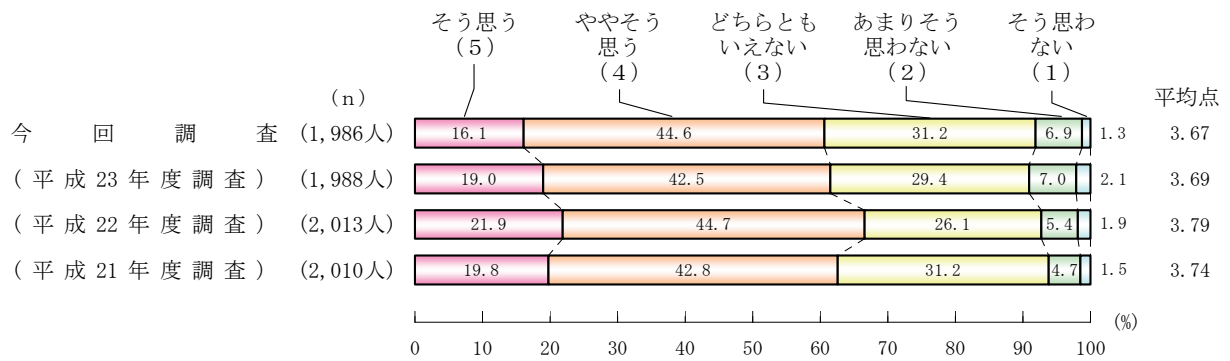


裁判員制度実施後の変化として『裁判の結果（判断）がより納得できるものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 34.8%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 12.5%である。

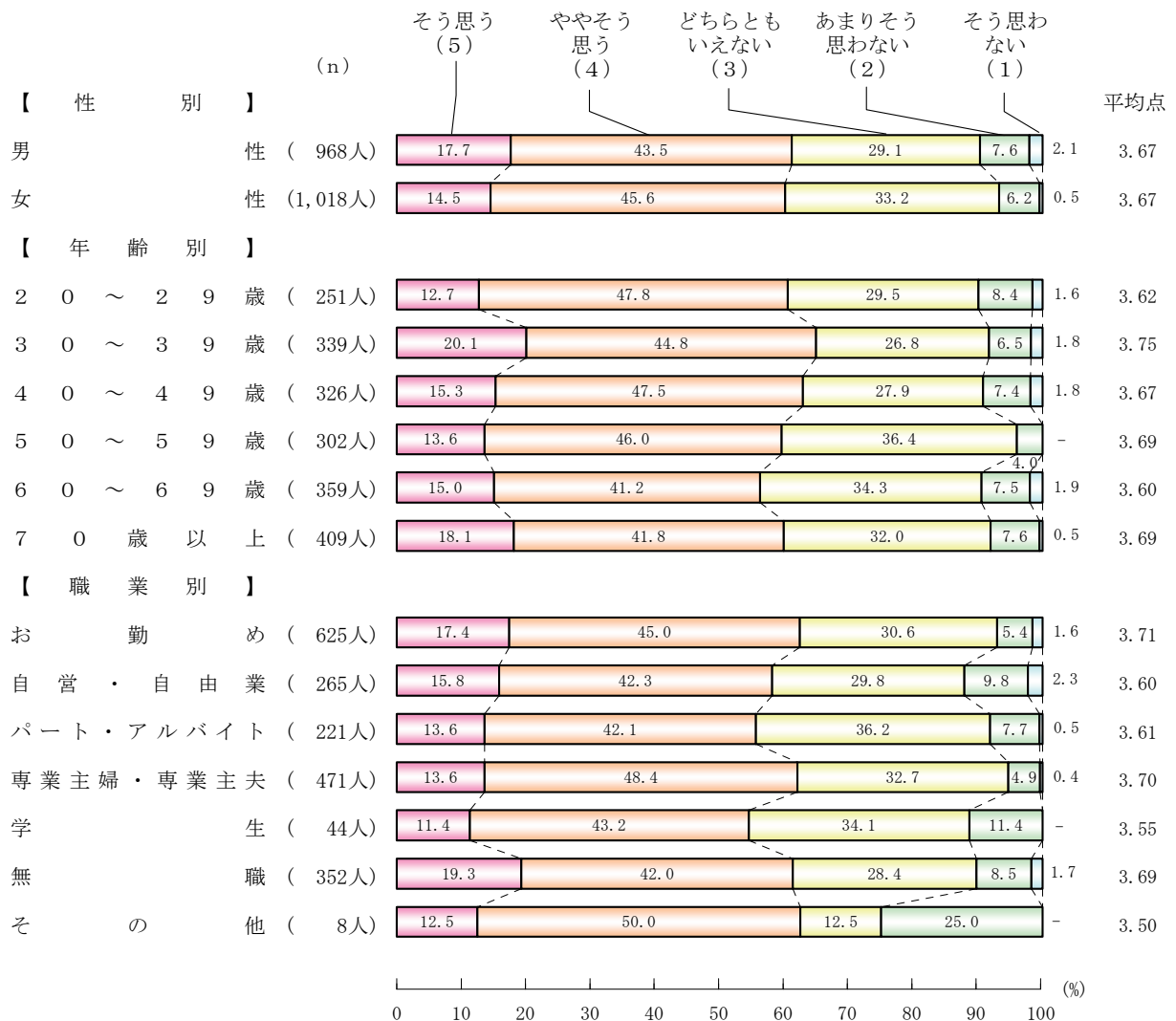


『裁判の結果（判断）がより納得できるものになった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別・年齢別では、大きな差はみられない。職業別では、無職が最も高くなっている。

Q7 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった

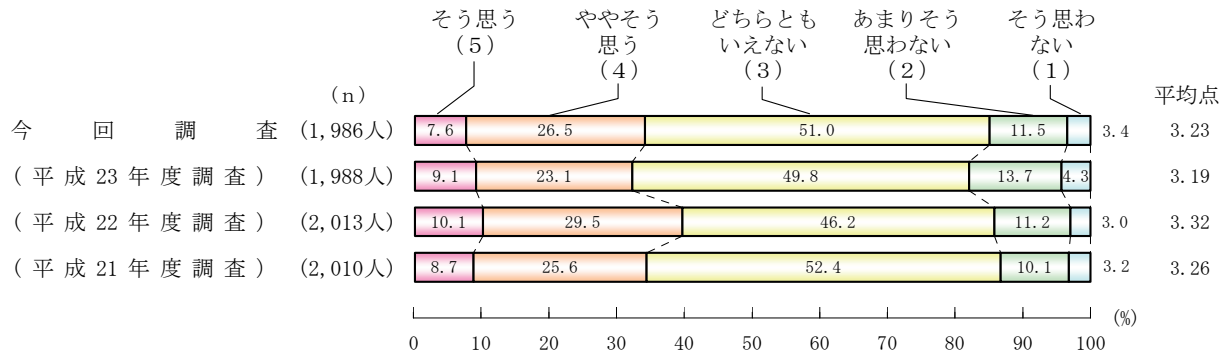


裁判員制度実施後の変化として『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は60.6%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は8.2%である。

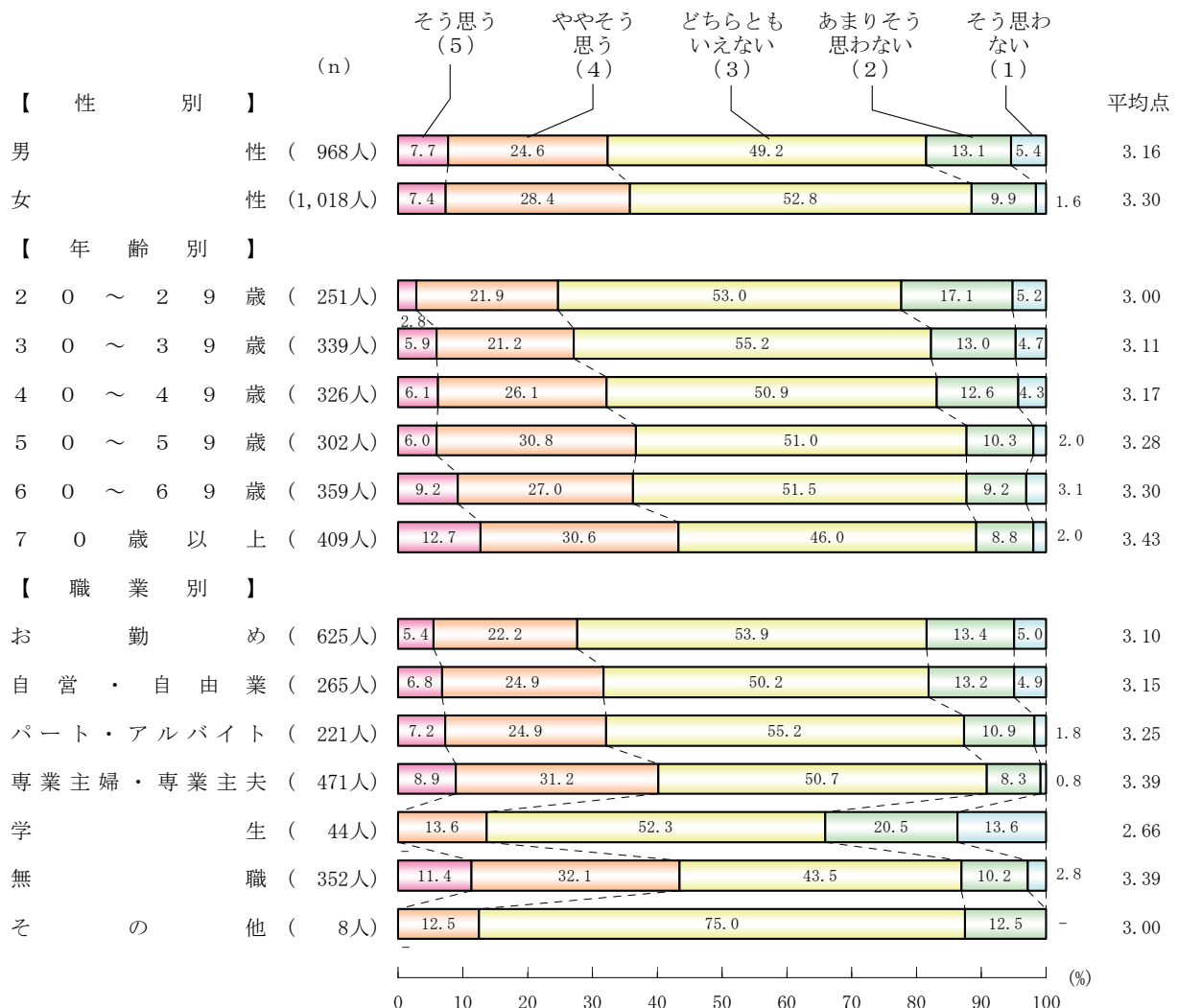


『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別・年齢別では、大きな差はみられない。職業別にみても、大きな差はみられない。

Q7 (f) 事件の真相がより解明されている

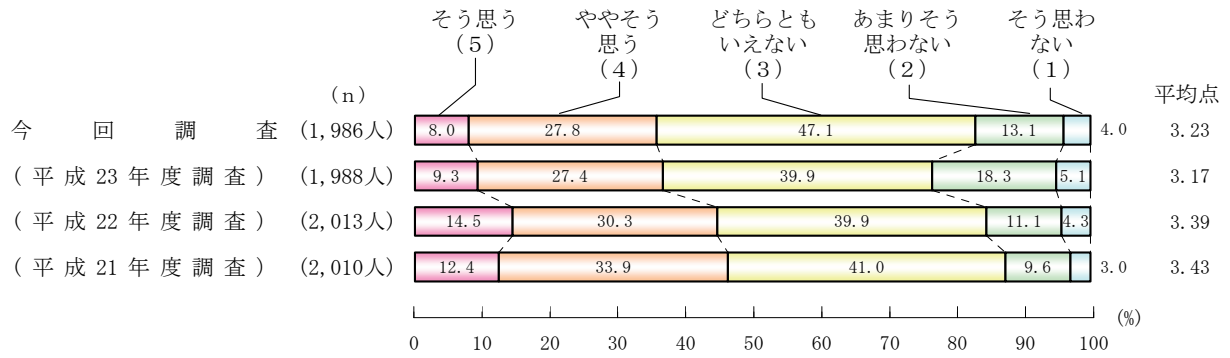


裁判員制度実施後の変化として『事件の真相がより解明されている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 34.1%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 14.9%である。

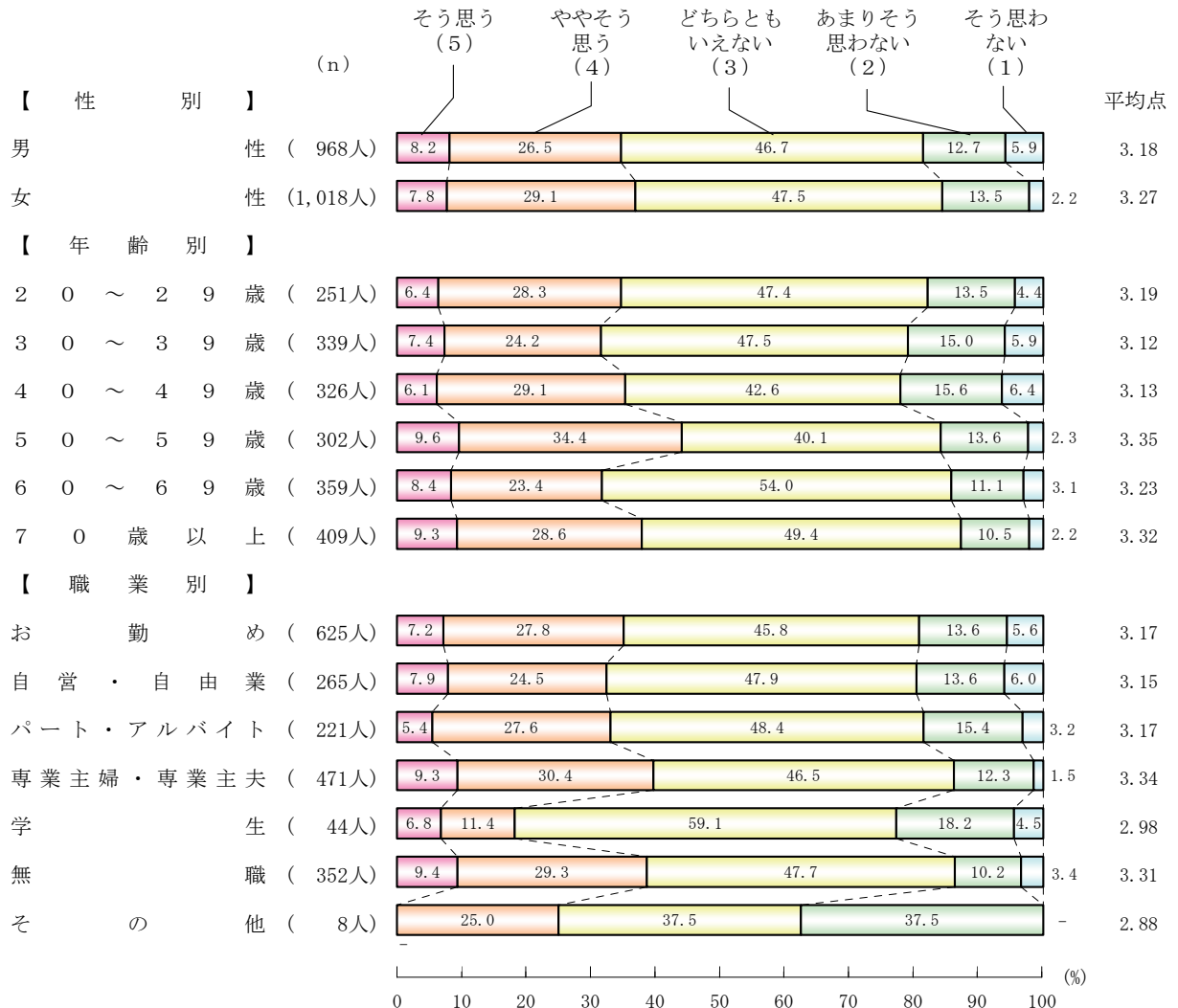


『事件の真相がより解明されている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も低く、70歳以上が最も高くなっている。職業別では、無職が最も高く、学生が最も低くなっている。

Q7 (g) 裁判の手續や内容がわかりやすくなった

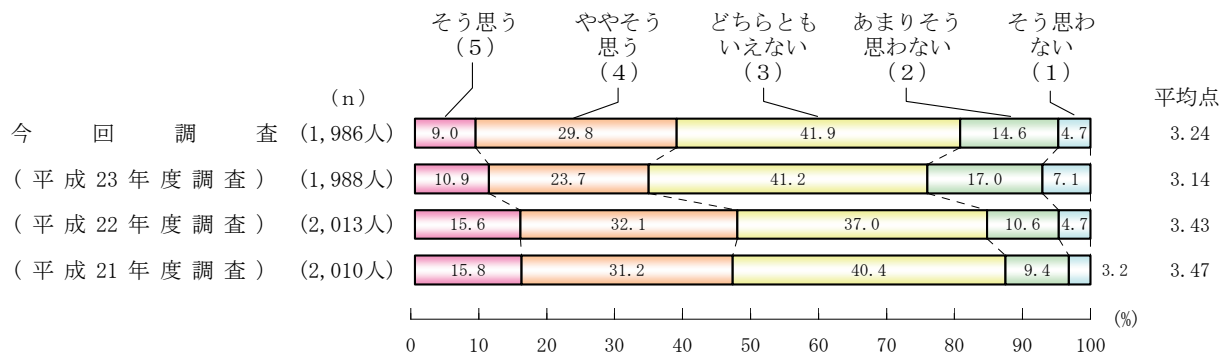


裁判員制度実施後の変化として『裁判の手續や内容がわかりやすくなった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は35.8%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は17.1%である。

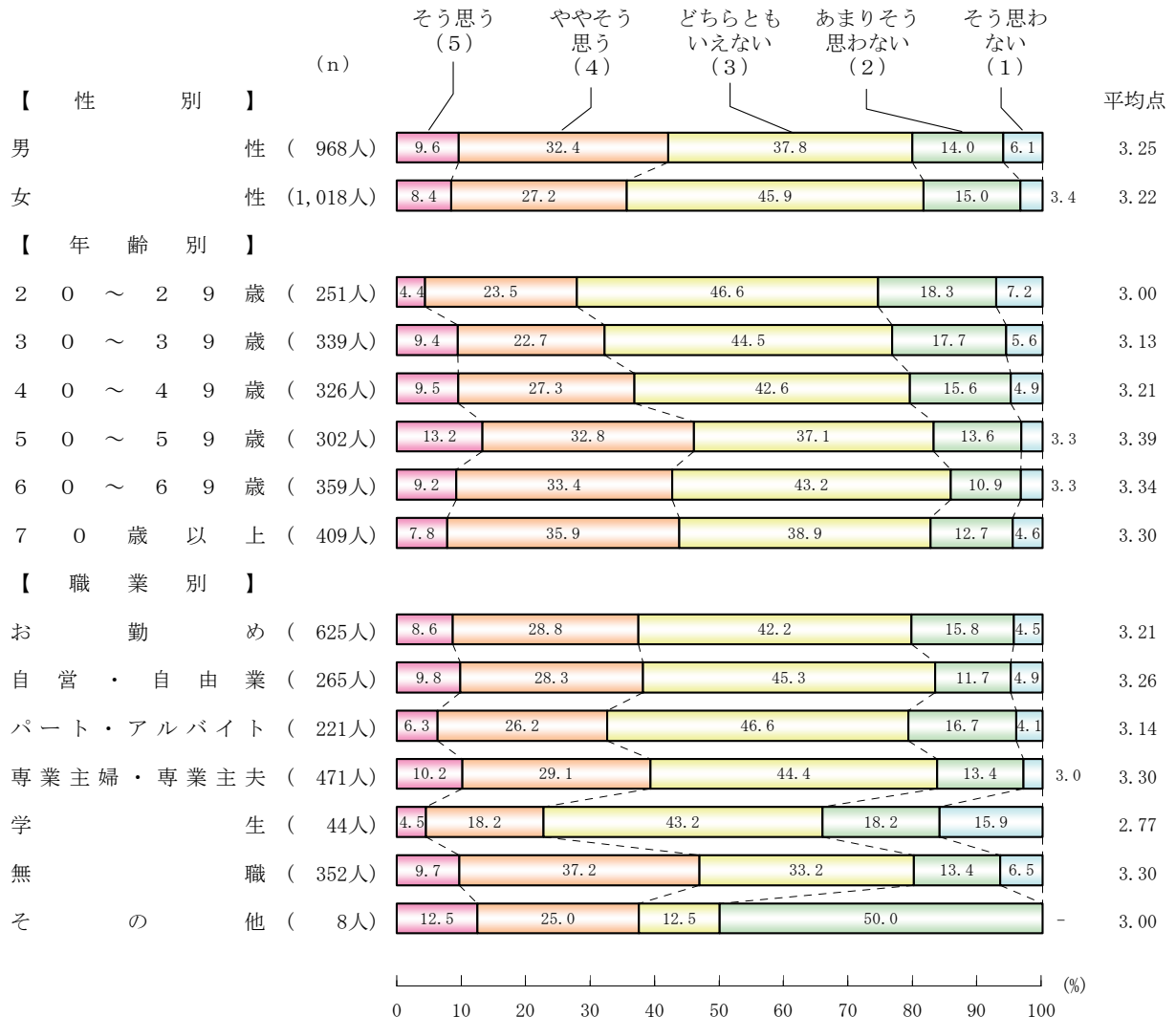


『裁判の手續や内容がわかりやすくなった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、大きな差はみられない。年齢別では、50代が最も高く、職業別では、専業主婦・専業主夫が最も高く、学生が最も低くなっている。

Q7 (h) 裁判が迅速になった

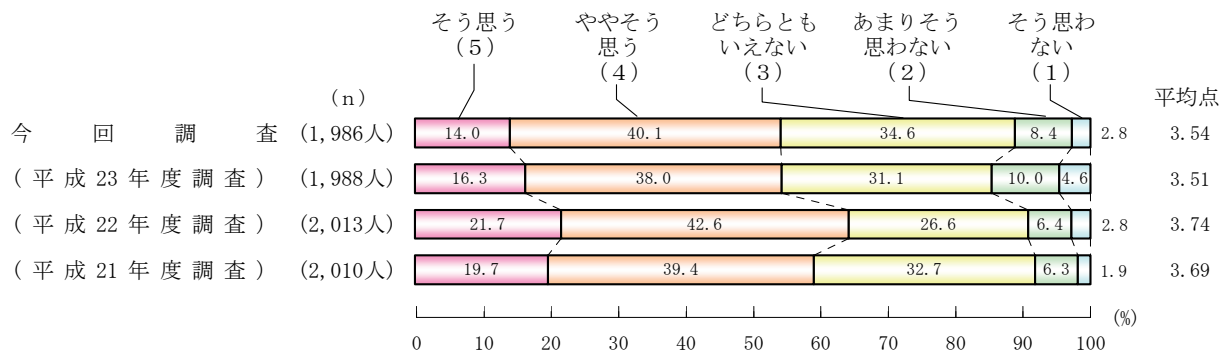


裁判員制度実施後の変化として『裁判が迅速になった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 38.8%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 19.3%である。

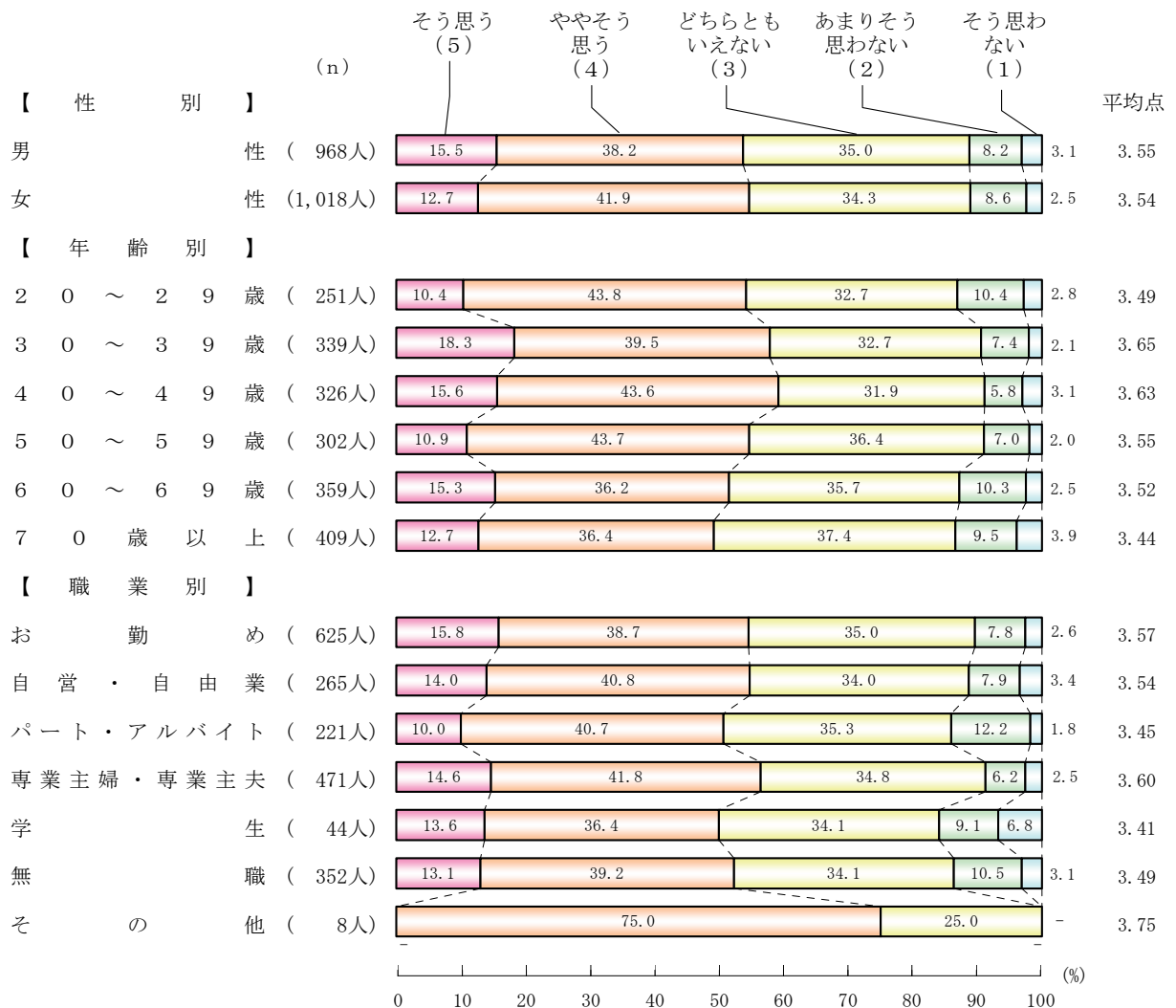


『裁判が迅速になった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、20代が最も低く、50代が最も高くなっている。職業別では、無職が最も高く、学生が最も低くなっている。

Q7 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった



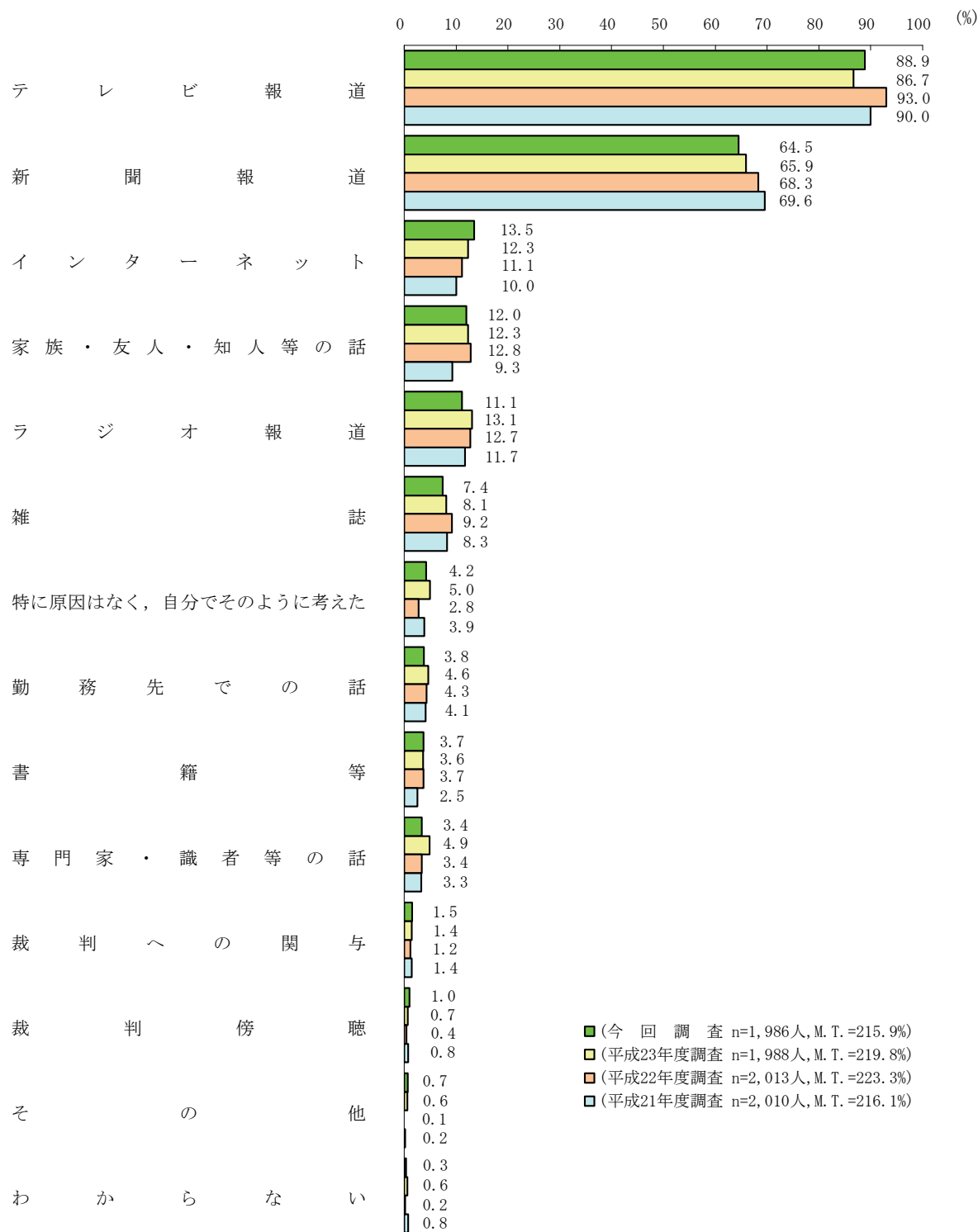
裁判員制度実施後の変化として『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は54.2%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は11.2%である。



『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別・職業別では、大きな差はみられない。年齢別では、40代が最も高く、70歳以上が最も低くなっている。

8 裁判員制度についてQ7の印象を持つことになった原因

Q8 [回答票8] あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



現在実施されている裁判員制度についてQ7の印象を持つことになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が88.9%と最も高く、次いで「新聞報道」が64.5%であった。以下、「インターネット」(13.5%)、「家族・友人・知人等の話」(12.0%)、「ラジオ報道」(11.1%)となっている。

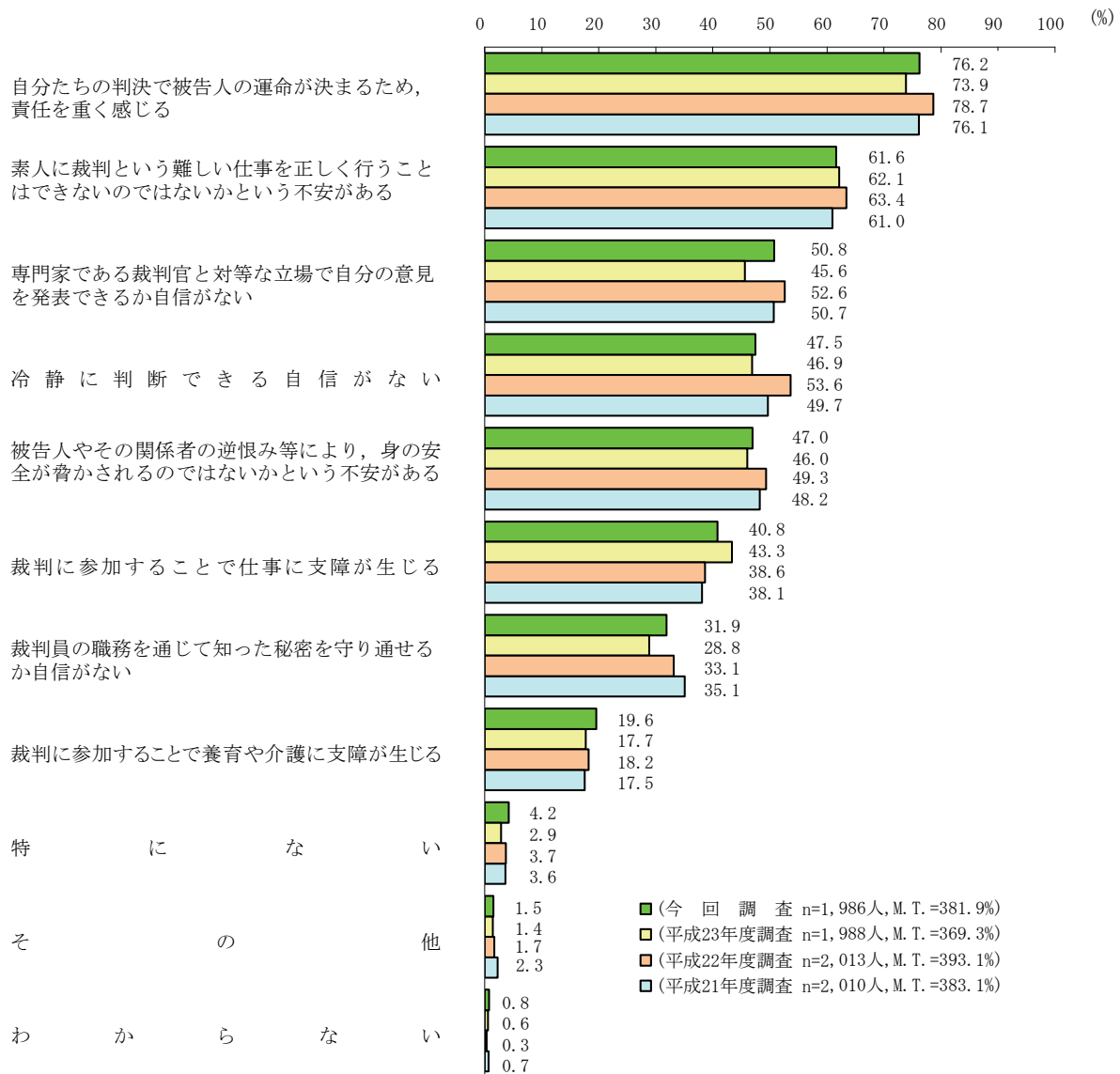
	該当数 (n)	新聞報道	雑誌	書籍等	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	裁判への関与	裁判傍聴	家族・友人・知人等の話	勤務先での話	専門家・識者等の話	特に原因はなく、自分で そう考えた	その他	わからない	回答計
F 1 【性】																
男性	968	67.9	9.4	5.6	86.8	13.1	19.5	2.4	1.5	9.8	6.0	4.1	4.9	0.5	0.2	231.7
女性	1018	61.2	5.4	2.0	91.0	9.1	7.8	0.6	0.4	14.1	1.8	2.8	3.5	0.9	0.4	200.9
F 2 【年齢】																
20～29歳	251	30.7	1.6	2.0	83.3	3.6	26.7	0.4	-	10.0	3.2	0.8	9.2	1.6	0.8	173.7
30～39歳	339	50.1	6.8	3.8	84.1	9.1	21.2	1.8	1.5	10.3	6.5	2.9	5.0	0.3	0.3	203.8
40～49歳	326	68.4	7.4	4.0	89.9	9.8	18.1	1.2	-	12.9	5.2	5.2	3.4	0.3	-	225.8
50～59歳	302	73.8	8.9	4.3	92.4	15.6	11.9	2.3	1.7	14.2	4.6	4.3	2.6	0.7	-	237.4
60～69歳	359	81.1	12.5	5.3	91.1	15.3	8.1	1.7	1.4	13.6	3.3	3.9	3.3	1.1	0.3	242.1
70歳以上	409	72.4	5.6	2.7	91.2	11.2	1.2	1.2	1.0	11.0	0.7	2.9	2.9	0.5	0.5	205.1
F 3 【職業】																
お勤め	625	60.0	7.4	4.8	84.2	11.5	21.8	1.9	1.1	9.9	8.6	3.5	5.3	0.8	-	220.8
自営・自由業	265	69.8	9.4	5.7	92.1	17.0	14.7	2.6	1.1	15.5	0.8	4.9	2.6	1.1	-	237.4
パート・アルバイト	221	60.2	8.6	1.8	94.1	8.6	10.0	0.5	1.8	15.8	4.5	2.7	2.3	-	-	210.9
専業主婦・専業主夫	471	65.2	5.9	2.1	90.9	9.1	7.0	0.6	0.4	14.2	0.4	3.2	3.6	0.4	0.6	203.8
学生	44	40.9	4.5	4.5	75.0	2.3	34.1	2.3	-	9.1	2.3	-	20.5	4.5	2.3	202.3
無職	352	72.7	7.1	3.4	90.6	11.1	5.7	1.4	0.9	8.2	2.0	3.4	3.4	0.6	0.6	211.1
その他	8	75.0	12.5	12.5	100.0	12.5	37.5	-	-	12.5	-	-	-	-	-	262.5

男女別にみると、「テレビ報道」、「家族・友人・知人等の話」は女性で高く、「新聞報道」、「インターネット」、「ラジオ報道」は男性で高くなっている。年齢別にみると、「テレビ報道」は50代で高く、「新聞報道」は50代以上で高く、「インターネット」は20代～40代で高くなっている。職業別にみると、「テレビ報道」はパート・アルバイトで高く、「新聞報道」は無職で高く、「インターネット」はお勤め、学生で高くなっている。

9 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q9 [回答票9] あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。

(M. A.)



刑事裁判に参加するとした場合に心配や支障となるものとしては、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が76.2%と最も高く、以下、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかと不安がある」(61.6%)、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」(50.8%)、「冷静に判断できる自信がない」(47.5%)、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある」(47.0%)などとなっている。

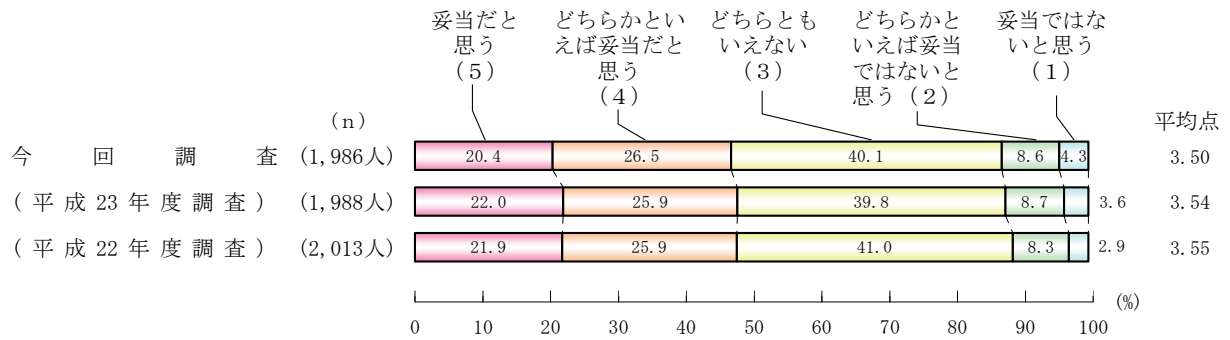
	該当数 (n)	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	冷静に判断できる自信がない	被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	裁判に参加することで仕事に支障が生じる	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	特になし	その他	わからない	回答計
F 1 【性】													
男性	968	69.6	56.0	43.0	39.4	42.0	31.8	47.9	14.2	5.8	1.4	0.8	352.0
女性	1018	82.5	66.9	58.3	55.3	51.7	32.0	34.1	24.8	2.7	1.5	0.7	410.3
F 2 【年齢】													
20～29歳	251	71.3	56.2	42.2	37.8	45.8	21.9	39.0	12.0	5.2	-	-	331.5
30～39歳	339	77.6	57.5	47.2	40.4	57.5	36.6	48.7	26.5	2.1	0.3	0.3	394.7
40～49歳	326	75.5	57.1	43.9	42.9	47.5	31.6	62.3	21.8	3.4	-	0.3	386.2
50～59歳	302	83.1	65.9	54.0	52.6	48.3	34.4	53.0	21.9	1.7	1.0	0.3	416.2
60～69歳	359	78.8	66.6	57.1	55.4	47.4	39.8	32.9	22.0	4.7	1.4	1.1	407.2
70歳以上	409	71.4	64.3	56.7	52.3	37.2	25.7	16.4	13.0	7.3	4.9	2.0	351.1
F 3 【職業】													
お勤め	625	74.2	53.4	41.1	39.0	46.2	32.3	60.2	17.8	3.5	0.5	-	368.3
自営・自由業	265	73.6	67.2	48.7	44.5	50.2	32.8	64.5	16.2	1.9	1.1	1.1	401.9
パート・アルバイト	221	81.9	67.0	57.0	51.1	53.8	33.5	48.9	26.2	3.6	-	0.9	424.0
専業主婦・専業主夫	471	83.0	66.9	60.5	56.5	48.8	31.0	16.3	25.3	4.2	1.7	0.6	394.9
学生	44	70.5	63.6	36.4	38.6	47.7	25.0	34.1	9.1	2.3	-	-	327.3
無職	352	69.6	61.9	54.8	52.0	39.2	31.8	17.0	15.3	7.7	4.3	2.0	355.7
その他	8	87.5	25.0	37.5	37.5	37.5	25.0	50.0	-	-	-	-	300.0

男女別にみると、上位5項目はいずれも女性で高くなっている。年齢別にみると、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」は50代で高く、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」は60代で高く、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」は60代以上で高くなっている。職業別にみると、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」はパート・アルバイト、専業主婦・専業主夫で高く、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」は専業主婦・専業主夫、自営・自由業で高く、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」は専業主婦・専業主夫で高くなっている。

10 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）

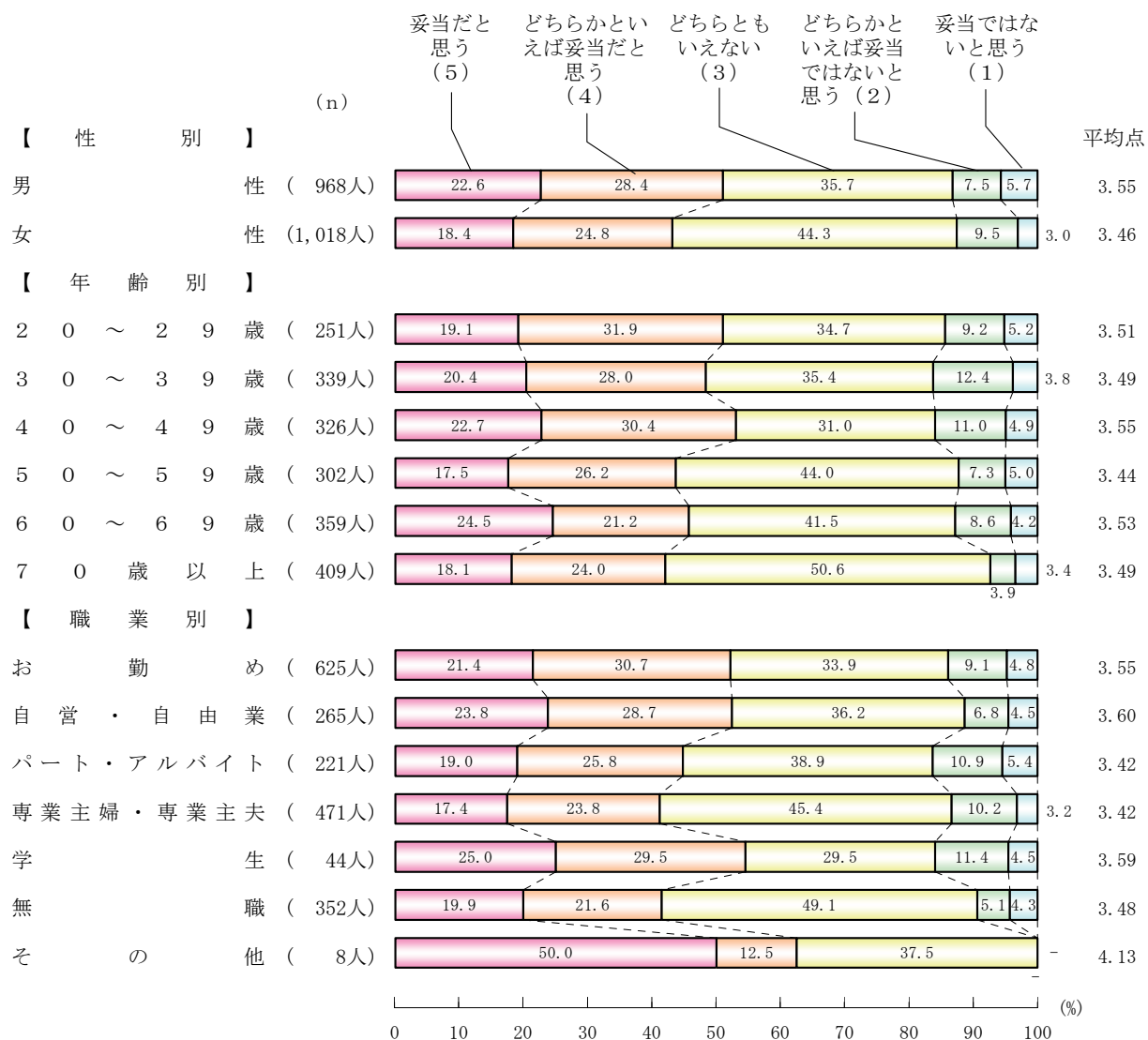
【資料1】 刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合をみると、裁判官のみの裁判では32.2%であるのに対し、裁判員裁判では56.9%となっています。

Q10【回答票10】 裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどのように思いますか。



裁判員裁判で、保護観察が付された割合が裁判官のみの裁判より多くなっていることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）は47.0%、『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」＋「妥当ではないと思う」）は12.9%である。

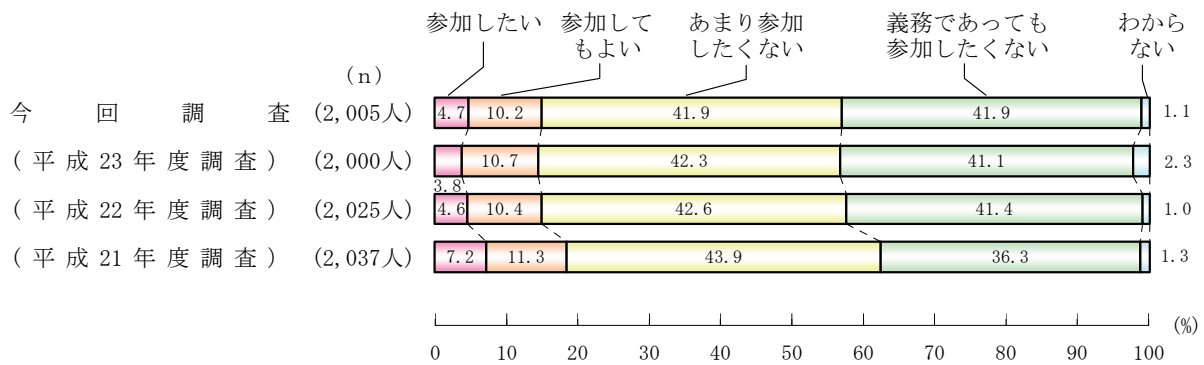
(注) 裁判官のみの裁判 32.2% = 平成18年1月1日から平成21年5月20日までの判決宣告分の数値
 裁判員裁判 56.9% = 裁判員法施行から平成24年10月31日までの判決宣告分の数値



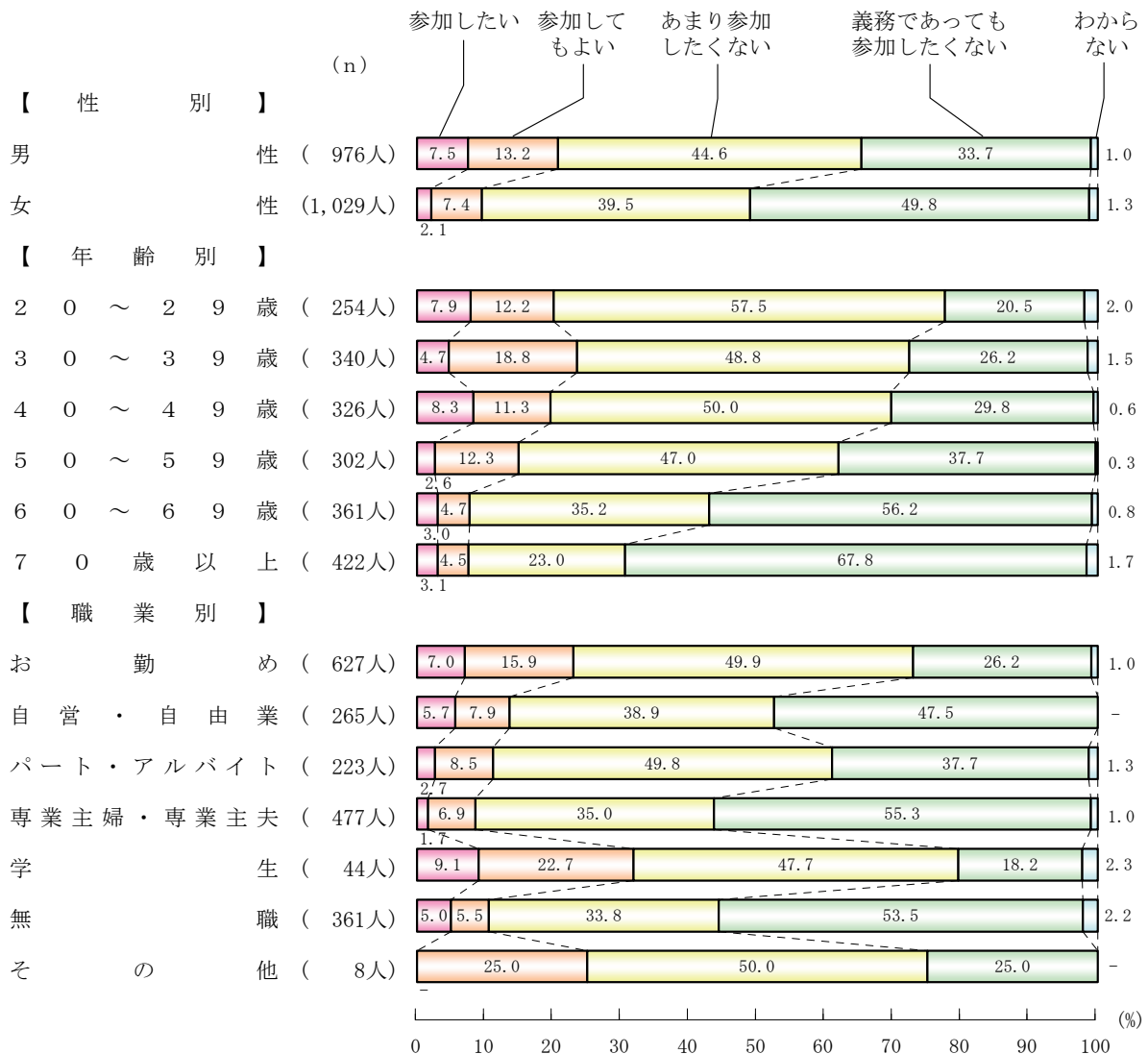
裁判員裁判で、保護観察が付された割合が『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、40代が最も高く、職業別では、学生が最も高くなっている。

11 裁判員として刑事裁判に参加したいか

Q11 [回答票11] あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。



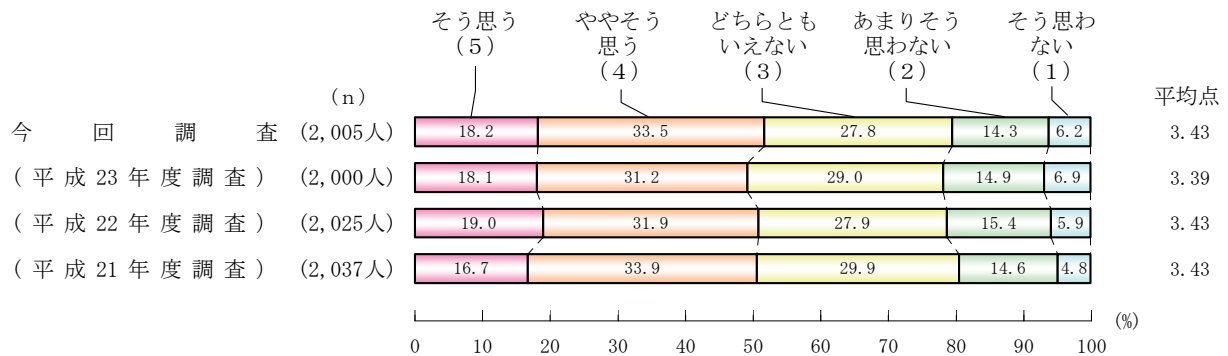
裁判員として刑事裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が4.7%、「参加してもよい」が10.2%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が41.9%、「義務であっても参加したくない」が41.9%である。



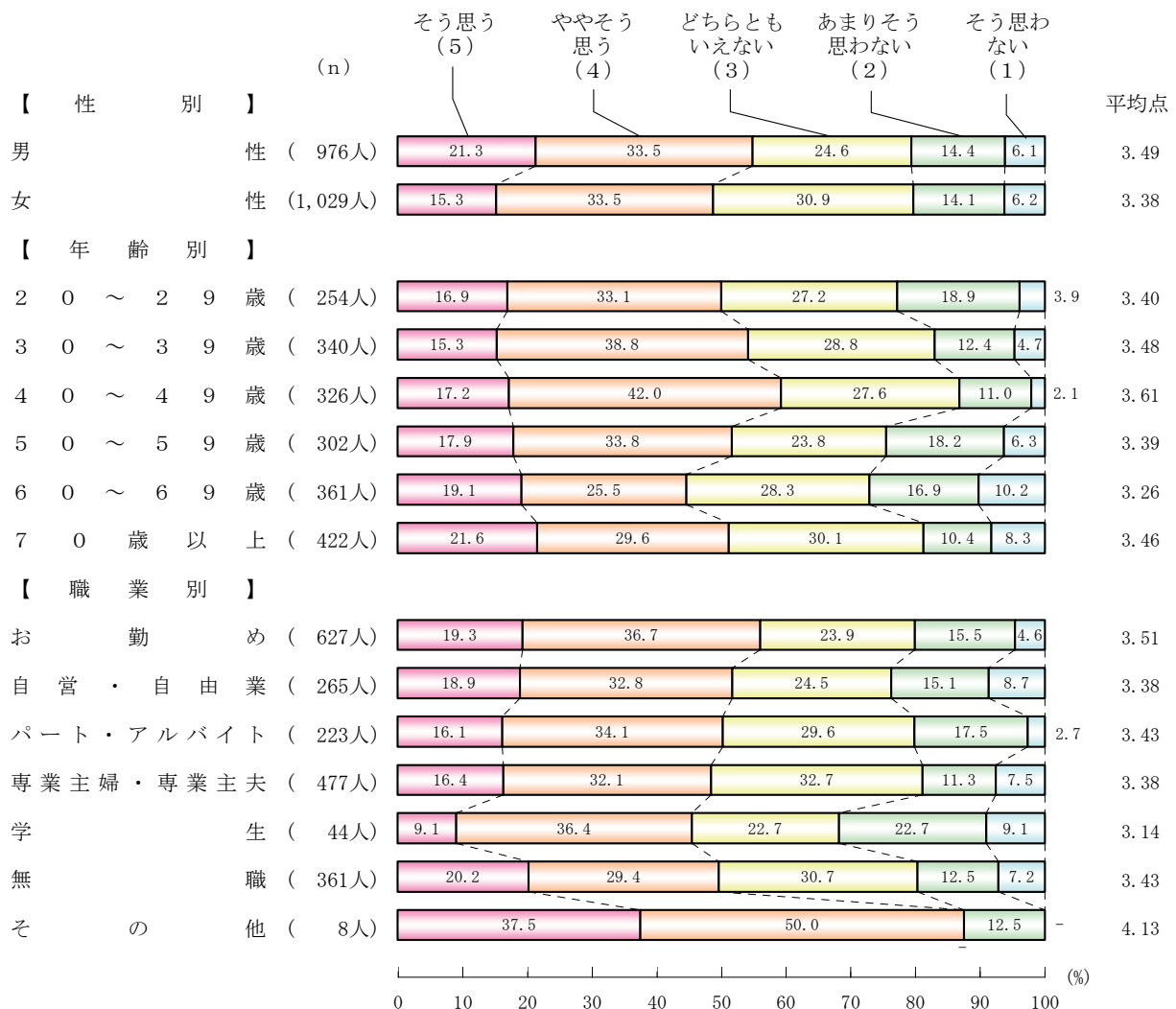
「参加したい」、「参加してもよい」と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、30代が最も高く、職業別では、学生が最も高くなっている。

1 2 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q 1 2 「回答票 1 2」刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。

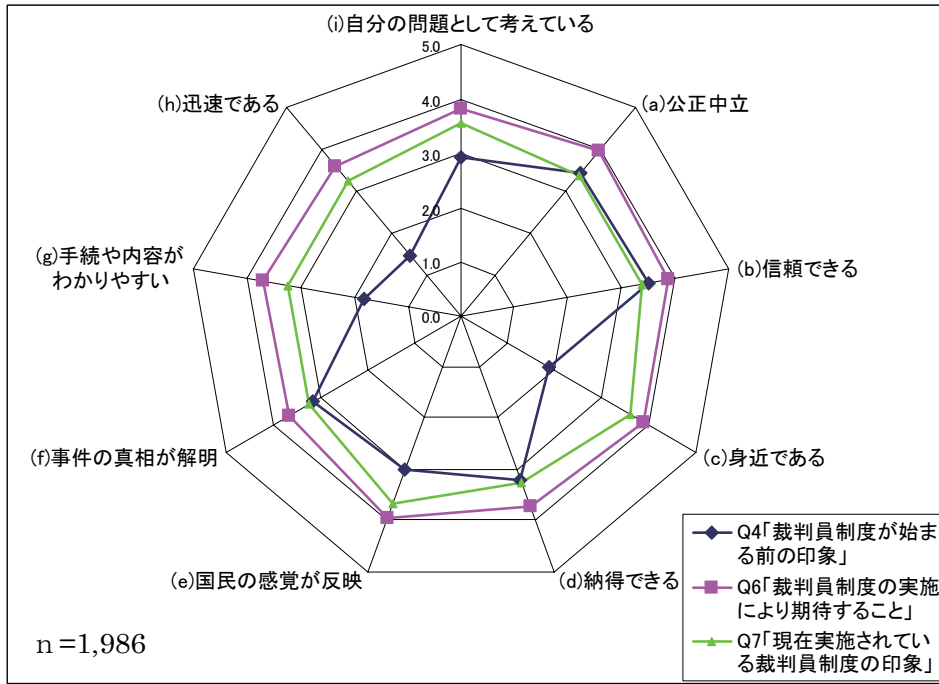


刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきであるという考え方については、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 51.7%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 20.4%である。



『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、40代が最も高く、職業別では、お勤めが最も高くなっている。

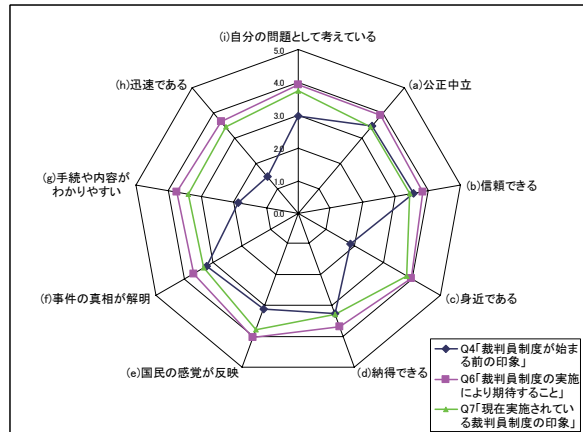
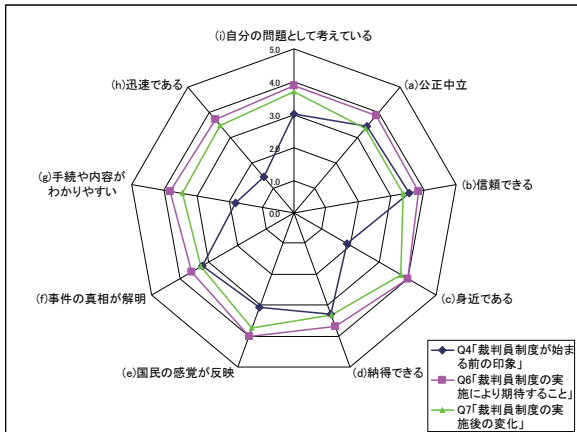
1.3 制度開始前・実施への期待・実施後の変化



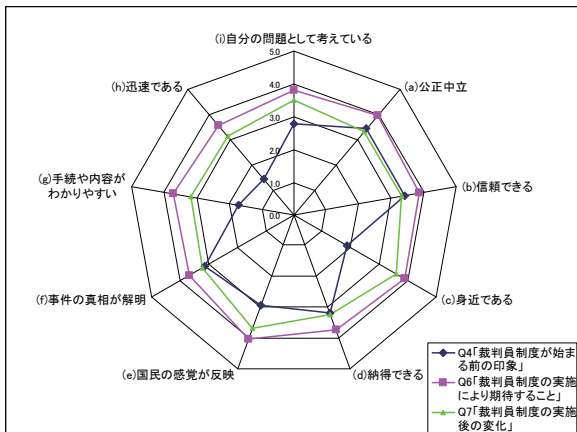
Q4：「裁判員制度が始まる前の印象」、Q6：「裁判員制度の実施により期待すること」、Q7：「現在実施されている裁判員制度の印象」の各問の9項目それぞれの点数を比較してみると、「(c)身近である」、「(g)手続や内容がわかりやすい」、「(h)迅速である」はQ4よりもQ6、Q7の点数が目立って高くなっている。

(平成21年度調査結果)

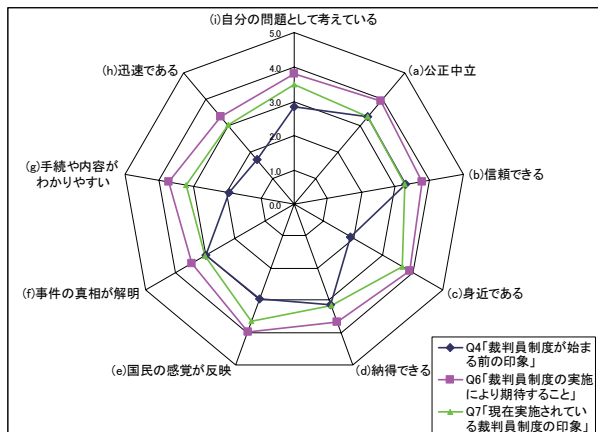
(平成22年度調査結果)



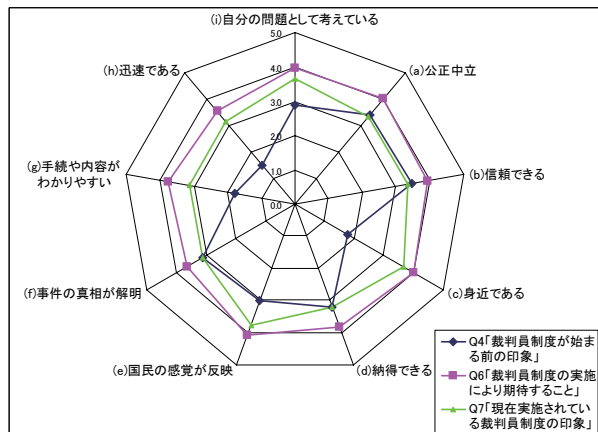
(平成23年度調査結果)



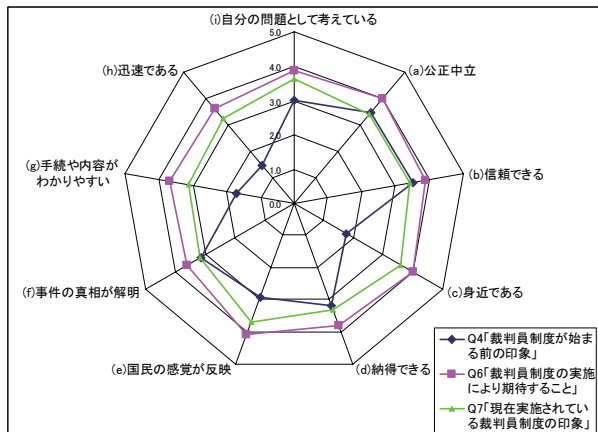
20代



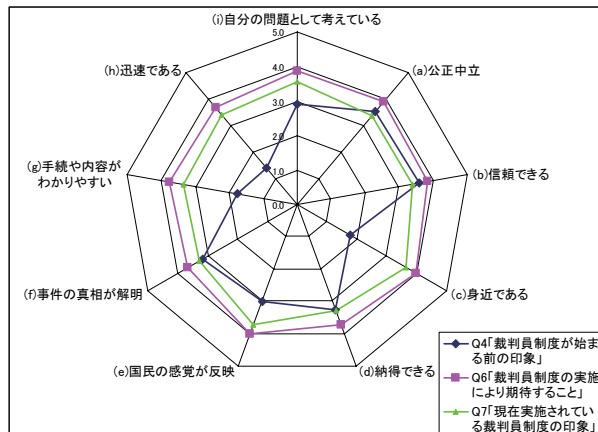
30代



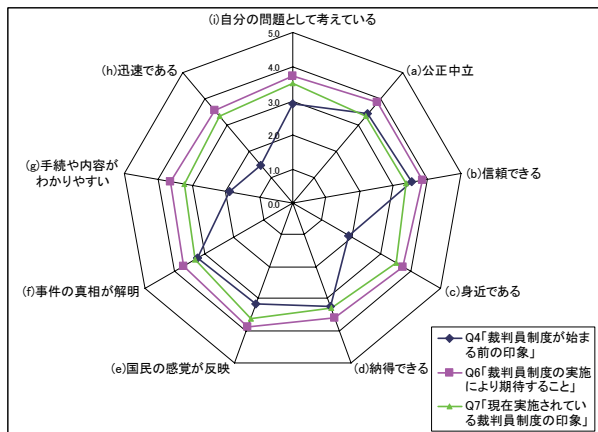
40代



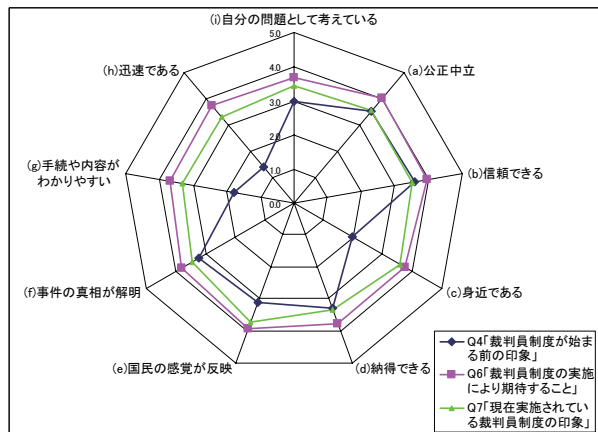
50代



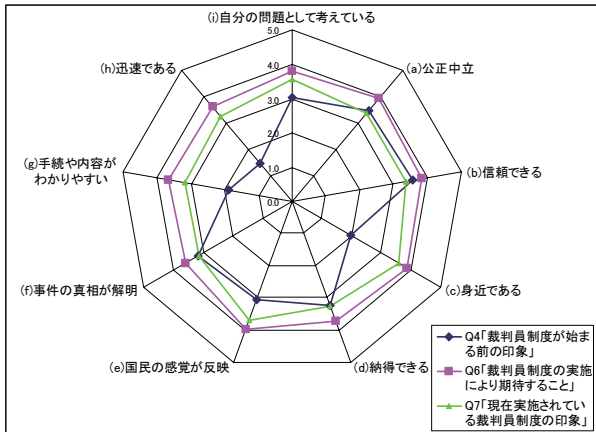
60代



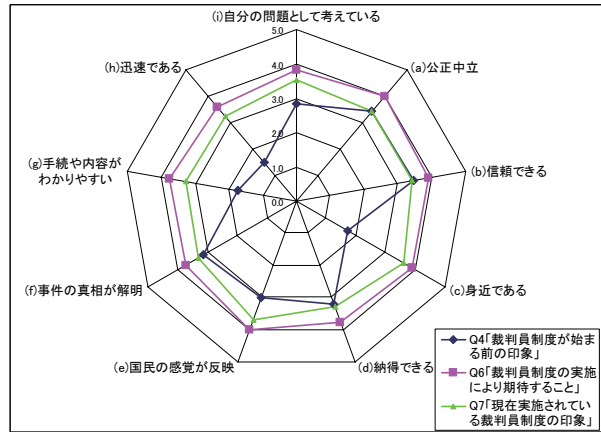
70歳以上



男性



女性



年齢別・性別にみた場合も、「(c)身近である」、「(g)手続や内容がわかりやすい」、「(h)迅速である」はQ4よりもQ6、Q7の点数が目立って高くなっている。

Ⅲ 調査票（付：単純集計結果）

Ⅲ 調査票（付：単純集計表）

裁判員制度の運用に関する意識調査

平成 25 年 1 月

Q 1 【回答票 1】あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。
 (a) ～ (c) の各項目ごとに「知っている」「知らない」のいずれかをお答えください。

		知っている	知らない
(a)	裁判員制度が実施されている	98.5	1.5
(b)	裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である	97.0	3.0
(c)	選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある	94.5	5.5

※ (a) ～ (c) ですべて「2 知らない」と回答した人は、6 ページの Q 1 1 へ

【Q 1 でひとつでも「1 知っている」と回答した人に Q 2 ～ Q 1 0 を聞く】

Q 2 【回答票 2】では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)

(n = 1,986)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 67.2(ア) 新聞報道 | 4.6(キ) 各種パンフレット |
| 6.9(イ) 雑誌 | 15.1(ク) 家族・友人・知人等の話 |
| 3.2(ウ) 書籍等 | 6.4(ケ) 勤務先での話 |
| 95.1(エ) テレビ報道 | 1.8(コ) 裁判員制度に関する各種説明会 |
| 12.0(オ) ラジオ報道 | 1.5 その他（具体的に) |
| 12.6(カ) インターネット | 0.2 わからない |

(M. T. = 226.6%)

Q 3 【回答票 3】 裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。

37.4(ア) 以前に比べて興味や関心が増した

1.6(イ) 以前に比べて興味や関心が減った

61.1(ウ) 特に変わらない

Q 4 【回答票 4】 あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。まず、「(a) 公正中立である」についてはどうですか。 [以下(b)～(i)について聞く]

		そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a)	公正中立である	17.9	25.9	41.1	11.9	3.1	3.44
(b)	信頼できる	16.9	32.7	37.4	10.5	2.6	3.51
(c)	裁判所や司法は近づき難い印象がある	48.6	28.4	14.6	6.2	2.2	1.85
(d)	納得できる裁判(判断)が行われている	8.2	26.0	48.4	13.6	3.9	3.21
(e)	国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている	5.9	20.4	49.3	18.8	5.5	3.02
(f)	事件の真相が解明されている	7.0	27.1	44.2	16.9	4.8	3.15
(g)	裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい	49.7	27.5	17.5	3.7	1.6	1.80
(h)	裁判に時間がかかる	69.9	16.7	11.0	1.7	0.7	1.46
(i)	刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている	7.9	19.8	39.4	22.8	10.1	2.93

Q 5 【回答票 5】あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 64.2(ア) 新聞報道 | 1.1(ク) 裁判傍聴 |
| 7.9(イ) 雑誌 | 10.2(ケ) 家族・友人・知人等の話 |
| 4.6(ウ) 書籍等 | 3.6(コ) 勤務先での話 |
| 88.6(エ) テレビ報道 | 4.4(サ) 専門家、識者等の話 |
| 10.8(オ) ラジオ報道 | 3.9(シ) 特に原因はなく、自分でそのように考えた |
| 12.6(カ) インターネット | 0.6 その他(具体的に) |
| 2.1(キ) 裁判への関与 | 0.5 わからない |

(M. T. = 215.1%)

Q 6 【回答票 6】あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。
まず、「(a) 裁判がより公正中立なものになる」についてはどうですか。〔以下(b)～(i)について聞く〕

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a) 裁判がより公正中立なものになる	36.6	32.7	22.6	6.4	1.8	3.96
(b) 裁判がより信頼できるものになる	31.8	34.0	25.1	7.3	1.7	3.87
(c) 裁判所や司法が身近になる	30.4	38.9	21.5	6.4	2.8	3.88
(d) 裁判の結果(判断)がより納得できるものになる	24.3	35.0	32.2	6.0	2.5	3.73
(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなる	31.0	41.5	22.8	3.2	1.5	3.97
(f) 事件の真相がより解明される	24.8	29.9	34.0	8.4	3.0	3.65
(g) 裁判の手續や内容がわかりやすくなる	25.8	31.9	30.9	8.8	2.6	3.70
(h) 裁判が迅速になる	25.2	27.5	32.3	10.7	4.3	3.59
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる	25.8	40.0	26.3	5.3	2.6	3.81

Q7 【回答票7】あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。まず、「(a) 裁判がより公正中立なものになった」についてはどうですか。〔以下(b)～(i)について聞く〕

		そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a)	裁判がより公正中立なものになった	9.6	33.7	45.7	8.3	2.7	3.39
(b)	裁判がより信頼できるものになった	8.5	35.5	44.8	8.8	2.4	3.39
(c)	裁判所や司法が身近になった	15.6	42.3	29.9	9.6	2.6	3.59
(d)	裁判の結果(判断)がより納得できるものになった	6.6	28.1	52.7	9.5	3.0	3.26
(e)	裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなった	16.1	44.6	31.2	6.9	1.3	3.67
(f)	事件の真相がより解明されている	7.6	26.5	51.0	11.5	3.4	3.23
(g)	裁判の手続や内容がわかりやすくなった	8.0	27.8	47.1	13.1	4.0	3.23
(h)	裁判が迅速になった	9.0	29.8	41.9	14.6	4.7	3.24
(i)	刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった	14.0	40.1	34.6	8.4	2.8	3.54

Q8 【回答票8】あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 64.5(ア) 新聞報道 | 1.0(ク) 裁判傍聴 |
| 7.4(イ) 雑誌 | 12.0(ケ) 家族・友人・知人等の話 |
| 3.7(ウ) 書籍等 | 3.8(コ) 勤務先での話 |
| 88.9(エ) テレビ報道 | 3.4(サ) 専門家、識者等の話 |
| 11.1(オ) ラジオ報道 | 4.2(シ) 特に原因はなく、自分でそのように考えた |
| 13.5(カ) インターネット | 0.7 その他(具体的に) |
| 1.5(キ) 裁判への関与 | 0.3 わからない |

(M. T. = 215.9%)

Q 9 【回答票 9】あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。

(M. A.)

- 76.2(ア) 自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる
- 61.6(イ) 素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある
- 50.8(ウ) 専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない
- 47.5(エ) 冷静に判断できる自信がない
- 47.0(オ) 被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある
- 31.9(カ) 裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない
- 40.8(キ) 裁判に参加することで仕事に支障が生じる
- 19.6(ク) 裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる
- 4.2(ケ) 特にない
- 1.5 その他（具体的に)
- 0.8 わからない

(M. T. = 381.9%)

Q 1 0 (調査員注：対象者に資料 1 をよく読んでもらってから質問をする)

【資料 1】刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合をみると、裁判官のみの裁判では32.2%であるのに対し、裁判員裁判では56.9%となっています。

【回答票 1 0】裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどのように思いますか。

- 20.4(ア) 妥当だと思う
- 26.5(イ) どちらかといえば妥当だと思う
- 40.1(ウ) どちらともいえない
- 8.6(エ) どちらかといえば妥当ではないと思う
- 4.3(オ) 妥当ではないと思う

(平均点 3.50)

(全員に)

Q 1 1 【回答票 1 1】あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。

4.7(ア) 参加したい

10.2(イ) 参加してもよい

41.9(ウ) あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない

41.9(エ) 義務であっても参加したくない

1.1 わからない

Q 1 2 【回答票 1 2】刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。

18.2(ア) そう思う

33.5(イ) ややそう思う

27.8(ウ) どちらともいえない

14.3(エ) あまりそう思わない

6.2(オ) そう思わない

(平均点 3.43)

最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについて伺います。

《フェース・シート》

F 1 【性】(調査員判断)

48.7 男性

51.3 女性

F 2 【年齢】あなたのお年は満でいくつですか。

12.7 20～29 歳

17.0 30～39 歳

16.3 40～49 歳

15.1 50～59 歳

18.0 60～69 歳

21.0 70 歳以上

F 3 【職 業】〔回答票 1 3〕あなたのご職業をお聞かせください。この中から当てはまるものを1つ選んでください。

- 31.3(ア) お勤め (公務員・会社経営者を含む)
- 13.2(イ) 自営・自由業
- 11.1(ウ) パート・アルバイト
- 23.8(エ) 専業主婦・専業主夫
- 2.2(オ) 学 生
- 18.0(カ) 無 職
- 0.4 その他 (具体的に)

以上で面接調査は終了です。
ご協力ありがとうございました。

標本抽出方法

母集団：全国の市区町村に居住する満20歳以上の者

目標回収数：2,000人

地点数：125地点

抽出方法：層化2段無作為抽出法

〔層化〕

1. 全国の市町村を、都道府県を単位として次の11地区に分類した。

(地区)

北海道地区＝北海道	(1道)
東北地区＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	(6県)
関東地区＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県	(1都6県)
北陸地区＝新潟県、富山県、石川県、福井県	(4県)
東山地区＝山梨県、長野県、岐阜県	(3県)
東海地区＝静岡県、愛知県、三重県	(3県)
近畿地区＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	(2府4県)
中国地区＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	(5県)
四国地区＝徳島県、香川県、愛媛県、高知県	(4県)
北九州地区＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	(4県)
南九州地区＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	(4県)

2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように25分類しそれぞれを第1次層として、計65層とした。

○ 大都市（都市ごとに分類）

（東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）

○ 人口20万人以上の都市

○ 人口10万人以上の都市

○ 人口10万人未満の都市

○ 町村

（注）ここでいう都市とは、平成24年4月1日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく平成24年3月31日現在の人口による。

〔目標回収数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における母集団数（平成24年3月31日現在の20歳以上人口）の大きさにより目標回収数及び調査地点数を配分した。

〔抽出〕

1. 第1次抽出単位となる調査地点として、平成22年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
2. 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時の当該母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

3. 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成22年国勢調査時の、市区町村コードに従った。
4. 調査地点における対象者の抽出は、性別年代別人口構成に応じて設定された目標回収数に達するまで行った。